

平成25年9月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成25年9月中川村議会定例会議事日程（1）

平成25年9月10日（火） 午前9時00分 開会

出席議員（10名）

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
日程第5	議案第1号	中川村鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について
日程第6	議案第2号	中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第3号	平成24年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第4号	平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	議案第5号	平成24年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第6号	平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	議案第7号	平成24年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	議案第8号	平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	議案第9号	平成24年度中川村水道事業決算認定について
日程第14	議案第10号	中川村教育委員会委員の任命について
日程第15	議案第11号	平成25年度中川村一般会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第12号	平成25年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第13号	平成25年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18	一般質問	

1番	中塚 礼次郎
2番	高橋 昭夫
3番	小池 厚
4番	山崎 啓造
5番	村田 豊
6番	大原 孝芳
7番	湯澤 賢一
8番	柳 生 仁
9番	竹 沢 久美子
10番	松 村 隆 一

説明のために参加した者

村長	曾 我 逸 郎	副村長	河 崎 誠
教育長	松 村 正 明	総務課長	宮 下 健 彦
会計管理者	宮 澤 学	住民税務課長	米 山 恒 由
保健福祉課長	玉 垣 章 司	振興課長	福 島 喜 弘
建設水道課長	米 山 正 克	教育次長	座光寺 悟 司
代表監査委員	鈴 木 信		

職務のために参加した者

議会事務局長	中 平 千賀夫
書記	松 村 順 子

4番 山崎 啓造

- (1) リニア新幹線整備を地域の活性化に活かすためには
- (2) 3期目の村政運営（村づくり）を進める上で

7番 湯澤 賢一

- (1) 消防の広域化の問題点について

8番 柳 生 仁

- (1) 国道、県道、村道の歩行者、通行車両の安全対策は
- (2) 水源の森は守り続けなければならない大切な資源であり、行政にも大きな責任があります。保全のため将来計画を。

平成25年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成25年9月10日 午前9時00分 開会

○事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議　　長 　おはようございます。
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達しておりますので、ただいまより平成25年9月中川村議会定例会を開会いたします。
なお、8番 柳生仁議員から、身内のご不幸により、本定例会、不定期出勤になる旨、申し入れがあり、許可をしておりますので、お知らせをいたします。
ここで議案の訂正がありますので事務局長より申し上げます。

○事務局長 　議案第11号 平成25年度中川村一般会計補正予算(第3号)をお出しいただきたいと思ひます。
議案第11号の25ページ、一番下でありますけれども、住宅管理費の原材料費、細節の説明文ですが、「牧ヶ原住宅道採石代」「採」の字ですけれども、「採る」ではなくて「砕く」、石への「砕く」という字に訂正をお願いしたいと思ひます。

○議　　長 　これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
ここで村長のあいさつをお願いします。

○村　　長 　おはようございます。
2013年9月中川村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれご多用な中、ご参集を賜り、まことにありがとうございます。
熱中症への警戒が繰り返し呼びかけられました猛暑も一段落をして、雨不足も一息ついて、いよいよ収穫の秋となりました。この夏は、雨が少なく気温が高い日が続きました。おかげさまで、稲については、おおむね順調のうちに刈り取りの時期を迎えることができましたが、リンゴに関しては、高温障害などなしに豊かな収穫が得られることを期待するものであります。
さて、2020年のオリンピックが東京で開催されることとなりました。マスコミが取り上げる人々の声も一様に喜び、ことほぐものばかりですが、I O Cの委員からの質問に対する安倍首相の回答に、私は不安を感じました。専門家の中には「メルトダウンして、どこにあるのかわからない核燃料が原子炉から流れ落ち、コンクリートの床も溶かして地下水に到達しているのではないか。」と危惧する意見があります。そういう中で、安倍首相の説明は「放射能汚染水は福島第一原発の港の0.3㎤の範囲に完全にブロックされている。状況はアンダーコントロール。」つまり制御できているというもので、その顔つきを見ていると、心底、そのように信じておられるように見受けられ、その危機感の乏しさに、逆に危機感を覚えました。2020年までにすべてがコントロールできて、安全のうちにオリンピックが開催できることを祈るばかりですが、オ

リンピックよりも飯舘村を初め被災した皆さんの暮らしの再建のほうが優先されねばなりませんし、ましてやオリンピックを予定どおり実行するために、子どもたちの病気であるとか、オリンピック開催に都合の悪いことを隠ぺいするようなことだけは絶対にあってはならないと思ひます。

さて、今定例会に提案いたします議案等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、専決処分についてなど報告が5件、専決処分に対する承認案件が1件、中川村鳥獣被害対策実施隊設置条例など条例案件が2件、平成24年度中川村一般会計歳入歳出決算認定等、決算認定が7件、中川村教育委員会委員の任命についてが1件、平成25年度中川村一般会計補正予算(第3号)など補正予算案件が3件であります。

なお、最終日に人権擁護委員候補者の推薦について人事案件1件を追加上程申し上げる予定であります。

いずれも重要な案件であり、特に決算については、細かな数字も見ていただかねばならず、大変ご苦労をおかけしますが、何とぞ慎重なご審議をお願い申し上げます。まして、議会開会のあいさつといたします。

よろしくお願ひいたします。

○議　　長 　日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により3番 小池厚議員及び4番 山崎啓造議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 　過日、行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。
まず、会期ですが、皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本日9月10日より19日までの10日間とするものであります。

次に日程ですが、本日は、議案第1号及び議案第2号までの条例案件につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

議案第3号から議案第9号までの平成24年度の各会計決算認定につきましては、上程、説明、質疑の後、議会先例により各常任委員会へ付託といたします。

なお、平成24年度の各会計決算について、その議案の内容に関する質疑につきましては、本日の議案上程後の質疑の中でお願いします。

議案第10号の人事案件及び議案第11号から議案第13号までの各会計補正予算につきましては、上程、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決をお願いします。

引き続き一般質問を行います。

11日は、午前9時から本会議とし、一般質問をお願いします。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

12日、13日、17日は委員会の日程とします。以上の委員会日程の中で付託案件の委員会審査及び請願・陳情案件の審査をお願いします。

18日は議案調査とします。

最終日の19日は、午後2時から本会議をお願いし、各会計決算の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

次に、請願及び陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、請願及び陳情に関連する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

なお、人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件が追加予定されておりますが、追加案件については、当日の日程でお知らせし、上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いする予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願

○議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から19日までの10日間と

したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

○議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から19日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る6月定例会において可決された「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書、国の責任による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉参加反対に関する意見書、地方財政の充実・強化を求める意見書、消費税増税の中止を求める意見書につきましては、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提出しておきましたのでご了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情につきましては、議会会議規則第95条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、村長より行政報告の申し入れがありました。

報告第1号から報告第5号について報告を求めます。

○総務課長 それでは、まず、報告第1号 決算処分の報告をさせていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして議会において指定されている事項について別紙のように専決処分したので同条第2項の規定により報告をいたします。

裏面をごらんをいただきたいと思っております。

専決第11号 専決処分書でございます。

平成25年7月22日付、専決をいたしました。

道路の管理に係る損害賠償の額を次のように決定し、和解をいたしました。

事故発生日時は平成25年6月21日、午後7時25分ごろでございます。

事故発生場所は中川村大草美里地籍の村道北山方飯沼線でございます。

相手方の方は、飯島町飯島3559番地の、氏名は記載のとおりの方でございます。

被害車両は軽乗用車であります。

事故の概要でありますけれども、村道北山方飯沼線の車道部分にアスファルトの欠損、欠落をした部分がございます、走行中の車両のフロントタイヤの側面にその部分が接触をいたしましてパンクをしたものでございます。

損害賠償の額は1万290円でございます。

以上、ご報告をいたします。

報告第2号を報告をいたします。

中川村の平成24年度決算に基づく健全化判断比率についてでございます。

中川村の平成24年度決算に基づく健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により別紙の監査委員の意見をつけて次のように報告をいたします。

中川村の実質赤字比率、それから連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計ともに収支は黒字でありまして、公営企業会計の資金不足も生じておらず、赤字額の大きさを示す数値はありません。

実質公債費比率は単年度の収支をもとにした財政指標でございますが、一般会計の公債費に準じた繰出金等が標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す数値でございます。

繰上償還によりまして地方債残高が減ったこと、公営企業の新たな起債がなく、繰入見込額が減額となるなどの結果、平成23年度の9.6%から、さらに健全化が進み、前年度数値で1.7ポイント減の7.9%というふうになりました。

将来負担比率でございますけれども、一般会計などの地方債残高、債務負担行為による支出予定額、広域連合等の起債残高のうち中川村の負担金、それから退職手当負担額等の年度末残高をもとにした財政指標でありますけれども、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどの程度の割合かを示しております。

昨年度の5.9%から算定数値がマイナス算定となりまして、より一層、健全化が図られました。マイナス算定になりましたのは、将来負担比率を算定する計算式があるわけでありまして、この分子の計算の中で地方債残高などの将来負担額を基金、特定財源見込額、地方債の基準財政需要額参入見込額の合計額が上回ったために分子の数値がマイナスとなったことによります。

いずれも早期健全化基準内の数値であります。

詳細につきましては、後日、場所を改めて説明をさせていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

○建設水道課長 続きまして報告第3号～第5号をお願いいたします。

まず、報告第3号 平成24年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に基づ

く資金不足比率についてであります。歳入額は2億2,067万4,000円、建設改良費以外の地方債現在高はなく、歳出額は2億1,937万7,000円で、資金は充足しております。資金不足が発生していないことから、資金不足比率は0%であります。

続きまして報告第4号 平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に基づく資金不足比率についてであります。歳入額が1億3,439万2,000円、建設改良費以外の地方債現在高はなく、歳出額は1億3,392万円で、公共下水道事業と同様に資金は充足しているために資金不足比率は0%であります。

最後に報告第5号 平成24年度中川村水道事業決算に基づく資金不足比率についてであります。流動資産2億1,421万4,000円に対し建設改良費以外の地方債現在高はなく、流動負債は548万9,000円で、資金は充足しており、不足比率は0%であります。

したがいまして、3会計とも経営は健全であるということでございます。

以上、資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 平成25年7月1日付で専決処分を行いました承認第1号 中川村主要地方道改良促進対策委員会条例、例規集では2巻の1,211ページであります。同条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして説明をいたします。

承認第1号の裏面をごらんください。

今回の専決処分は、同条例第3条の組織の中の委員会の構成について、村議会の議員と関係地区を代表する者となっておりますが、その委員の人数を8人から9人に増やすものであります。

主要地方道伊那生田飯田線、いわゆる竜東線の改良事業につきましては、いよいよ飯島町本郷から中川村飯沼・北組間のルート検討が、本年度、具体化する中で、7月8日に対策委員会を開催することになり、関係地区を代表する者を1名増やした体制で態勢を整えて進める必要があったということで条例改正を専決処分したものであります。

以上、ご承認いただきますようお願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、承認第1号は承認することに決定しました。

お諮りいたします。

日程第5 議案第1号 中川村鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について及び日程第6 議案第2号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を、関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、

日程第5 議案第1号 中川村鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について

日程第6 議案第2号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

の2議案を一括議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○振興課長 議案第1号についてご説明申し上げます。

提案理由であります。村では鳥獣による農作物の被害が増大している中、ニホンジカを初めとする野生鳥獣による被害防止対策を村農作物有害鳥獣駆除対策協議会が中心となって行っておりますが、個体数調整や駆除は、この協議会の駆除班として村猟友会の皆さんに担っていただいております。

このような中、鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が平成19年に施行され、市町村は、被害防止計画に基づく捕獲、防護さくの設定といった実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊を設置することが可能となり、さらに平成24年度から担い手の確保と実効性を高める観点から狩猟税の減免措置や技能講習免除等の支援策も追加され、制度の拡充が図られました。これらの制度を活用し、猟友会の皆さんの負担を軽減するため、実施隊の設置に必要となります隊員の任命や報酬等について定めるため本案を提出するものであります。

条例の内容であります。第2条では実施隊の職務を定めており、鳥獣の個体数調整、駆除及び捕獲、被害防止対策等を行うことを規定しております。

第3条では実施隊の隊員の任命等について定めており、隊員として猟友会員及び村の職員を、また、身分としましては地方公務員法の非常勤の特別職の職員としており

ます。

第4条では報酬を村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で定めることを規定しており、報酬の額につきましては本日の議案2号で提案させていただきます。

第5条では任期について定めており、任命または指名を受けた日から任命または指名を受けた日の属する年度末までで、退任は妨げないと規定しております。

第6条では庶務は振興課において処理することを定めております。

施行期日は公布の日から施行するとしていますが、公布後、速やかに実施隊を立ち上げたいと考えております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、議案第2号とあわせて一括でお願いをいたします。

○総務課長 それでは議案第2号につきましてご説明をいたします。

例規集に関しましてですが、第1巻の735ページから記載がございますので、合わせてごらんをいただきたいと思ひます。

提案理由は、ただいま提案を申し上げました鳥獣被害対策実施隊員、それから地域公共交通会議の委員等の委員の報酬について定めるため本案を提出するものであります。

まず、条例の第1条第1項で非常勤の者の報酬は別表のとおりとするとあり、別表の消防団員の団長ほか団員の年額報酬の規定の次に鳥獣被害対策実施隊員、年額2,000円を加えます。

そして、附属機関の委員及び専門委員の欄の末尾に「生活交通委員会」とあるのを「地域公共交通会議の委員」「地域有償運送事業運営協議会の委員」に改めるものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

議案第1号とあわせましてご審議いただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに議案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

日程第7 議案第3号から日程第13 議案第9号までにつきましては、平成24年度の決算関係であり、関連がありますので、この7議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、

日程第7 議案第3号 平成24年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議案第4号 平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 議案第5号 平成24年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第6号 平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第7号 平成24年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第8号 平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第9号 平成24年度中川村水道事業決算認定について

以上の7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者 それでは、議案第3号から議案第8号までの平成24年度各会計歳入歳出決算書についてご説明いたします。

決算書をごらんください。

初めに議案第3号、中川村一般会計歳入歳出決算書であります。まず、3ページをごらんください。

一番下の行の歳入合計、左から5列目の収入済額をごらんください。

平成24年度の歳入決算額は36億5,784万5,625円です。

続いて5ページをごらんください。

一番下の行の歳出合計、左から4列目の支出済額をごらんください。

歳出決算額は33億7,751万4,521円で、歳入歳出差引残額は、6ページにございますが、2億8,033万1,104円です。

次に、87ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

1の歳入総額、2の歳出総額、3の歳入歳出差引額は、ただいまご説明いたしました。

たとおりです。

4の翌年度へ繰り越すべき財源は明許繰り越しの一般財源であります(2)の繰越明許費繰越額1,225万3,000円で、歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額を差し引いた後の実質収支額は2億6,807万8,104円の黒字となりました。前年度と比べ、歳入は約2億7,153万7,000円、6.9%、歳出は2億7,167万円、7.4%の、それぞれ減となりました。

続いて内容についてご説明いたします。

1ページをごらんください。

なお、説明は主要な点や特徴的な事項についてのみといたします。

また、金額につきましては1,000円単位で申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、1款の村税は、収入済額4億4,433万5,000円で、このうち村民税が1億9,487万9,000円、固定資産税が2億1,381万1,000円でありまして、主には、固定資産税の評価がえによる家屋評価額の減少のため、村税全体では前年度比1,190万3,000円、2.6%の減となりました。

不納欠損額は82万5,000円、収入未済額は1,850万2,000円で、村税全体の徴収率は前年度比0.5ポイント減の85.8%となっております。

今後も未収金の解消に向け、さらに努力してまいりたいと思います。

次に2款の地方譲与税は5,348万5,000円で、前年度比294万8,000円、5.2%の減です。

12款の地方交付税は18億5,393万9,000円、このうち普通交付税が17億598万2,000円、特別交付税が1億4,795万7,000円でありまして、全体では前年度比2,630万6,000円、1.4%の減となりました。

地方交付税の歳入全体に占める割合は50.7%と前年度比2.8ポイントの増となっております。

次に2ページ。

14款の分担金及び負担金は3,841万円、全額が負担金で、主なものは保育料3,335万6,000円であります。

負担金の収入未済額35万9,000円は保育料1件分と児童クラブ1件分です。

15款の使用料及び手数料は4,501万6,000円、うち使用料は3,959万9,000円、主なものは住宅使用料2,964万6,000円で、収入未済額18万9,000円は住宅にかかわる4件分です。

住宅使用料は前年度比421万6,000円の増となりましたが、これは主に平成23年度完成したサンライズ中田島によるものであります。

16款の国庫支出金は1億6,297万2,000円、うち国庫負担金は9,970万6,000円、主なものは児童手当5,761万5,000円です。

国庫補助金は4,165万円で、主なものは土木費の公営住宅改善事業と社会資本整備総合交付金事業、合わせて3,304万3,000円であります。

また、委託金で衆議院選挙や、新たな取り組みとして緑の分権改革条件不利地域課題解決モデル実証調査事業で1,549万1,000円の歳入がありました。

国庫支出金全体では前年度比2,010万9,000円、11%の減となっております。

17款の県支出金は2億3,726万2,000円、うち県負担金は5,277万3,000円で、主なものは児童手当、障害者自立支援給付費などであります。

県補助金は1億7,551万9,000円で、主なものは農地等災害復旧事業3,802万8,000円、林道改良事業などに係る地域自主戦略交付金3,371万3,000円ほかで、新たな取り組みとして新規就農総合支援事業の歳入300万円がありました。

なお、収入未済額の4,350万9,000円は繰越事業にかかわる未収入財源で、地域自主戦略交付金の林道舗装事業にかかわるものであります。

県支出金全体では前年度比1億5,936万円、40.2%の大幅減となっております。

18款の財産収入は777万3,000円、主なものは土地・建物貸付収入、基金利子などで、財産収入全体では前年度比144万7,000円の減となりました。

20款の繰入金金は680万6,000円で、住民生活に光をそそぐ交付金基金からの繰り入れであります。

次に3ページ。

21款の繰越金は2億8,019万8,000円で、平成23年度からの繰越金です。

22款の諸収入は6,495万6,000円で、CATV施設利用料2,450万円などでありまして。

23款の村債は4億85万円、前年度比5,445万円、12%の減でありまして、主なものは平成23年度繰り越し2,865万円を含む村道整備事業1億5,315万円、村営住宅建設事業1億3,360万円、林道事業2,790万円などであります。

村債のうち過疎債は3億7,800万円、辺地債は2,005万円となっております。

なお、収入未済額6,570万円の内訳は、過疎債2,940万円など、3つの起債で、主に林道事業の繰り越しにかかわる未収入財源であります。

以上が歳入であります。

続いて歳出について説明いたします。

4ページをごらんください。

1款の議会費は支出済額5,837万2,000円で、前年度比734万9,000円の減であります。

2款の総務費は6億786万5,000円で、主なものは財政調整基金積立金1億5,100万円、上伊那広域連合負担金2,983万4,000円、緑の分権改革条件不利地域課題解決モデル実証調査事業1,561万8,000円などです。

選挙費では、衆議院議員選挙が執行されました。

新たな事業では、ただいま申し上げました緑の分権改革実証調査事業や公共施設等誘導案内板設置などを行いまして、総務費全体では前年度比5,423万3,000円、9.8%の増となっております。

3款の民生費は6億4,604万3,000円、主なものは、国保等特別会計への繰出金が

3会計で1億93万3,000円、扶助費は老人福祉費以下4事業の合計で2億1,600万3,000円などです。

新たな事業としては、集いの広場救助袋設置工事、高齢者憩いの家改修事業調査計画業務委託などがありました。

全体では前年度比1億3,495万円、17.3%の減となっております。

4款の衛生費は1億3,816万5,000円で、主なものは伊南行政組合負担金4,529万2,000円、上伊那広域連合負担金962万5,000円などです。

環境衛生費では緊急雇用創出事業の特定外来植物調査・駆除委託457万1,000円などに取り組みました。

全体では前年度比871万4,000円、5.9%の減となっております。

6款の農林水産業費は3億7,802万1,000円、うち農業費が2億8,903万6,000円で、主なものは農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業2,501万4,000円、中山間地域直接支払事業2,434万7,000円、農業集落排水事業会計繰出金1億1,200万円、農村災害対策整備事業1,800万円などです。

また、昨年度に引き続き平成24年度も農産物放射の分析検査にかかわる支出がありました。

新たな事業では新規就農給付金300万円などがありました。

林業費は林道改良事業3,200万1,000円などであります。

なお、翌年度繰越額の9,810万円は林道2路線の舗装事業にかかわる歳出を翌年度に繰り越したものであります。

農林水産業費全体では前年度比5,053万1,000円、11.8%の減となっております。

7款の商工費は3,665万6,000円で、主なものは商工会補助619万6,000円などで、商工費全体では前年度比2,183万8,000円、37.3%の大幅減となっております。

8款の土木費は7億1,688万7,000円、うち道路橋梁費は2億5,942万7,000円で、主なものは道路新設改良工事の平成23年度繰り越し2路線を含む村道7路線で1億3,559万1,000円、村道維持工事3,358万1,000円などであります。

河川費は、堂洞沢川改修にかかわる750万8,000円であります。

5ページの都市計画費は1億8,143万3,000円で、主なものは公共下水道会計繰出金1億5,500万円、坂戸公園整備工事2,072万7,000円などであります。

住宅費は2億5,960万3,000円で、主なものは住宅取得にかかわる村営住宅建設事業1億7,660万5,000円と公営住宅修繕買取事業7,993万円であります。

なお、土木費の翌年度繰越額1,453万5,000円は、村道1路線の道路新設改良事業と住宅の公営住宅耐震診断業務委託にかかわる歳出を翌年度に繰り越したものであります。

土木費全体では前年度比757万6,000円、1.1%の増となりました。

9款 消防費は8,821万9,000円で、常備消防費の伊南行政組合負担金6,465万4,000円、非常備消防費で新たな取り組みとして消防団員防衣、服でありますが、更新の104万円などがあります。

なお、翌年度繰越額の1,485万円は2地区の耐震性貯水槽建設工事にかかわる歳出を翌年度に繰り越したものであります。

10款の教育費は2億1,206万1,000円、うち教育総務費は7,108万4,000円で、児童・生徒支援事業730万4,000円などです。

中学校費は放送室音響装置取りかえ工事ほか210万9,000円などです。

また、社会教育費は8,024万円で、主なものは文化センターの管理運営事業2,678万1,000円、図書館事業の備品購入費269万9,000円などで、保健体育費では新たになかがわハーフマラソン交付金30万円を支出しております。

11款の災害復旧費は4,376万円で、農業用施設1カ所3,839万2,000円、林道1路線282万7,000円などであります。

12款の公債費は繰上償還を含む4億5,146万6,000円、前年度比5,400万5,000円、10.7%の減となっております。

以上が歳出であります。

7ページからの事項別明細書につきましては説明を省略いたします。

次に88ページからの財産に関する調書をごらんください。

公有財産の土地は主に教員住宅用地用途変更で118㎡の増、建物はガーデンハウス中田島新築などで787㎡の増となっております。

次に91ページ。

4の基金でございますが、積み立ては、財政調整基金で1億5,100万円、高度情報化基金1,022万1,000円などで、合計1億6,343万1,000円、取り崩しは住民生活に光をそそぐ交付金基金の680万6,000円で、年度末現在高は財政調整基金9億4,230万円などで、合計16億2,214万8,000円となっております。

以下、詳細についてはごらんをください。

決算書については以上とさせていただきます。

次に、決算報告書について、若干、ご説明いたします。

決算報告書をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

決算収支の状況であります。左の欄の⑤平成24年度実質収支額から平成23年度の実質収支額を差し引いた⑥の単年度収支と⑦の積立金、⑧の繰上償還金を加えました⑩の実質単年度収支額は2億2,419万円となりました。

次に6ページをごらんください。

6ページ、地方債の状況であります。平成24年度発行額は4億85万円、償還額は4億4,970万円で、年度末現在高は合計で35億3,329万6,000円となっております。このうち過疎債と臨時財政対策債の合計が32億3,813万3,000円で、全体の91.6%を占めております。

また、平成23年度に引き続き平成24年度も辺地債2,005万円を発行しております。

下水道会計も含めました平成24年度末の現在の中川村の地方債の残高であります。平成24年度に2億1,935万5,000円減りまして64億4,940万5,000円となっております。

おります。

次に17ページをごらんください。

17ページ、実質公債費比率であります、前年度比1.7ポイント下がって7.9%と、数値は年々低減、改善をしております。

18ページの財政力指数であります、0.21ということで、昨年度を0.01ポイント下回っております。

以上が主な財政指標であります。

これらの数値から見ますと、中川村の財政は、厳しいながらも、おおむね健全な運営が図られていると思います。

しかしながら、多額の国債発行残高に見られますように、国の厳しい財政状況、また、今後も東日本大震災の復旧に多額の国費が投入されるということが予想されるということでありまして、歳入で大きな比重を占めます地方交付税の動向など、歳入に関しては今後も不安定な要素があります。今後とも財源確保に努めながら、第5次総合計画に基づき計画的かつ効率的な財政運営に努める必要があります。

続きまして、議案第4号、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書についてご説明いたします。

まず、2ページをごらんください。

歳入合計、左から5列目の収入済額をごらんください。

平成24年度の歳入決算額は4億9,938万6,493円です。

続いて4ページをごらんください。

表中、一番下の行の歳出合計、左から4列目の支出済額をごらんください。

歳出決算額は4億6,679万1,523円です。

歳入歳出差引額は3,259万4,970円です。

前年度と比べ、歳入は約3,073万9,000円、6.6%、歳出は1,346万円、3.0%の、それぞれ増であります。

1ページをお願いします。

1款の国民健康保険税であります、収入済額は1億2,053万円で、前年度比372万8,000円、3%の減となっております。不納欠損額は46万2,000円、収入未済額は563万8,000円で、徴収率は前年度比0.4ポイント減の95.2%であります。

5款の国庫支出金は9,222万6,000円で、主なものは療養給付費等負担金7,133万1,000円、調整交付金1,785万5,000円などです。

6款の療養給付費交付金は3,470万6,000円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職者分です。

7款の前期高齢者交付金は1億5,944万円で、これは前期高齢者医療にかかわる支払基金からの交付金です。

13款の繰入金は1,702万1,000円で、一般会計からの医療給付費分などの繰り入れです。

次に3ページの歳出であります、2款の保険給付費は3億942万8,000円、この

うち療養諸費と高額療養費は一般被保険者で2億7,680万2,000円、前年度比1,285万5,000円、4.9%の増、退職被保険者で2,933万3,000円、前年度比370万円、11.2%の減となっております。

また、任意給付費の出産育児一時金は5件で210万円、葬祭費は5件で15万円です。

一般被保険者の医療給付費が増えたことにより、保険給付費全体では前年度比859万円、2.9%の増となりました。

3款の後期高齢者支援金等は6,798万8,000円で、前年度比448万3,000円の増です。

7款の共同事業拠出金は4,456万4,000円で、内訳は高額医療費共同事業分886万6,000円、保険財政安定化事業分が3,569万8,000円です。

8款の保健事業費は354万2,000円、うち特定健康診査事業が291万7,000円となっております。

次に24ページの財産に関する調書をごらんください。

国保支払準備基金は2万円の積み立てを行いまして年度末の残高で2,512万円となっております。

以上が国保会計でございます。

次に、議案第5号、介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

1ページをごらんください。

一番下の行の歳入合計、左から5列目、支出済額をごらんください。

平成24年度の歳入決算額は5億3,700万6,651円です。

続いて2ページをごらんください。

一番下の行の歳出合計、左から4列目の支出済額をごらんください。

歳出決算額は5億3,183万846円で、歳入歳出差引額は517万5,805円です。

前年度と比べ、歳入は約4,940万8,000円、10.1%、歳出は4,596万3,000円、9.5%の、それぞれ増です。

1ページをごらんください。

歳入の1款 保険料は9,465万円で、前年度比1,567万2,000円の増です。収入未済額は5万円で、徴収率は前年度比0.1ポイント増の99.9%です。

4款の国庫支出金は1億3,452万円、5款の支払基金交付金は1億5,562万2,000円、6款の県支出金は7,738万7,000円、10款の繰入金は7,153万2,000円ですが、これらの大部分は保険給付費に充てられる収入でございます。

なお、繰入金のうち基金繰入金80万円でありまして、介護給付費の準備基金取り崩しによるものでございます。

2ページ、歳出でございます、2款 保険給付費が5億1,221万2,000円、主なものはサービス給付費等諸費が5億474万2,000円、高額介護サービス費が747万円です。給付費全体では前年度比4,809万1,000円、10.4%の増です。

6款の基金積立金は280万円で、介護給付費準備基金に、この結果、16ページにございます財産に関する調書であります、年度末基金残高、介護給付費準備基金は

3,700万円となっております。

以上が介護保険会計でございます。

次に、議案第6号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書でございます。

1ページ、一番下の行の歳入合計、左から5列目の収入済額をごらんください。

平成24年度の歳入決算額は4,384万9,972円であります。

続いて2ページの表、一番下の行の歳出合計、左から4列目の支出済額をごらんください。

歳出決算額は4,383万3,272円で、翌年度繰越額1万6,700円となりました。

1ページの歳入であります。1款の保険料は3,061万1,000円で、収入未済額は9万3,000円、徴収率は99.7%であります。

4款の繰入金は一般会計繰入金で1,318万円あります。

2ページの歳出であります。2款の広域連合納付金でございますが、4,340万3,000円でありまして、保険料負担分と保険基盤安定負担金であります。

以上が後期高齢者医療特別会計でございます。

続きまして議案第7号、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書であります。

1ページ、一番下のところの収入済額をごらんください。

平成24年度の歳入決算額は2億2,067万4,187円あります。

続いて2ページの表、支出済額をごらんください。

歳出決算額は2億1,937万6,680円あります。

翌年度繰越額が129万7,505円あります。

前年度と比べまして歳入が約300万3,000円、1.3%、歳出は348万円、1.6%の、それぞれ減となっております。

1ページの歳入であります。1款の分担金及び負担金は778万1,000円で、前年度比226万1,000円の増、収入未済額は23件で1,350万円となっております。

今後ともつなぎ込みを推進し、未収金の解消に努めてまいりたいと思います。

2款の使用料及び手数料のうち使用料でございますが、5,676万8,000円、前年度比209万8,000円の増であります。収入未済額は22件、122万4,000円あります。

なお、平成24年度の人口による水洗化率を見ますと、大草処理区が93.2%、片桐処理区が83.6%、合計で86.9%でありまして、全体では前年度比で2.3ポイントの増となっております。

7款の繰入金でございますが、1億5,500万円、前年度比で760万円、4.7%の減であります。一般会計からの公債費分の繰り入れであります。

2ページの歳出をお願いします。

1款の下水道事業費は4,542万円、うち下水道維持費が3,289万3,000円で、前年度比86万2,000円の減となっております。

2款の公債費は1億7,395万6,000円で、前年度比282万2,000円の減であります。

10ページのほうに財産に関する調書がございますが、公有財産、重要物品と年度中の増減はございません。

以上が公共下水道会計でございます。

続きまして、議案第8号、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

1ページ、歳入合計の収入済額をごらんください。

平成24年度の歳入決算額は1億3,439万2,027円です。

次に2ページのほうの表でございますが、支出済額をごらんください。

歳出決算額は1億3,391万9,920円で、翌年度繰越額が47万2,107円となっております。

前年度と比べまして歳入は430万3,000円、3.1%、歳出は408万4,000円、3.0%の、それぞれ減となっております。

1ページの歳入をお願いします。

2款の使用料及び手数料のうち使用料でございますが、2,159万1,000円で、前年度比34万6,000円の増、収入未済額、11件で19万7,000円あります。

平成24年度の人口による水洗化率を見ますと、全体では86.7%ということで、前年度比1.3ポイントの増であります。

7款の繰入金は1億1,200万円で、主に公債費分であります。

2ページの歳出であります。1款の農業集落排水事業費は3,278万6,000円、このうち維持管理事業分は2,419万1,000円で、前年度比50万1,000円の減となっております。

2款の公債費は1億113万4,000円で、前年度比385万4,000円の減となっております。

以上、農業集落排水会計でございます。

以上、各会計決算の説明とさせていただきます。

審査のほど、よろしく願いいたします。

○建設水道課長

続きまして、議案第9号 平成24年度中川村水道事業決算認定について説明をいたします。

水道事業につきましては、地方公営企業法の適用を受けておりますので企業会計方式により処理をしております。そのため、損益計算書の増減事項になる損益取引と貸借対照表の増減事項となる基本取引との2本立てになっております。

また、決算書の数値は税込表示、損益計算書や費用明細書などは税抜表示となっておりますので、あらかじめご承知おきをいただきたいと思います。

なお、金額については1,000円単位で申し上げます。

それでは、決算報告書の1ページ、収益的収入及び支出ですが、収益的収入の決算額9,037万6,000円に対し収益的支出の決算額は8,256万円で、見かけ上、差し引き781万5,000円のプラスとなりました。

続いて2ページ、資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額298万7,000円に対し資本的支出は建設改良費1,702万5,000円と企業債償還金340万1,000円を合わせて決算額2,042万6,000円、差し引き1,743万9,000円の不足となっておりますが、

この不足額は当年度消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

続いて3ページ、損益計算書をごらんください。

これは収益的収支の明細となっておりますが、この表以降につきましては借り受け消費税を抜いた数値、税抜きとなっておりますのでご留意いただきたいと思います。

営業収益は合計で8,618万5,000円、営業費用の合計は7,993万4,000円、差し引きの営業利益は625万1,160円となりました。

これに営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益は492万8,591円となりました。

特別利益はなく、特別損失は過年度損益修正損6万673円で、差し引きをして当年度純利益は486万7,918円となりました。

そこから前年度繰越欠損金125万3,005円を引いた361万4,913円が当年度未処分利益剰余金となりました。

続いて4ページをごらんください。

この2つの表につきましては、昨年度から様式が変わっております。

まず、上の表ですが、剰余金計算書、その中の利益剰余金につきましては、前年度繰越欠損金125万3,000円から前のページで算出された当年度純利益の486万7,000円を加減した当年度末残高は361万4,000円の利益となっております。

また、資本剰余金は、前年度末残高の13億3,808万2,000円に工事負担金の280万4,000円を加えた額の13億4,092万6,000円が当年度末残高となります。

下の表は、上の表で計算された剰余金の処分に関する計算書案で、自己資本金と借入資本金からなる資本金及び資本剰余金の残高と未処分利益剰余金361万4,913円をそのまま翌年に繰り越し処理をしたいとするものであります。

続いて5ページ、貸借対照表であります。これは平成24年度末現在の財政状況をあらわしております。

資産の部は、固定資産と流動資産で構成をされ、固定資産の合計額は12億2,013万7,000円、流動資産の合計額が2億1,421万3,000円、資産の合計は14億3,435万1,196円であります。

負債の部は未払金で548万9,158円。

資本の部は資本金と剰余金で構成をされ、資本金の合計が7,704万3,000円、剰余金の合計は、下から3行目ですが、13億5,181万7,000円で、資本の合計が14億2,886万1,738円であります。

資本、負債の合計は資産の合計と同額の14億3,435万1,196円となり、バランスがとれております。

以下、6ページから9ページにかけましては業務や経営の状況等を記した事業概況、工事、業務量等を記載しております。

また、10ページ以降については決算附属資料ということで添付しておりますので、それぞれお読み取りをいただくこととしまして、決算書類の説明とさせていただきます

す。

○議長 ところで暫時休憩といたします。再開を10時30分とします。
[午前10時16分 休憩]
[午前10時30分 再開]

○議長 会議を再開します。
ここで代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

○代表監査委員 平成24年度中川村各会計、一般会計、5特別会計、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により平成24年度の中川村各会計決算について審査した結果を8月26日付で中川村長へ報告をいたしました。その内容について本日ここに報告いたします。

先ほど会計管理者より詳細な説明がございましたので、重複部分は避けましてご報告をいたしたいと思います。

中川村監査委員 鈴木信と山崎啓造中川村監査委員、両名でございます。

平成24年度中川村一般会計及び特別会計決算の審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成24年度各会計の歳入歳出決算書、証拠書類、その他政令で定める書類及び同法第241条第5項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査したので、別紙のとおり意見を付します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成24年度一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成24年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成24年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成24年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成24年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

2 審査の期間

平成25年8月5日から7日まで及び9日の4日間

3 審査の方法

審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、係数の確認、関係法令等に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに決算資料の検証及び関係職員からの説明聴取等、必要な審査手続をもって実施した。

第2 審査の結果

1 総括

- (1) 総括意見

①審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明

細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算係数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。

また、各基金の運用状況を示す書類の係数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた。

②厳しい財政事情の中、健全な財政運営に配慮しつつ自立の村づくりや村民要望にこたえるべく各分野における事業などの取り組みを着々と進めていることを評価する。

③一般会計及び特別会計5会計とも実質収支は黒字決算となっている。うち一般会計の実質収支は2億6,807万8,000円となっている。

地方交付税が歳入に占める割合は50.7%で、前年度比2,630万6,000円、1.4%の減となり、国庫支出金の占める割合は4.5%で、前年度比2,010万9,000円、11.0%の減となった。

県支出金の占める割合は6.5%で、前年度比1億5,936万円、40.2%の減となった。

今後の行財政運営に当たっては、事業の費用対効果を十分に検証するとともに住民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応されるよう施策、事業を計画的に推進し、住民福祉の向上に努められたい。

(2) 決算規模

一般会計は、前年度に比べて歳入で2億7,153万7,000円、6.9%の減、歳出で2億7,167万円、7.4%の減となっているが、特別会計の合計は前年度に比べて歳入で7,637万4,000円、5.6%の増、歳出で5,538万8,000円、4.1%の増となっている。一般会計と特別会計の合計では前年度に比べて決算規模は縮小している。

以下、一般会計及び特別会計の決算額ということで、次のとおりであるということで表を記載してございます。

(3) 財政規模の弾力性

健全な財政運営の要件は収支の均衡を保持しながら経済変動や村民要望に対応し得る弾力性を持つものでなければならない。一般会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務指標の過去10年間の年度別推移は次表のとおりであるということで、以下の表のとおりでございます。

①財政力指数は、本年度は0.210で、前年度に比べ0.01ポイント低下しており、財政基盤が弱い状態にあることがうかがわれる。

②経常収支比率は、本年度は81.7%で、前年度に比べ1.2ポイント改善されている。

③経常一般財源比率は、本年度は94.6%で、前年度に比べ0.3ポイント硬直化している。

④実質公債費比率、財政健全化指標でございますが、本年度は7.9%で、前年度に比べ1.7ポイント改善されている。

⑤将来負担比率、本年度は、地方債残高や公営企業債の減による繰入金等見込額の減少を主因として将来負担額が減少したことにより充当可能財源等が将来負担額を上回り、前年度に比して、より健全化している。

2 一般会計

(1) 歳入

歳入については、各科目とも収入確保に努力されていた。

歳入について特記すべきものは次のとおりである。

①村税

ア、村税の決算額は4億4,433万5,000円であり、前年度比1,190万3,000円、2.6%の減となった。このうち大きく下がったのは固定資産税であり、前年度比1,402万6,000円、6.2%の減となった。

村民税は、前年度比1.1%の増となり、その要因は納税義務者の増と扶養控除の改正によるものと想定される。

イ、収入済額は1,850万2,000円であり、前年度比146万9,000円、8.6%の増となっている。

村税は歳入の根幹をなすものであり、税負担の公平の原則からも収入未済額の解消を図る必要があり、収納率の向上には非常な困難を伴うが、さらなる収納対策の強化を図るよう望むものである。

ウ、村税全体で不納欠損処分は71件、82万5,000円である。処理は地方税法の規定に基づき適正な手続により行われているものと認めた。今後とも厳正、適確に対処されたい。

エ、村税の収納率は95.8%と前年度より0.5ポイント低下している。このうち現年度課税分は98.9%、前年度と同率と高率であり、徴収努力を評価する。

滞納繰越分の徴収率は16.4%、前年度20.5%で4.1%の減となっている。引き続き一層の徴収に努力されたい。

なお、高額滞納者に対しては、長野県地方税滞納整理機構及び県税徴収対策室上伊那分室の徴収組織が機能して、今後も滞納額の減少が期待される。

②地方譲与税

決算額は5,348万5,000円でございます。決算額を前年度と比較すると294万8,000円、5.2%減少している。

③地方交付税

決算額は18億5,393万9,000円で、前年度比2,630万6,000円、1.4%の減となった。うち地方交付税は17億598万2,000円で、127万4,000円、0.1%の減となった。

普通交付税は、税額差し引きで対前年度比127万4,000円の減額となった。

また、特別交付税は対前年度比2,503万2,000円減少し、交付額は1億4,795万7,000円となった。

④分担金及び負担金

ア、決算額は3,841万円で、前年度比93万6,000円、2.4%の減となった。

イは負担金についての指摘事項でございます。

⑤使用料及び手数料

ア、決算額は4,501万6,000円で、前年度比397万3,000円、9.7%の増となっている。

イは住宅使用料、ウは総務、衛生、各種手数料についての指摘事項でございます。

⑥国庫支出金

決算額は1億6,297万2,000円で、前年度比2,010万9,000円、11.0%の減となっている。これは国の経済対策によるきめ細かな交付金の減によるものである。

国庫支出金は、各種事業の貴重な財源となるため、国からの通知や情報を注視して、その活用に向けて努力されたい。

⑦県支出金

決算額は2億3,726万2,000円で、前年度比1億6,936万円、40.2%の減となっている。

⑧財産収入

決算額は777万3,000円で、前年度比144万7,000円、15.7%の減となっている。

⑨は寄附金、⑩は繰入金、⑪は諸収入についての、それぞれ指摘事項でございます。

⑫村債

決算額は4億85万円で、前年度比5,445万円、12.0%の減となっている。内訳は、過疎対策事業債3億7,800万円、辺地対策事業債2,005万円と災害復旧事業債280万円となっている。借入決算額のうち99.3%を過疎対策事業債及び辺地対策事業債で占めている。

平成24年度の過疎ソフト事業の状況は、村内施設案内版設置で790万円、林道橋梁維持関連で2,600万円と地域医療確保対策として1,510万円を充てた。

過疎地域自立促進特別措置法は、平成24年6月に平成27年度末を期限としていた旧法を5年間延長し、平成32年度末までの期限となった。交付税措置による有利な過疎対策事業債もあわせて延長されることから、引き続き本債を中心とした事業運営に努められたい。

また、事業執行に当たっては、単年度に偏ることなく、計画的な起債事業の執行に努められたい。

(2) 歳出

一般会計の歳出は、予算現額に対して支出済額33億7,751万5,000円、不用額2億4,690万1,000円で、執行率は93.4%であった。不用額は、予備費2億3,383万9,000円を除けば多額な不用額でもなく、補正予算の措置等、適切に処理していることが認められた。

事業等については、積極的、効率的に執行しており、経費節減の努力がうかがえた。

歳出について特記すべきもの及び意見は次のとおりである。

①議会費

ア、決算額は5,837万2,000円で、前年度比734万9,000円、11.2%の減となっている。これは地方議会議員年金制度の廃止に伴う公費負担の減が主なものである。

②総務費

ア、決算額は6億786万5,000円で、前年度比5,423万3,000円、9.8%の増となっている。

イは交際費について、ウは役場庁舎管理費について、エは防災対策費について、それぞれ指摘事項でございます。

オは企画費、カは電子推進事業費についての指摘事項であります。

キ、村内巡回バス事業の利用者は延べ利用者2万5,204人で、前年度比6,719人、21.0%の減となった。学生の減少や高齢者の免許所持者の増が主因と考えられるが、住民の大切な移動手段であり、今後の調査活動により利用者の増加を期待する。

③民生費

ア、決算額は6億4,604万3,000円で、前年度比1億3,495万円、17.3%の減となっている。

イは平成24年度中の出生者数、ウは集いの広場バンビーニについて、エは安心子ども基金事業について、それぞれ指摘事項でございます。

オ、女性の就労が多くなり、保育所の未満児保育の受け入れについて。

カ、高齢者憩いの家が指定管理者制度で中川観光開発株式会社に委託されている。指定管理費、平成24年～平成26年度、年1,224万2,000円については、その都度、見直しがされているが、今後、管理費の削減努力や合理的な算定がされるよう期待する。

④衛生費

ア、決算額は1億3,816万5,000円で、前年度比871万4,000円、5.9%の減となっている。

イは健康診査事業、ウは合併処理浄化槽整備事業、エはごみ処理事業について、それぞれ指摘事項でございます。

⑤農林水産業費

ア、決算額は3億7,802万1,000円で、前年度比5,053万1,000円、11.8%の減となっている。

イは農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、ウは鳥獣害防止対策事業費、エは農村災害対策事業、オは国土調査事業について、それぞれ指摘事項でございます。

⑥商工費

ア、決算額は3,665万6,000円で、前年度比2,183万8,000円、37.3%の減となっている。

イは商工業振興資金について、ウは指定管理施設の利用者についての、それぞれ指摘事項でございます。

⑦土木費

ア、決算額は7億1,688万7,000円で、前年度比757万6,000円、1.1%の増となっている。

イは道路改良事業、ウは村道維持修繕、エはづく出し協働事業、オは村営住宅建設事業について、それぞれ指摘事項でございます。

⑧消防費

ア、決算額は8,821万9,000円で、前年度比596万円、6.3%の減となっている。

イは常備消防費、ウは非常備消防費について、それぞれ指摘事項でございます。

エ、消防団員は、現在、定員 200 名であり、平成 24 年 3 月末は特別消防団員を含めて 185 人、前年度比 4 人減の団員であった。団員確保は大変難しい状況にある。村民の安心・安全の確保から、今後も団員の確保に尽力されたい。

⑨教育費

ア、決算額は 2 億 1,206 万 1,000 円で、前年度比 267 万 4,000 円、1.2%の減となっている。

イ、緊急雇用創出事業、ウは社会教育施設の利用状況、エは子どもたちが描く中川村歴史絵巻事業、それぞれの指摘事項でございます。

オ、歴史民俗資料館の展示スペースが少なく、高齢者が利用しにくいなど、高齢者創作館周辺もあわせて一体の利活用の検討の必要性がある。

カは図書館事業費についての指摘事項でございます。

⑩災害復旧費

ア、決算額は 4,376 万円で、前年度比 4,745 万 8,000 円、52.0%の減となっている。

イは農業用施設災害復旧事業、ウは林業施設災害復旧事業、エは公共土木施設災害復旧事業について、それぞれ指摘事項でございます。

⑪公債費

ア、決算額は 4 億 5,146 万 6,000 円で、前年度比 5,400 万 5,000 円、10.7%の減となっている。

イ、平成 24 年度末現在高は 35 億 3,329 万 6,000 円で、前年度末に比べ 928 万 3,000 円、0.3%の減となっている。期間中、6,124 万 7,000 円の繰上償還が行われた。

平成 22 年～23 年度に借入れをした起債の償還が始まる平成 26 年度から徐々に公債費が増えてくる見込みであり、今後も慎重な財政運営を期待する。

(3) 基金

ア、積立基金及び定額運用基金の合計の前年度末現在高は 14 億 6,552 万 3,000 円で、平成 24 年度中の積立額 1 億 6,343 万 1,000 円、取崩額 680 万 6,000 円で、平成 24 年度末現在高は 16 億 2,214 万 8,000 円となっている。その運用については適正なものとして認められた。

なお、取崩基金は事業完了による住民生活に光をそそぐ交付金基金 680 万 6,000 円である。

イ、財政調整基金の前年度末現在高は 7 億 9,130 万円で、1 億 5,100 万円の積み立てを行い、取り崩しはなく、平成 24 年度末現在高は 9 億 4,230 万円となっている。

ウ、減債基金の前年度末現在高は 1 億 4,252 万円で、5 万円の積み立てを行い、平成 24 年度末現在高は 1 億 4,257 万円となっている。

エ、奨学基金の前年度末現在高は 9,191 万 8,000 円で、預金利子 4 万 8,000 円の積み立てを行い、平成 24 年度末現在高は 9,196 万 6,000 円となっている。

3 特別会計

特別会計 5 会計の予算現額は 14 億 3,377 万 1,000 円で、総支出済額は 13 億 9,575

万 3,000 円、執行率は 97.3%であった。

各特別会計とも収入確保に努力し、また、歳出についても経費節減に努めながら適切に執行していることを認めた。

(1) 国民健康保険事業特別会計

①歳入総額は 4 億 9,938 万 6,000 円で、前年度比 3,073 万 9,000 円、6.6%の増となっている。

徴収率は 95.2%で、前年度比 0.4%の減となっている。

②歳出総額は 4 億 6,679 万 2,000 円で、前年度比 1,346 万円、3.0%の増となっている。

③被保険者の加入状況の指摘事項でございます。

④国保税の滞納額については 563 万 8,000 円で、前年度比 13 万円、2.3%の減となっている。引き続き国保税の徴収については、なお一層の努力を期待する。

(2) 介護保険事業特別会計

①歳入総額は 5 億 3,700 万 6,000 円で、前年度比 4,940 万 8,000 円、10.1%の増となっている。

②歳出総額は 5 億 3,183 万 1,000 円で、前年度比 4,596 万 3,000 円、9.5%の増となっている。

③年度末現在の第 1 号被保険者数について、④保険給付費月額についての、それぞれ指摘事項でございます。

(3) 後期高齢者医療特別会計

①歳入総額は 4,385 万円で、前年度比 353 万 3,000 円、8.8%の増となっている。

②歳出総額は 4,383 万 3,000 円で、前年度比 352 万 9,000 円、8.8%の増となっている。

③後期高齢者医療の対象者について、④総医療給付費について、それぞれの指摘事項でございます。

(4) 公共下水道事業特別会計

①歳出総額は 2 億 1,937 万 7,000 円で、前年度比 348 万円、1.6%の減となっている。

②は年度末の水洗化率の状況についての指摘事項であります。

③下水道料の滞納額は 122 万 4,000 円で、前年度比 18 万 7,000 円、18.0%の増となっている。また、事業負担金の収入未済額は 1,350 万円で、前年度比 320 万 4,000 円、19.2%の減となっている。

徴収については、分納、延納等により、その実情に合わせた方法で徴収されている。

今後も引き続き滞納の解消に努力されたい。

④は 2 処理区の維持管理費についての指摘事項でございます。

(5) 農業集落排水事業特別会計

①歳出総額は 1 億 3,392 万円で、前年度比 408 万 4,000 円、29.4%の減となっている。

②は年度末の水洗化率の状況についての指摘事項でございます。

③下水道料の滞納額は19万7,000円で、対前年度比6万2,000円、46.3%の増となっている。引き続き滞納の解消に努力されたい。

④は4地区の維持管理費についての指摘事項でございます。

4 その他

(1) 住民税務課、保健福祉課、建設水道課、教育委員会とさまざまな分野で税、料金等の未収金が生じている。庁内関連部署での徴収会議の開催、徴収時の横の連携等を行いながら、その解消に努力をされている。今後も、より積極的な取り組みによって解消になお一層努力されたい。

続きまして、平成24年度中川村財政健全化の審査意見についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された財政健全化判断比率及びその基礎となる情報、事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見を付しますということで、裏面に報告文があります。

平成24年度中川村財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、事業管理者から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるということで、表のとおりでございます。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成24年度の実質赤字比率は算定表記なしとなっており、早期健全化基準の15.0%を下回っている。

②連結実質赤字比率について

平成24年度の連結実質赤字比率は算定表記なしとなっており、早期健全化基準の20.0%を下回っている。

③実質公債費比率について

平成24年度の実質公債費比率は7.9%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④将来負担比率について

平成24年度の将来負担比率は、将来負担額が充当可能財源を下回っているため、算定表記なしとなっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

続きまして、平成24年度公共下水道事業特別会計経営健全化の審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成24年度公共下水道事業特別会計の経営健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見を付します。

平成24年度中川村公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

以下の表のとおりでございます。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

実質的な資金不足比率は算定表記なしであり、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

さらに引き続きまして、平成24年度農業集落排水事業特別会計経営健全化の審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成24年度農業集落排水事業特別会計の経営健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見を付します。

平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率、その他、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に処理、作成されているものと認められるということで、表のとおりでございます。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

実質的な資金不足比率は算定表記なしであり、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

以上でございます。

それでは、続きまして水道事業会計についてご報告を申し上げたいと思います。

平成24年度中川村水道事業会計について地方公営企業法第30条の規定により平成24年度の中川村水道事業会計決算について審査した結果を8月26日付で中川村水道

事業管理者へ報告をいたしました。その内容について本日ここで報告を申し上げます。

先ほど建設水道課長より詳細な説明がございましたので、重複部分は避けてご報告をしたいと思います。

中川村監査委員 鈴木信と中川村監査委員 山崎啓造、以上2名でございます。

平成24年度中川村水道事業会計の審査意見について

地方公益企業法第30条の規定により審査に付された平成24年度水道事業会計の歳入歳出決算関係諸帳簿及び証拠書類について審査したので別紙のとおり意見を付します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成24年度水道事業会計歳入歳出決算

2 審査の期日

平成25年8月9日

3 審査の方法

審査に当たっては、事業管理者から提出された決算財務諸表並びに決算報告書が平成24年度における水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示しているかどうかについて会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証した。

また、年度内の事業運営全般について関係職員から説明を求め、公営企業の基本原則である公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査した。

4 決算の概要

(1) 業務実績

給水件数は1,766件で、前年度より19件増加している。1人当たりの給水水量は前年度比1.8%増加している。

年間総配水量は、ここ数年、下水道事業普及率の増加に伴い緩やかな増加傾向にあり、55万9,824 m³で、対前年度比1万2,528 m³、2.3%の増加となった。

排水量のうち料金収入となった水量の割合である有収率は78.49%で、前年度比1.26%減少している。

(2) 経営成績

① 事業収入及び事業費用（経営収支状況は税抜き、収納状況は税込み）

経営収支の状況を見ると、総収益は8,625万5,000円で、前年度比21万9,000円、0.3%の増となっている。水収益は8,239万5,000円で、対前年度比105万1,000円、1.3%の増であった。

平成24年度は486万7,000円の純利益を生じ、前年度末処分欠損金を合わせた361万5,000円を未処分利益剰余金として翌年度に繰り越した。

収納の状況は、調定額8,645万2,000円に対し収入済額8,509万6,000円で、収納率は98.43%、未納額は135万4,000円であった。

② 資本的収入及び支出

収入は分担金であり、298万7,000円となっている。支出は、建設改良費1,702万

5,000円、企業債償還金340万1,000円で、合計2,042万6,000円となった。

資本的収支の不足額1,743万9,000円は過年度損益勘定留保資金等で補てんされている。

第2 審査の結果

1 決算諸表について

損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他附属書類については、係数に誤りはなく、適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績と財政状態を正確に表示しているものと認めた。

また、現金、預金の管理についても適正に行われていることを確認した。

2 審査意見の総括

審査過程での総括所見を記して今後の経営改善に期待する。

(1) 平成24年度は486万7,000円の純利益となった。当年度末未処分利益譲与金は361万5,000円となっている。

今後とも健全経営のために通常経費の削減、有収率の改善など企業努力を望む。

(2) 恒常的な滞納者が見受けられるので、より一層の徴収努力を望む。

(3) 有収率が前年度より1.26%減少したが、今後、老朽化した配水管等の更新を進め、さらなる漏水調査をして有収率の改善に努力されたい。

続きまして、経営健全化の審査意見についてご報告を申し上げます。

平成24年度水道事業会計経営健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成24年度水道事業会計の経営健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見を付します。

平成24年度水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、事業管理者から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見は以下の表のとおりでございます。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

実質的な資金不足比率は算定表記なしであり、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特になし。

以上でございます。

審査結果の報告が終わりました。

これより質疑に入ります

質疑はありませんか。

○議 長

○5 番

(村田 豊) 何点かお聞きをしたいと思いますし、2点ほど委員会との関連があ

りますが、細部は委員会のほうでお聞きをしたいと思いますし、収入関係で2点、支出関係で5点、お聞きをしたいと思います。

最初に、今、監査報告の中にありましたし、また、決算説明資料の中にも細かく内容が掲載がされております。そういう点では、内容確認はできるわけですが、あるいはまた、要因等についても、今、監査のほうから報告がありましたが、収入関係で、村民税の不納欠損処分との関係が、特に滞納額に、滞納件数については、年々、増加傾向にあるというようなことで、先ほど、それぞれ村税対象者が多くなった、あるいは扶養等々の関連がありますけれども、特に不納欠損額については、暫時、減ってはきておりますが、金額が、やはり、まだ大きいという中で、大きな要因については、どういう点なのかお聞きをしたいと思います。

それから、2点目として、これは村長にお聞きをしたいと思いますが、特に財産収入の中で太陽光の売電収入が3件載っております。村営住宅、それから診療所の関係ですけれども、特に診療所等々の1年間の実績を見ますと、キロ当たり大体6万円近い収入があるわけですし、こういった点を見た中で、公共施設にどう生かしていくかというについて、どんな点を村長として思っておられるかお聞きをします。

それから、支出関係について、この点も厚生文教委員会に関連をするわけですが、細部等については担当委員会の中で確認をしますが、これも村長にお聞きをしたいと思います。

指定管理者、先ほど話がありましたように、監査報告の中でも1,200万円の余が指定管理料として、あるいはまた、そのほかのエコキュート等を含めると非常に大きな金額が助成がされているわけですが、特に、こういった中で、ことしの内容等をお聞きを、あるいは書類等で、きのう着きましたので見てみますと、478万円の赤字というような大きなマイナスをしているわけですが、これだけ村側から助成がされているのに、その経営に本当に、月次決算の確認をしているということ昨年もお聞きをしたわけですが、そういった努力がされておって、そんな大きな数字になったのか、経営合理化をどうしているか、してきたのかということ等を含めて、こういうことであれば、また、ふる改修等についても、再度、規模を含めて再検討をしなければならぬというような場面も内容的には含まれるんじゃないかと思いますが、その点について村長の考え方をお聞きしたいと。

それから、2点目としては、質問の2点目として、支出の、商工観光の村づくり事業、2257の空き家活用推進事業についてですが、交付要件と補助率についてお聞きして、特に、補助金が交付される内容について十分配慮されて、その点が配慮されているのかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

3点目としては、橋梁維持管理費、6501の委託料の関係ですが、413万円が使われて橋梁の長寿命化計画の策定がされたと思います。すべて報告がされてきているのか、経過年度ごと等まとまったものがされてきているのか、あるいはまた、開始年度と、当面、5年くらいの取り組みの橋梁内容が示されて、具体的にきていっているのかどうかということについてお聞きをしたいと思います。

4点目としては、6602公園管理費、この点については、村からそれぞれの組織に補助金が出されております。具体的に決算書等々を提出をしてもらいながら、実績報告をしてもらいながら、言ってみれば、適正にその補助金が活用されているかどうかということについて、担当課の確認、あるいはまた、監査等でも確認をされているかどうか、この点をお聞きしたいと思います。特に、関係があるわけですが、交付税関係については決算審査の中で確認をさせていただきますが、村からの補助金等々、すべての内容で、ただ単純に補助金を交付しただけで、こういった決算書報告を確認をしていないようなものがあるのか、ないのか、その点についてもお聞きをしたいと思います。

それから、特別会計の中で1点ですが、今、説明が監査報告の中にもありましたし、先ほどの課長のほうから説明ありましたが、24年度については、事業負担金繰り越し分として不納欠損金がなかったのか、どうなのか、言ってみれば、負担金としての未収が1,300万円の余で300万円ぐらい減ったということが出てきましたが、対象者は23人から8人減ったのか、ことし、欠損処分をしなくても、来年、25年度で発生するというようなことで、ことしの6月でしたか、不納欠損が発生しそうだということをお聞きしたんですが、24年度ではなかったのか、どうなのか、また、対象人員が最終的にどういう人員になったのか、再度、数字的に先ほど載ってございましたが、お聞きをしたいと思います。

以上であります。

○住民税務課長

それでは、不納欠損処分との関係についてご説明申し上げます。

24年度、額が変動してきているということで、毎年、いろんな、村民税、固定資産税、軽自動車税等、それぞれ不納欠損処分を行っておりますが、24年度、特に大きかったのが、住民税との関係の不納欠損を、件数等、多く行っているという関係で、それが23年度に比べますと約30万円くらい伸びております。そんな関係があつて額が変動してきているというふうにご理解をいただければと思います。

不納欠損につきましては、それぞれ規定どおりの処分を行っているということです。以上です。

○村長

太陽光発電についてのご質問をちょうだいいたしました。

太陽光発電については、いろいろ国等々の補助を受けて設置できる所には設置をし、そういう新たな補助の申請なんかもしたんですけども、申請が通ったものもあるし、通らなかったものもあるというようなことでございます。

ただ、売電収入を得る、金もうけをするのが行政の仕事ではないというふうに思っておりますので、住民の福祉のために、いろいろ効率よく頑張っていく、効率の部分では、売電収入を得るということについても1つの住民のためのメリットかとは思いますが、ともかく、住民が必要とするニーズにこたえる、それを効率よくこたえていくというふうな中で健全化を図っていくというのが一番正しいのではないかなというふうなことを考えております。

太陽光にかかわらず、いろんなことについて、いろんな国等、県等の補助を有効に

活用しながら、有利なものについては取り組んでいきたいというふうと考えているところでございます。

指定管理というふうなことでご質問をいただきましたけども、多分、観光開発といえますか、望岳荘のことをおっしゃっているのかなというふうな理解をいたしましたけども、望岳荘につきましては、ご存じのとおり高齢者憩いの家と一体化の——一体といえますか、一緒に隣接をしているというふうな中で、高齢者憩いの家のおふろについては望岳荘が指定管理を受けて維持管理をしているというふうなところでございます。これにつきましては、8年前から次第に見直しながら、ちょっと今すぐに数字は申し上げられませんが、徐々に段階的に、いろんな家賃との相殺とかいうふうな形で、指定管理料金というものは下がってきて、低くなってきているというふうなところでございます。その中でのご指摘も何年か前にいただいたことがあり、その辺の、何ていいますか、維持管理についての相積なんかをとった中での料金の見直し等々というふうなこともやってきているところでございます。他のほかのところとの相積みたいなことの中での比較検討なんかもしているところでございます。

望岳荘自身の経営につきましては、また、改めて全協のところでお話をいたしますけれども、ここ数年、黒字というふうな形でやってきて、2年、去年については、お話のとおり、500万円近い、400数十万円の赤字というふうな形になりました。その前の2年間については、プラスマイナスかつかつというふうなところで、この経済情勢の中で、大変苦しい中で、スタッフ一同、頑張ってくれているというふうなところでございますが、いろいろ、人の交代ですとかですね、厨房のいろんなやりくりのこととか、いろんなことがありまして、また、特に村内の宴会関係等々の利用というのが、ちょっと、ことしは、何ていうんですか、初盆等々が少なかったとか、いろんな要因がありまして、赤字になっております。

今後については、これから、また、株主総会等々で今後の経営方針等々も話をしながら詰めていきたいというふうと考えているところでございます。

それから、おふろについては、老朽化が進んで追って、水漏れが1階のほうに何度かあったというふうなことで、いつ、また、大幅な水漏れが発生するかもしれないというふうな状況であります。その中で、今後も、望岳荘を村民の憩いの場、また、村の魅力の発信の場として活躍をしてもらい、高齢者の方々にもおふろに入っていただくためには、必要な改修はしなければいけないというふうなことは確かだろうなというふうに思っております。

ただ、それをどういう形でやったらいいのかということについては、いろいろ、村の中でも、いろんな意見もありますし、また、観光開発のほうの立場としても、役員会等でもいろんな意見が出ておるといふふうなことで、そのあり方については、ちょっと、しっかりと、もう一度、いろいろご意見も伺いながら、どういう形の改修をすればいいのかということは考えていかなければいけないなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○振興課長 空き家活用事業ですけれども、これについては、振興課の商工観光係のほうで担当をしております。

空き家活用促進事業につきましては、例規集の1巻の495-3に要綱がございますけれども、空き家の貸し出しのための台所、ふろ、トイレ等の修繕、下水道とか合併浄化槽への接続、貸し出しするための引っ越し等に要する経費であります。それから、空き家の売却事業につきましては、売却するための引っ越し等に要する費用ということで、事業費の2分の1以内で上限額を50万円ということになっております。

昨年の決算の上では該当が1件ということであります。

村としましても、定住促進のために中川村の空き家を積極的に活用したいということで、平成20年度から、この事業、取り組んできておりますけれども、ここへ来まして、地区等を通じて調査等を行っておりますけれども、該当物件が余り上がってきていないというのが実態であります。

以上であります。

○建設水道課長 私の関係で3点、質問があったかと思えます。

1番目の橋梁の長寿命化計画であります。決算報告書の97ページ、ごらんください。

質問のあった内容につきましては、ここ記載の橋梁長寿命化修繕計画策定、97の橋についての計画についてかと思えますが、24年度にこの計画を作成いたしました。それで、今後、どのように修繕をしていくかということにつきましては、これから具体的に検討していくという状況になっておりますので、この段階で細かくは申し上げられませんが、いずれにしろ、計画的に、順次、優先度の高い所から修繕をしていくというふうに考えております。

それから、2点目の公園管理費ですが、同じく決算説明資料の99ページ、①で公園管理費が記載してありますが、それぞれの公園、備考の欄に委託先が書いてございますけれども、それぞれ管理をお願いしております。担当部局のほうでは、その都度、確認をしておりますし、監査のほうでも、例月監査の中で、その都度、確認をいただいておりますので、適正に執行されているというふうに考えております。

それから、3点目の不納欠損の話ですが、これは下水道事業のことかと思えますけれども、これにつきましては、決算書の公共下水のところの1ページの歳入のところではありますが、分担金及び負担金、収入未済額が1,350万円、それから、使用料及び手数料の収入未済額が122万3,000円余ということ、この数字が主なところではないかと思うんですが、不納欠損につきましては、6月議会の答弁でも申し上げましたように、24年度につきましては不納欠損処分はしておりません。25年度につきましては、それぞれ滞納者の中で、24年度につきましては、個別にお話をして、分納制約等をとっておりますけれども、その状況によりましては、25年度は不納欠損をせざるを得ない状況もあろうかというふうに考えておりますけれども、いずれにしろ、これは、まだ、年度途中でございまして、確かなことは申し上げられませんが、できるだけそうならないように徴収の努力を続けていきたいというふうに考えておりますので、

よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○5 番 (村田 豊) 1点だけ、再度、お聞きしたいと思います。

支出の2番目の村づくり事業、空き家活用推進事業ですけれども、特に、今、課長のほうから話がありましたように、なかなか、その要望が上がってこないというようなことありましたが、特に、村長の一番嫌う個人利益のために村が補助すること、そういった個人利益のためにお資産運用に使うというようなこと等がありますと、住民から、やはり、指摘が出てくるような場合がありますので、そういう点は、できるだけ十分な交付するまでの内容について配慮をいただいた取り組みをしていただきたいと思います。その点はいかがでしょうか。

○村 長 今、個人利益について特別に私が嫌っているというようなコメントがありましたけれども、ほかの人に比べて特別に私が個人利益について嫌っているってということはないかというふうに思います。

特定の方であれ、特定の住民として地域に担い手となっただけの方が入っただけとかですね、あるいは、どこかの企業が頑張っただけで、もうけていただいで、地域振興にもかかわっていただいで、雇用も生み、それから、住民ニーズにもこたえられるような、そういうサービスなんかを提供していただくっていうふうなことは、いいことだろうというふうに思いますし、どんどん、そういう方は頑張っただいで、トータルなところですね、村の住民の皆さん方のメリットになるような形でできていくことはいいのではないかなというふうに思います。

特定の人しか使えない、何ていうかな、最初から応募するのが大変偏っているとか、最初から、何か、どなたかを当て込んだみたいな形のものはいらないと思いますが、やる気のある方が利用していただいで、いい成果を村全体に及ぼしていただけるような、そういうようなことは、本当にありがたい、感謝すべきことかなというふうに感じているところでございます。

○議 長 ほかに質疑はございませんか。

○1 番 (中塚礼次郎) ただいま監査のほうから報告がありましたが、基金のことについて、ちょっと質問をしたいというふうに思います。奨学基金というのがありまして、24年度の末の残高についても、監査の報告がありました。

それで、今、非常に大学を出ても就職が厳しいという、就職難の時代ということで、その返済状況がどんな状況であるかという、その状況についてお聞きしたいと思います。

○教 育 長 奨学金の返済状況ですけれども、特別、滞ってしまっただ返済がとまっているというふうな方は、今、おりません。若干、そういった収入との関係で、返済の金額を、若干、減額をするとか、それから、猶予期間を設けるとか、そんなような対応を個々の状況に応じてとっておりまして、十分、そういう、その方たちとも連絡をとれておりますので、全くとまってしまっただ困っているという、そういう状況はございませんので、一応、現時点では、順調に返済が進んでいるというふうに考えていいかと思いま

す。

以上です。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第9号までの7議案を議会会議規則第39条の規定により所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号 平成24年度中川村一般会計歳入歳出決算認定については、議会先例第25条の規定により総務経済、厚生文教の各常任委員会に分割付託します。

議案第4号 平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第5号 平成24年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第6号 平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については厚生文教委員会に付託します。

議案第7号 平成24年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第8号 平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については総務経済委員会に付託します。

常任委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いします。

日程第14 議案第10号 中川村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○村 長 議案第10号、教育委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。

現在、教育委員の松村正明さんは、平成19年4月1日以来、2期6年6ヶ月間、教育長として重責を担われ、子ども育成推進会議などを中心に、不登校傾向や軽度発達障害の子どもたちの支援を初めとして、村の教育行政進展のため大変なご貢献をいただいでまいりました。

このたび、任期満了に伴い、後進に道を譲られ、ご勇退されることになりました。この間の村の教育へのご尽力に心から感謝を申し上げます。

つきましては、新しく教育委員として次の方を任命いたしたく、ご提案を申し上げます。

氏名、下平達朗。

生年月日、昭和24年1月28日。

住所、中川村片桐 6088 番地でございます。

下平達朗さんは、横前地区にお住まいで、伊那北高校、信州大学教育学部で学ばれ、昭和 46 年、大学卒業と同時に岡谷市立神明小学校を初任地として、上伊那郡内の小学校を初め飯田教育事務所の指導主事や東御市立祢津小学校長、駒ヶ根市立赤穂南小学校長を歴任され、平成 21 年 3 月にご退職されました。最終年度には上伊那小学校長会長も努められ、県下各地の教育現場で活躍をしてこられました。

退職後は、平成 21 年 4 月から村の教育相談員として、就学相談や不登校の対応など、誠実に取り組んでいただいております。

温厚なお人柄で、教育現場や行政面にも精通されており、教育員として最適と考え、ご同意をいただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

なお、人事案件の採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。

ご着席ください。(一同着席)

よって、議案第 10 号は同意することに決定しました。

お諮りいたします。

日程第 15 議案第 11 号から日程第 17 議案第 13 号までの補正予算 3 件につきましては、平成 25 年度の補正予算関係であり、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、

日程第 15 議案第 11 号 平成 25 年度中川村一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 16 議案第 12 号 平成 25 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 議案第 13 号 平成 25 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

以上の 3 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、議案第 11 号 平成 25 年度中川村一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

第 1 条で予算の総額に 3 億 5,220 万円を追加し、予算の総額を 34 億 4,120 万円とするものであります。

第 2 条で地方債の補正は第 2 表 地方債補正によるものであります。

最初に 5 ページの地方債の補正をごらんください。

第 2 表 地方債の補正、変更でありまして、起債の目的は県営農地災害対策整備事業、南向・片桐公共事業等債の限度額の変更で、限度額 940 万円を 730 万円に 210 万円減額するものであります。

理由であります、市町村の負担金に対する借り入れの対象となります率を、当初、100%と見込んでおりましたが、ガイドラインである 3 分の 2 となることから見直しを行うものであります。

次に 8 ページをお願いいたします。

歳入であります。

11 款の地方特例金以下、補正額の欄を中心にご説明をいたします。24 万 8,000 円の追加で、交付金の額の決定によるものであります。内容は、説明欄にあります住宅借入金等特別税額控除による減収分の補てんでございます。

9 ページ、12 款 地方交付税で 1 億 8,478 万 8,000 円で、普通交付税の額の決定による増額であります。これによりまして平成 25 年度普通交付税の総額は 17 億 3,478 万 8,000 円となりまして、前年度より 2,880 万 6,000 円の増額であります。増えた要因ではありますが、基準財政需要額の増加でございまして、地方財政改革で、本年度、地域の元気づくり事業費が計上され、これが交付税措置されることによる分が 1,500 万円余、また、交付税で措置されます公債費分が 1,700 万円の増などが主な要因でございまして。

10 ページをお願いいたします。

14 款の分担金及び負担金、分担金の農林水産業費分担金 91 万 8,000 円であります。説明欄にあります県営の農村災害対策整備事業、地元負担金の一部をここで計上をしたいとすることでございます。

負担金の民生費負担金 45 万 5,000 円であります。新規に養護老人ホームに入所した方 1 人の負担金でございます。

11 ページ、16 款 国庫支出金、民生費国庫負担金 10 万円であります。自立支援医療・厚生医療給付の 24 年度の精算による追加でございます。

12 ページ、17 款 県支出金であります。県補助金 491 万 9,000 円のうち民生費の県補助金が、2 万 5,000 円ありますが、平成 24 年度事業終了の事業円滑化事業の清算金ということで計上をするものであります。

衛生費の県補助金 119 万 2,000 円であります。グリーンニューディール基金市町村

事業の中でペレットストーブの導入が採択見込みとなりましたことから、その補助金を計上するもので、補助率は10分の10の交付率となっております。

農林水産業費の県補助金370万2,000円ですが、このうち大きなものでは、説明番号19の震災対策農業水利施設整備事業費で301万円です。これは、新規に東日本大震災を受けての平成24年度の国の補正予算でため池の一斉点検を行うという指示がございまして、そのための補助金で、補助率は10分の10でございます。

これ以外の事業につきましては、内示額の増加による追加でございます。

13ページの19款 寄附金10万円です。ふるさと応援寄附金で岐阜県の方から村の魅力を生かした産業育成で若者が夢を持てる村づくりにとのご寄附をいただきました。農業振興事業の農業後継者支援事業に充当したいと考えております。

14ページであります。

21款 繰越金ですが、1億6,117万8,000円で、平成24年度からの繰越金になります。

15ページ、22款 諸収入ですが、預金利子は収支の調整を図るための計上でございます。

受託事業収入、農林水産業費の受託事業収入148万7,000円です。これは新規の事業でありまして、四徳の東山団地の水源林の造成事業を、農林水産省所管の独立行政法人であります森林総合研究所、旧のみどり資源機構から受託をするための収入でございます。

雑入は8万7,000円で、説明については記載のとおりであります。

雑入については、説明については、そこにあるとおりですが、1点、消防団の公務災害補償でございますが、ポンプ操法大会練習中によります団員の負傷がありまして、この治療費に対する補償であります。軽い肉離れということで、完治をされております。

そのほか、農業者年金事務については内示額の減額。

また、教育委員関係の7441のアンフォルメル中川村美術館管理事業につきましては、美術館が開館20周年を迎えるということで特別展を開催しますが、これに対して村外の方から匿名希望で祝い金ということでいただくことになったものでございます。

16ページの村債でございます。これは5ページの地方債で説明をしたとおりですが、起債の目的の事業の、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。「県営農地災害対策事業」とございますのは、「県営農村」、「農地」が「農村」対策事業でありますので、申しわけありません。5ページのほうです。5ページの地方債補正の起債の目的の事業名を訂正をお願いしたいと思いますということです。

続きまして、17ページの歳出をお願いいたします。

村債につきましては5ページで説明したとおりでありますので省略させていただきます。

17ページの歳出であります。

総務費の関係で総務管理費、補正額1億3,264万1,000円で、このうち一般管理費

は44万5,000円でございます。業務委託代金等の請求事件が、現在、行われているわけでございますが、これにかかわる経費でございまして、報償費として訴訟事件の準備書面の作成のための報償10万円、また、訴訟事件、弁護士への委託料ということで34万5,000円を計上したいとするものであります。

財産管理費の庁舎管理費ですが、47万6,000円です。需用費として木質バイオマスでペレットストーブのペレット燃料の購入代、工事請負費では、情報関連のサーバー室の空調設備の工事でありまして、適正な温度管理のためにエアコンの追加をするものでございます。

企画費の村づくり事業68万円です。獣肉解体加工施設の整備工事に取り組む予定ですが、保健所との協議の結果、衛生設備でありますとか電気設備の増工が必要となったこと及び出入り口や建具等の設計変更に伴う増額で68万円を計上したいとするものです。

交通安全対策費45万円です。負担金でありまして、JRの駅員配置負担金、飯島駅、伊那大島駅への駅員配置にかかわる経費でございまして、おおむねかかる経費の5%相当額の見込みで、飯島駅分30万円、伊那大島駅分15万円の計45万円を計上するものであります。

18ページであります。

2款の総務費の、引き続き、村営バスの運営費で20万9,000円です。バス運行のあり方について見直しを行うために会議の開催回数を増やしたいとするものでございまして、中川村地域有償運送事業の運営協議会につきましては年1回を年2回に、中川村地域公共交通会議委員につきましては、国交省事業を行う上で年1回を4回にしたいとするものであります。

諸費の防犯対策費33万1,000円です。地区の防犯灯の新設補助金でありまして、要望の取りまとめの結果、飯沼、沖町、竹の上、南田島の4地区から7基の設置要望があったことから、補助を行いたいとすることで計上をするものであります。

次の防災対策費5万円です。9月28日に開催を予定しておりますが、防災講演会の負担金でございます。

財政調整基金につきましては1億3,000万円です。平成24年度繰越金から財政調整基金への積み立てを行いたいとするものであります。お認めいただきますと積立金の総額は10億7,230万円となる見込みでございます。

19ページ、民生費、社会福祉費553万2,000円のうち障害者支援事業15万4,000円です。償還金利子及び割引料でありまして、事業精算に伴う国庫負担金の精算還付金であります。

老人福祉費537万8,000円のうち老人福祉事業163万6,000円です。老人施設の措置費でございますが、8月からお1人、新規に措置が必要となった方がおられまして、その方の入所措置費であります。

介護保険事業140万8,000円につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金で、介護認定事務にかかわる繰り出しであります。

老人福祉施設の管理費 233 万 4,000 円ですが、エコシティ・駒ヶ岳から譲り受けます機器をいわゆり荘に自家発電機を設置するための費用で、工事費として 210 万円、発電機の購入代として 23 万円を計上するものであります。

児童福祉費は 28 万 2,000 円です。19 ページに児童福祉費の続きがございますが扶助費として出産祝金であります。年度末に第 3 子以降の出産が、当初見込み 8 人であったわけですが、11 人が見込まれ、不足する 1 人 8 万円の 3 人分の追加であります。

子育て支援事業 4 万 2,000 円につきましては、集いの広場バンビーニの運営のための追加費用でございます。内容はごらんいただいたとおりであります。

21 ページ、04 衛生費、保健衛生費 119 万 3,000 円で、環境衛生費でございます。ペレットストーブの設置工事ということで、グリーンニューディール基金の市町村事業の補助を受けまして庁舎の玄関入り口と基幹集落センター集会室にペレットストーブを各 1 台導入するための工事費でございます。器具ともでございます。

次に 22 ページ、06 款 農林水産業費であります。

農業費は 773 万 3,000 円で、農業振興費 304 万 3,000 円のうち農業振興事業 267 万 5,000 円です。大豆、麦等の生産体制の緊急整備事業でコンバイン、トラクター、シーダー、ロータリーのリース事業の導入を行います地域再生協議会への補助で、導入費用は 1,338 万 2,000 円、このうちの 2 割を補助するという内容でございます。

農業者戸別所得補償事業 23 万 8,000 円ですが、直接支払の推進事業の事務費の追加、内示分を補正するものでございます。

鳥獣害防止対策事業 13 万円で、先ほどお認めいただきました鳥獣被害防止対策実施隊創立に伴う経費であります。

農地費 469 万円です。農村災害対策整備事業 469 万円です。新規の事業でありまして、歳入でお話ししましたとおり、国の指示もございまして、平成 25・26 年度でため池の一斉点検を行うもので、今回は、平成 25 年度、18 カ所分の調査委託料であります。全額、国庫補助でございます。

23 ページの負担金ですが、農村災害対策整備事業負担金でございます。県営事業で行っていただいておりますが、この事業費が 5,000 万円から 5,800 万円に増額となることから、村の負担分であります 21%分を補正したいとするものであります。

林業費は 158 万 2,000 円です。

林業振興費のうち林道改良事業 9 万 3,000 円です。林道陣馬形線ののり面改良に伴います山林 430 m²の用地代と立木補償費でございます。

それから、村有林管理事業 148 万 9,000 円ですが、歳入でもお話ししたとおり、農林水産省所管の独立行政法人森林総合研究所から受託をしまして四徳の東山団地 5.77ha の保育をして水源林造成を行うための経費で、全額、森林総合研究所負担となります。内容につきましては、委託料の保育の枝打ち、間伐等です。

24 ページ、商工費をお願いします。

商工費 101 万 9,000 円です。

地場センター管理事業については漏電ブレーカーの修繕。

ふれあい観光施設の管理事業は 97 万 7,000 円です。ふれあい観光施設調理室の現在の給湯設備が 20 年以上経過をして老朽化し、壊れたために、2 台のガス給湯器を改修する費用でございます。

25 ページ、土木費ですが、道路橋梁費の道路維持費の道路維持管理費 1,000 万円です。村道の維持工事ということで 6 月にも補正をお認めいただいたところですが、その後も地区要望も多く、1 カ所当たりの工事費も増えていることから、今回、追加をしたいとするものであります。

次に、都市計画費 29 万円で、公園管理費です。公園施設の修繕料ということで、天の中川河川公園にあります常用の芝刈り機、また、草刈り機の修繕等でございます。

住宅費につきましては住宅管理費 97 万円です。

需用費につきましては住宅の維持、一般修繕ということで、設備機器の修繕が主な内容です。

工事請負費については、アルプスハイツ中組の外装タイルの修繕及び牧ヶ原の北団地の車どめの撤去工事です。

原材料費につきましては、牧ヶ原の住宅内の道路の砕石代で、敷きならしは地元の負担をお願いをすることになっております。

26 ページ、消防費です。

非常備消防費 22 万 7,000 円です。災害補償費で消防団員等公務災害補償で、この 5 月 20 日の日のポンプ操法大会の練習中のけがに対する補償です。

需用費につきましては、特別消防団員の増加等によりまして被服、その他、用品の購入が必要となったことによるものであります。

消防団の無線の定期検査につきましては、5 年に一度必要ということで、今回、計上するものであります。

27 ページ、10 款の教育費の教育委員会事務局費 20 万 8,000 円の減額ですが、事業完了に伴います北海道中川町の中学生の派遣事業の減額です。

教員住宅管理費 65 万 7,000 円です。中学校のグラウンド南側にあります中学校長、教頭住宅の雨水排水の改修と住宅下の土どめブロックののり面補修を行うための経費でございます。内容についてはごらんいただいたとおりです。

それから、7101 の東小学校管理費及び次のページの 7151 中学校管理費につきましては、それぞれ管理経費の増加ということで、内容はごらんいただいたとおりです。

次の 7153 の中学校教育振興費 15 万円です。中学校の男子のバレー部員の県大会と北信越大会への出場補助でございます。

社会教育総務費 7 万 2,000 円ですが、人権教育推進協議会の委員報酬ということで、人権教育のリーダー養成講座への出席のため、2 人、6 日分を計上したいとするものであります。

図書館事業につきましては6万5,000円ですが、6月補正で計上しました寄附金の使途につきまして図書館運営協議会で図書資料購入の方向が出されたことによる補正でございます。

文化施設管理費については10万円です。アンフォルメル中川村美術館の管理事業で、開館の20周年の特別展の資料調査、編集筆耕料であります。

保健体育費につきましては、体育施設管理事業48万9,000円で、それぞれの施設の管理経費で必要額を計上するものであります。

30ページ、12款の公債費をごらんいただきたいと思っております。

ここ数年、起債の発行額が多くなってきておまして、起債残高も増えており、繰上償還等を行って抑えてきているわけですが、今回、借入利率1%以上のものを対象に繰上償還を行い、将来負担の軽減を図りたいとするものであります。

公債費総額で1億52万6,000円です。元金は9,718万1,000円です。財政融資資金の繰上償還分ということで、平成18年と18年の臨時財政対策債、それぞれ利率が1.8%と1.7%のもの2本を繰上償還したいとするものであります。これに伴いまして、公債諸費で繰上償還分の補償金が生じます。これが334万5,000円です。支払いの利息は、補償金の支払いをしましても、なお、約465万円の軽減になるものと考えております。

31ページ、予備費ですが、8,844万円で予備費とするものでございます。

すみません。説明の中で、ちょっと訂正をお願いしたいと思っておりますが、まず、15ページの諸収入の記載をしてある文面ではなくて、私が申した説明の内容でありますけど、農林水産業費の受託事業収入148万円ということですが、四徳の東山団地と申し上げましたが、大草の滝沢ということですので、ご訂正をいただきたいと思っております。あわせて、歳出も同じように四徳というように申し上げたかと思っておりますが、大草の滝沢でご訂正をお願いいたします。

それから、18ページのところで財政調整基金の積立金総額、今年度末総額を10億7,230万円と申しあげましたが、1億3,000万円の積み立てをしてみますと10億5,430万円が今年度末の見込みでありますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

それから、最後になりますが、32ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書がございます。左から3列目に前年度末現在高、これが平成24年度末の現在高になりますが、35億3,326万9,000円でございます。今回、繰上償還、また、新たな借り入れ等を行って、当該年度末現在高見込額、一番右側の列ですが、これが今年度末であります。35億4,911万3,000円ということで、24年度末との比較で約1,500万円ほどの増という見込みでございます。ただ、過疎債の借り入れの動向が不透明でありますので、額については変動があらうかと思っておりますが、現時点では、こういう数字でございます。

以上、一般会計でありまして、特別会計につきましては担当課長のほうからご説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時10分とします。

[午後12時09分 休憩]

[午後 1時10分 再開]

○議長

○保健福祉課長

会議を再開いたします。

続きまして保健福祉課に係る特別会計補正予算について説明をいたします。

議案第12号 平成25年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)をお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,259万3,000円を追加し、総額を5億809万3,000円とするものであります。

事項別明細書により説明をさせていただきます。

最初に歳入ですが、5ページですが、国庫負担金5万4,000円は、特定健康診査負担金の前年度実績による追加交付であります。

6ページの前期高齢者交付金は、概算での決定により14万4,000円の減額補正です。

7ページの繰越金2,268万3,000円は、平成24年度決算確定による繰越金額の補正となります。

8ページからの歳出ですが、総務費1万円ですが、国保データベースのパソコン配置による周辺機器の購入費となります。

9ページの後期高齢者支援金513万1,000円の増額、それから10ページの前期高齢者納付金の2万8,000円の増額、それと11ページの老人保健拠出金2,000円の減額、12ページの介護納付金の58万2,000円の減額ですが、それぞれ納付する金額が確定しましたので、それに合わせての補正であります。

13ページの諸支出金1,311万3,000円は、前年度療養給付費負担金の確定による国への返還であります。

15ページの予備費で調整をし、歳出額を歳入額と同一としたところであります。

続きまして、議案第13号 平成25年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)をお願いをします。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ482万8,000円を追加し、総額を5億6,982万8,000円とするものであります。

事項別明細書により説明をさせていただきます。

最初に歳入ですが、5ページです。

繰入金ですが、一般会計から介護認定事務の臨時職員賃金分として140万8,000円の増額補正であります。

6ページの繰越金342万円は、平成24年度決算確定による繰越金額の補正となります。

7ページからの歳出ですが、介護認定審査会費の賃金140万8,000円は、介護認定事務の臨時職員賃金分です。

8ページの保険給付費334万4,000円は、平成24年度にもらい過ぎていた国庫負担金、それから支払基金交付金を返還するものでございます。

9ページの予備費で調整をし、歳出額を歳入額と同一といたしました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

○5番 (村田 豊) 1点、お願いしたいと思います。

25年度の追加補正の17ページ—17ページの一般管理費、2001の中で、特に、業務委託代金等の請求訴訟が、今回、長引いたということの中で、45万円というものが予算計上、追加補正をされました。この件については、調停が不調に終わったというものの、起訴からは3年近くになろうとしておりますが、村側としては、相手方に対して歩み寄れないのか、どうなのか、やはり、こういった点については、長引けば長引くほど費用がかさんでくるということだと思います。前回を含めると55万円ほどの支出ということですが、弁護士費用ですので、どうしても、これは追加の補正を認めざるを得ないということだと思いますが、村側として相手方に歩み寄れないのか、どうなのか、近々、結審を迎えることができるのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから、もう1点は、現時点で、これだけ長引いているということは、村側にも、絶対、非、少しでも非があるということだと思いますが、村長、教育長は、現時点でどのような点を責務として感じておられるのかお聞きをしたいと思います。

○村長 裁判中のことについてのご質問をいただきました。

この件につきましては、それぞれ、お話がありましたとおり、一たんは裁判所のほうで、これぐらいのところかどうかというような、調停案っていうんでしょうか、そういうものを提示していただきまして、中川村のほうとしましては、おっしゃっているとおり、長引かせても、いろいろ、裁判費用だけじゃなくて、かかわる人たちの時間的なこともあるし、このあたりでというふうなことで手を打とうというふうに考えましたけども、残念ながら、そうはならなくて、まだ、引き続き裁判が続いているということでございます。

非があるんじゃないかというふうにおっしゃいましたけども、この件につきましては、お互いというか、双方の主張、考え方、こうだった、こういうことがありました、こういうふうなことをごぞろいというふうなことをご説明を申し上げ、お互いに主張をし合った中で、それこそ本当のこういうことのプロである方が、裁判所の方が、その両方を聞いた上で判断を下されるということでございますので、それぞれの立場、考え方を説明して、それが続いているというようなことでございます。

裁判中のことに関して、ここで非があるとか、ないとか、こちらが正しいだけですか、向こうが間違っているだけですか、こちらが、両方間違いがありますとか、どっちか一方にあるとか、ないとかっていうようなことは、言える話でもないし、ただいま申し上げたとおり、プロフェッショナルな専門家の方が双方の意見を聞いて、どういう、どちらに非があるとか、どちらがどういふだというふうなことをですね、これから決められる、そういう状況にある中で、ここでそういうことをお答えをする場でもないというふうに考えます。

○5番 (村田 豊) 私は、今、言った、村長が答弁した内容でなくて、近々に結審を迎

えることができそうなのかどうなのかということ、それから、もう1点は、村長の責務として現時点でどのように感じて、考えておられるかということをお聞きしたい。

○村長 これについてはですね、双方っていうか、いろいろと意見を出してきて、それについて、いや、そうじゃないよというふうなことのディスカッション—ディスカッションと申しますか、そういうやりとりを続けているというふうなことなので、それがですね、いつ終わるといふようなことは、何となくこうかなというふうなニュアンスを感じないではありませんけども、その程度のことなので、まだ、現在、そのやりとりが続いているというふうにお考えいただくのがいいかと思えます。

それから、こういう問題については、いろいろ、その自分の考えと違うっていうふうなことで、何ていうかな、権利を侵害されたというふうな考え、感じた場合には、訴訟に訴えるっていうのは、当然、これは、国民の権利と申しますか、そういうものでありますから、そういうふうな形で、そういう権利を行使されておられることに関しては、こちらとしましては、それが終わるまでは、しっかりと、何ていうか、おつき合いと申しますか、お相手と申しますか、対応していくというのが、それが務めだろうというふうに思っております。

○教育長 今の村長と全く同じ考えであります。

教育委員会の仕事を、この問題と同じように責務を持ってやってまいっておりますので、このことだけが特別の責務があるとか何とかということではないかなあと、今までのすべての教育委員会の仕事、すべてにかかわって同じことだというふうな受けとめてやってきております。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 討論なしと認めます。

これより議案第11号から第13号についての採決を行います。

まず議案第11号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 長 全員賛成です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に議案第12号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 長 全員賛成です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 13 号の採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。よって、議案第 12 号は原案のとおりに可決されました。

日程第 18 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4 番 山崎啓造議員。

○4 番 (山崎 啓造) 村長の朝のあいさつにもありましたが、2020 年のオリンピック開催地に東京が決定をいたしたところであります。日本国中が興奮をし、安堵をしたわけではありますが、経済効果は 3 兆円以上あるんだとも言われております。開催までの道のりは決して楽観できないと思いますが、明るいニュースには、喜ばしいなあと思うことも事実であります。

また、国内の経済状況を見ますと、内閣府によりますと、経済状況は好転し、良好な指標を示している、こうっておられます。自分だけが置いていかれているのかなあ、景気が回復しているという実感が全く感じられないのは自分だけだったならば情けないなあという思いもあります。年々膨らむ社会保障、財源確保は喫緊の課題です。消費税増税はやむなしはわかりますが、それに伴う景気対策も必須課題ではないかと思うところであります。

さて、そんな中、2027 年、東京・名古屋間で開業を目指すリニア中央新幹線計画に関連し、JR は、県内リニア中間駅の 1 案として飯田市座光寺から高森町東南部を含む直径 5 km の円を提示し、具体的になってきております。間もなく環境アセスの準備書も公表されるようです。リニア効果を伊那谷全体の振興につなげなければならないと思うわけですが、広域観光や産業振興、伊那谷の将来ビジョンを伊那谷の市町村が一緒に取り組んで連携をしていく必要があると思います。

そんな中、中川村長は、どのような広域連携を考えているのかお尋ねをしたいと思います。

○村 長 最初に、通告書にはなかったですけども、経済情勢のお話がありましたので、私は、なかなか、その経済のほうの雇用——雇用っていうか、雇用とかが本当に先細って、必要な、本当に生活している人たちが生きていくのに必要な購買力を持ってないでいるという状況の中です。幾ら投資のほうに優遇したとしても、それは、もう、先物だとか、穀物だとか、原油価格だとか、そういうふうなほうにばかり行って、実体経済のほうには増えていかないと思うんです。本当に生活している方々の可処分所得といいますか、購買力を増やすような形のことをしていかないと、特に、数字の上の GDP が増えても暮らしている人たちの生活は楽にならないし、特に我々のような中山間地については、そのことがあるだろうと思うので、何か購買力を増やすようなことをすべきではないかなというふうには思っています。

それで、通告をいただいておりますリニア新幹線の広域での取り組みについて、どういふふうにご質問をいただいていたしました。

広域の取り組みってというのは、ざっと挙げてみると、結構たくさん、今、ございます。既に、だれが参加しているかまで言うと、もう際限がなくなってきましたので、タイトルだけを挙げていきますと、リニア中央新幹線建設促進長野県協議会、規模の大きい県のところからいきますと、リニアを活かした「地域づくり勉強会」、長野県における中央新幹線整備を契機とした交通体系に関する検討会、それから、南信地域広域道路ネットワーク計画検討委員会、リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議、それから、JR 飯田線期成同盟会のほうでも一生懸命取り組んでおります。リニア中央新幹線県・市町村連絡会議、これは広域単位で、上伊那、下伊那、木曾というような形で設置されております。それから、その、今、申し上げた連絡会議のところに建設発生土活用に関するワーキンググループというのもあります。また、上伊那では、先ほど申し上げた広域単位のあれとは別に、上伊那地域将来ビジョン検討会議もリニアを主なテーマとして会議を開いております。こういうふうにとくさんの取り組みが既に、いろんな、小さい会議から広い単位までなされているところがございます。今、挙げたほかにもですね、国道 153 号線の期成同盟会ですとか、それから竜東線なんかの取り組みなんかも、今までそれをやってきたグループにおいても、今、リニアと絡めながら、どういふふうに住民の足を向上させていくかというのが大きなテーマになって取り組みを拡大し、進めていっている最中でございます。

例えば議会のほうでも、中部伊那の 4 町村議会の連絡協議会で、このたび、知事の——県知事のほうに提言をなさるといふふうなことも聞いているところがございます。

そんな形で、本当にさまざまな新たな取り組みもあるし、それから既存の団体でやっている部分もありますので、これ以上、また、新たな広域組織へ呼びかけてもですね、ほかの市町村で、なかなか、屋上屋を架すような形には、そう、よしって話にはならないのかなというふうに感じています。そういうことで、今、たくさん、さまざまな取り組みがある中に、中川村も参与しているものもありますし、そしてまた、中川村の中でもいろんな立場での参加がありますので、その中でですね、村の住民のメリットになるような形の取り組みを一緒にやっていきたいなというふうに感じております。

以上です。

○4 番 (山崎 啓造) そのさまざまな組織がいっぱいできてきて風雲急を告げているという状態の中なんです。中川村としてね、じゃあ、どういうところに参加しているのか、どういうところの、今、組織にいるのか、その辺は、どうなんですかね、全部に参加をしながらこうだっということじゃないと思うんですが、この村に特にメリットがあるという部分だと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○村 長 例えばですね、先ほど申した伊那谷自治体会議というリニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議っていうのがございますけども、これにつきましては、伊那市長さんと、それから辰野の副広域連合長が入っておられます。そこにメンバーになっておられるけども、そこで話をするに当たってですね、それは、広域連合の中でどういふ取り組みをしていいか、どういふふうな問題提起をするかっていうふうな

話をしているというふうなことです。そういうものも、ですから、そういうふう
にいうと、そういう形ですべてに参加しているということが言えると思いますし、そ
れから、そうではないものについては、ちょっと、今、あれですけども、そういう間
接的じゃないような形で入っているのは、JRの飯田線の期成同盟会とか、中央新幹
線県・市町村連絡会議ですとか、建設発生土に関するワーキンググループですとか、
地域将来ビジョン検討会議とかですね、ほかにも、ちょっとあるかもしれませんが
も、もう1回、繰り返さないといふので、直接入っているのもあるし、広域連合と
して参画しているのもあるというふうなことでご理解いただきたいと思ひます。

○4 番 (山崎 啓造) 先月の19日でしたかね、県と地方自治体、地元の自治体ですね、伊
那谷の、中川村は、ちょっと、そこに入っていないわけなんです、リニア中央新幹
線整備を地域に活かす伊那谷自治体会議というやつ、そんなものができて話し合いが
されたようですけども、初会合が、駒ヶ根でね、やったんだっていうようなことが
新聞に出ていましたけども、メンバーが、やはり、その伊那谷の3市長、それから上
下伊那の地方事務所長ですか、それから上伊那広域連合の代表、下伊那の何ていうん
だろう、南信州広域っていうのかな、その代表だとか、伊那、飯田の建設事務所長、
9名ぐらいでやっているらしいんですが、そこへ仲間に入れてもらえないのは実に残
念なわけですけど、これは、これの、こういう自治体会議だっていうんで、仕方ない
と思うんですけど、その初会合です、これから考えていかなきゃいけないなっ
ていうようなことがいろいろ議論されたようです。これ、新聞報道ですから、私がそ
こへ行って見ていたわけじゃないんで、あれなんですけれども、要するに、新駅周辺
の整備だとかですね、飯田線との接続や移動手段、それから、道路整備等の、いわゆ
るハード面ですね、それから、伊那谷への誘客であるとか、伊那谷の豊かな自然や文
化の多様性をリニアの時代に生かして、次の時代にどうつないでいくか、また、伊那
谷全体のまちづくりっていうような、そんなソフト面についてもいろいろ議論をされ
たようでございます。これから、だんだんに、多分、具体的になってくるんで、見え
てくるんじゃないかと思うわけですけども、その、今、言った連絡会議と協議会、
自治体会議とは別ですが、いわゆる、先ほども言いましたが、とにかく、自治体、連
携してやっていかなきゃいけないと、そんな中で、じゃあ、中川村としてですね、ど
んな役割というか、立ち位置を示していくのか、どのように考えているかをお聞かせ
願いたいと思ひますが。

○村 長 伊那谷自治体会議につきましては、あしたの小池議員からの一般質問の通告書に明
記、そのことについて主に問いたいというふうなことで書いてありますので、山崎議
員のほうからは、そのことについて、ちょっと触れていなかったんで、そのことは、
ちょっとあしたに残しておきたいなというふうに思うところがございますが、ですの
で、中川村がリニアに向けて、広域も含めてですね、どういう形、どういう考え方で
いるのかというふうなご質問をいただいたというふうなことで、答えさせていただき
たいなというふうな思ひます。

このことについては、大きく言って3つのことがあるというふうな思ひます。

1つ目はですね、中川村っていうのは、もう、ご存じのとおり、地政学的にですね、
上伊那の一番南の端っこにあります。したがって、リニアの効果、あるいは影響、
いい影響も悪い影響もあるかもしれませんが、それを上伊那全体につなげていく、そ
の上伊那の窓口というか、窓というか、入り口の位置にいるのが中川村だと思います。
そういう立場でのことを考えていかなければいけないと思ひますけども、リニアに限
らずですね、これは前から何度も申し上げていることで、聞いていただいていると思
ひますが、中川村は上下伊那の真ん中にあるというふうなことでございますので、上
伊那の1つのマーケット、商圈と、下伊那のマーケット、商圈があつて、それが、今、
ちょっと、そんなに、それぞれ独立性が高いといひますか、一体化は、今はしていな
いというふうな状況にあるかと思ひます。ですから、中川村というか、中部伊那は、
上伊那の商圈の外れでもあるし、下伊那の商圈の外れでもあると、両方のマーケット
の周辺というふうな場所に今は置かれているかと思うんですけども、これから、リニ
アなど、いろんなことでですね、リニアそのものもあるでしょうし、リニアを意識し
た道路網や交通網の整備ということが進んでくれば、上下伊那が一体化が進んでくる、
1つのマーケット、1つの商圈というふうなものにだんだんとなつていくというふう
に思ひます。そうなつてくるとですね、中川村初め中部伊那という場所ですね、大
きな1つのマーケットのちょうど真ん中に位置する存在になるんだらうというふう
に思ひます。ですから、そうなつてくると、今、伊那、駒ヶ根、飯田というふうにある
わけなんですけども、そういう3つの山があつて、ちょっと谷間があつて山があるつ
ていう、それが1つの大きな山脈になつてきた場合には、中部伊那の地位というもの
も高まってくるのではないのかなというふうな、そういう期待をするところがありま
す。それが、まず、1つ目のこと。

それから、2つ目については、これについては、やっぱり駒ヶ根の市長さんも自治
体会議で述べておられたかと思ひますし、これも前から私の思っていることなんです
けども、リニアによって、観光だとか、それから産業とかは、そんなに大きな影響は
ないのかもしれないと思ひますが、東京、大阪、名古屋に仕事で行き来をするよ
うな、大きな会社の、それなりのポジションにいる方にとっては、非常に行き来、
あしたは東京の本社、あさつては名古屋支社、大阪支社というふうな形で、移動を
しょっちゅうするような立場の方にとっては、本当に住むのに便利な場所ではないか
と思ひます。今の軽井沢が新幹線通勤の居住地、高級な居住地というふうな形になっ
ていますけども、正直言って、軽井沢ほど寒くはないし、夏も非常にドライで過ごし
やすいし、白い山も見えて、雪もそんなに降らない、雪下ろしなんかなくていいと
いうふうなこと、そしてまた、名古屋、大阪、東京に、そういう形で行けるとなつて
くるとですね、そういう居住地域としての発展性が中部伊那に——中部伊那、ある
いは下伊那の北部には生まれてくるのかなというふうな思ひます。そうなつてくると、
そこに住む人たちに向けての、いろんなサービスのお店だとかですね、いろんなサー
ビスの供給とかも始まって充実してくるでしょうし、いろんな経済的な波及効果も生
まれてくるのかなというふうな期待もあります。

3つ目はですね、今、よい面ではなくて、今度は、ちょっと心配をしている面でございます。先ほど挙げた広域の取り組みもですね、どれもが、活性化とか、振興とかですね、未来がとか、そういう、こう、ポジティブとか、前向きとか、そういう言葉であふれているわけなんですけども、リニアが来たらうはうはというふうなふうに言うのは、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、ちょっと浮き足立っているような気もしないではありません。一番心配になるのは、建設に伴うところのですね、地元の住民への、住民生活への悪影響ということがかなりあるんじゃないかというふうに心配をしております。先ほど挙げた取り組みの、広域の取り組みの中でもですね、残土問題について建設発生土活用に関するワーキンググループというものがある、残土問題について特化して、広域ごとに考えるという会でございますけども、これもですね、建設発生土活用に関するというような、活用というような名前をうたっているところ、ちょっとどうなのかなというふうなことを思います。漏れ聞こえているところでは、JRさんは、残土を搬出するのに既存の道路を使うというふうなことを、そういう考えでおられるというふうに聞いています。そうなってくるとですね、恐らく10年以上の期間にわたって、道路上を莫大な、膨大な量ですね、トラックが、ダンプカーが行き来をする、村民の暮らしのただ中をですね、ダンプカーが行ったり来たりするというふうな状況が、かなりの長期間、続くというふうなことが心配されます。中川村は、大鹿村が1つの、伊那山脈に向けてのトンネルと、それから、南アルプスに向けてのトンネルと、両方、大鹿村で掘られて、それが既存道路ということになってくると、まず、間違いなく、松川インター大鹿線を通して、膨大なトラックが長期間にわたり、10年以上、恐らく、にわたって行き来するというふうなことになるかと思うので、その辺をですね、しっかりと住民生活への被害を少なくするというふうなことを、まずは考える、こう、浮足立って、しっぽを振って、よだれを垂らす前にですね、ちょっと、そちらのほうのことをしっかりと、まず、やる必要があるのではないかなというふうに感じています。

ですので、3つ——3つのことを申し上げました。1つは、上下伊那が一体化して一つのものになってきたときに中部伊那の地位が上がってくるだろうということ、2つ目は、東京、大阪、名古屋に行き来するようなポジションの方が、所得も多いでしょう、そういう人たちが暮らす場所として発展をしていく可能性がある、3つ目は、将来的には、そうかもしれないけども、建設期間中については住民生活に大変大きな影響を及ぼすことが心配されるという、その3点を感じている、予想といいますか、大まかに感じているところです。

○4 番 (山崎 啓造) 確かにね、何か来るとか、できるとかいうと、いいことばかり聞こえてきますよね。それは、心配することも、もちろん、そうだと思います。

幾年、1年半か2年くらい前ですかね、リニアの話が出たときに、実は、村長に「どう思いますか？」って言ったらね、「まあ、いっぱい入ってくるよりも吸い出される方が多いんじゃないの。」って言ったことは覚えていますよね。今でも、やっぱり、そういう考えですよ？じゃあない。少し変わりましたか。と同時にね、今さっきお聞き

したかったことは、いわゆる中川村という位置にあって、こういう効果があって、伊那谷がこうで、住民がこうだ、それが、中川村として、その中でね、どういう役割を果たしていくんだ、どういう立ち位置でいくんだと、そこをちょっと聞きたかったんですけど、いま一度いいですか。

○村 長 リニアのお話を聞いて最初に申し上げたのは、先ほどの2番目に申し上げた、1番目、2番目のことも申し上げたし、もう1つ申し上げたのは、吸い出し効果のことよりも、リニアを太くして車も通れるトンネルにつくってくれたら一番いいのになど、大鹿村からスマートインターで東京に行けたらいいのになどというふうなことを思いましたが、そんなことを申し上げていましたけど、なかなか、だれからもまともに相手をしていただけなかったというふうな、そんなことを思い出しました。

おっしゃったとおりですね、よく言われる新しい交通が便利になってくると、ストロー効果で地元の経済が吸い出されていく、地元の、外からお金が入ってくるんじゃなくて、地元のお金が外に出ていく、そして地元の経済が退化してしまうというふうなことがよく言われていることだというふうに思います。そうですね、ですから、中川の人が、東京やら、そちらに行って、どこかで飲んでくるとか、買い物をするとか、そういうふうな形でどんどんお金が出ていくっていうふうなこともあるでしょうし、逆に、移住者が来て、さらに可処分所得の多い移住者が来て、いろんなお店ができたりして、軽井沢のようなデートコースになって、たくさん人が来て、お店も繁盛するというふうなことになるかもしれないし、どっちかわかりません。

中川村が吸い出されるばっかりにならないためにはどうしたらいいのかなというふうなことを思うとですね、よく、その郊外に全国チェーンの駐車場の大きいようなお店ができたりするっていうようなことがありますけども、そういう、どこでも同じような物を、どこの店にいても同じような物があるっていうふうな、そういうお店ではなくて、やっぱり、中川村らしいとか——中川村らしいというよりも、そのお店らしさみたいなものがあるような場所っていうふうなことが一番大事なことかと思えます。ですから、例えば、鳥を育てるところからですね、丹精込めてやって、鳥料理の専門店をやってですね、今でも——今でもというか、東京や名古屋からもお客さんが見えるような、そういうお店ってというのは中川村の魅力だし、いろんな、そういう中川村のおいしさ、中川村の、そのユニークな人が頑張ってるっていうふうな、そういうところっていうのを、しっかりと、それが、それこそが中川村の魅力になってくると思うので、そういうことがしっかりとあればですね、どっちかっていうと、わざわざ訪ねて来ていただけるような、そのミステリーツアーでバスに乗ってきても、中川村だったみたいじゃなくて、中川村のだれだれさんの何とかはいいから、それを、ぜひ、訪ねてみたいというふうな形で、行ってみようというふうなお店が増えてくるっていうことが、一番、どんな状況になっても、TPPが来たとしても、リニアが開通したとしても、影響が少ない、逆にいい影響に変えていけるようなことではないかなというふうに思います。ですから、今まで言ってきた、その中川村らしさを生かした、中川村の地域資源を生かし、自分の才能なり個性なりを生か

した内発的な発展というふうなことを申し上げてきましたけども、やっぱり、それが、そういう時代の流れの中でも間違いのない、なかなか、それを実現するのに手間がかかったり遠回りだったりっていうふうなことがありますけども、それが、やっぱり王道ではないのかなというふうに改めて思っているしだいでございます。

○4 番 (山崎 啓造) 今の、それも当然なんですけど、実は、その次に、私、その辺を答えてほしかったなというふうに思っていて、期待をしていたわけですよ。さきに答えられちゃったんで、あれなんですけれども、阿部知事いわくですね、「これは千載一遇のチャンスだよ。」と、「伊那谷の将来の、それに向けた地域づくりのビジョンを共有しながら一緒に取り組んで行動していきたい。」と知事が言っているんですよ。既成概念にとらわれることがなくて、新しい視点で考えていく必要があると、結構ね、持続可能な地域づくりだ、それに向けてモデルケースにしたいんだ、えらい意気込みなんですよね、知事は、本気の話かなんかし切れませんよ、そういうことは言っています。それで、今、村長、答えていただいた、その答えに、こっちが、また、もう1回、質問するわけですけども、県とか広域、さまざま連携を行っていくことは、全く重要だし、大切だと思いますが、それはそれとしてね、中川村独自の、いわゆる活性化に向けた戦略、これは考えていく必要があるんじゃないでしょうかね、どうでしょうか、そういう質問をしたかったんですけど、今、答えていただけましたが、もうちょっと、じゃあ、お願いしたいと思います。

○村 長 先ほど答えたとおり——答えたとおりで、やっぱり、いろいろ、農業、あるいは観光とか、あるいは食べ物の提供ですとか、ここに来ないとよさが味わっていただけないような、そういうものを増やして行って、前、ちらしずしと言いましたけど、いろんな具材、それぞれ小っちゃくても、いろんな具材が、それぞれの味を、味わいを持ってあって、それが混然一体となって、中川村って何かいいよねって言っていただけるようなものにしていくっていうふうなことが大事だと思うし、私は、おかげさまで、目に見えてがんがんそうやってきたっていうことじゃないけども、確実に少しずつ、どこのだれが、どういう活躍をしているというのは、鳥屋さんのような、ここで言うのは差し控えますけども、本当にいろんな取り組みが増えてきて、ありがたいことだし、それをもっと言い、前にも言っている、いい意味の欲を出していただいて、持続可能な商売、お店であったり、農業であったり、宿泊だったり、いろんなことをしていただけるっていうふうなことを伸ばしていくっていうのが大事かなというふうに思っています。

もう1つ何か言おうと思ったんだけどなあ……。

○4 番 (山崎 啓造) いいですよ。

○村 長 すみません。

はい。ありがとうございます。

○4 番 (山崎 啓造) そうだと思います。いろいろ考えられると思いますが、例えばですね、人口、定住人口を増やすだとか、ちょっと提案ですよ、それから、都市圏との意見交換やアンケート調査をしたりですね、それから、前から言っているんだけど、森

林浴を絡めた遊歩道で人を呼んでくるとか、それから企業誘致ですよ、いわゆる、中川村は水がなくて企業を呼んでこられないんだっていうようなことも、再三、言われていますが、じゃあ、今、このITの時代ですね、ある一企業の水を必要としない部署というか、部門っていうかですね、そういうものを、じゃあ、こっち、事務所を出してもらって、こっちで仕事をしながら、田舎暮らしもしながらっていうようなことも、提案として、してみたらどうかと、そんな気もするわけです。これからは、多分ね、四国のほうで、何か、そういうの、大分、企業が来ているみたいなのを聞きましたが、そういうワーキングスタイルっていうんですかね、そういうのは、この新幹線ができることによって、非常に、こう、何か、地方へ、それが分散してくるような気もしないではありませんが、そんなことも考えてみたらどうかと、というふうに思います。

また、先ほど、村長、言っていましたけど、地域のブランド化と、もてなしの心だとかね、それから地元の田舎の料理、これも非常に魅力的なものじゃないかなと、これからは、そういうものがもてはやされる、みんなが寄ってくる、好きになる、そんな時代が来るというふうに思います。

ちょっと、話、変わりますが、歴史上ですね、都が京都にあって、京都から江戸へ移ったときがありましたよね。その江戸へ都が移っちゃったときに、京都っていうのは、ものすごく寂れちゃったんですよ。そのときに、何とかせにゃあいかんぞって行って博覧会をやった、万国博覧会をやったっていうんですよ。そして、そこで、いわゆるもてなしの心であるとか、京都の料理であるとか、そういうものを作って、全世界に注目をしてもらって、すごい、その盛況であったというようなことも、歴史の上ではあるんで、とにかく、活性化に向けた戦略っていうのは、大胆な発想転換っていいですかね、そういうことが必要なんじゃないのかなという気がするわけですよ、ちょっと提案をさせてもらいましたが、どんなもんでしょうか。

○村 長 基本的に一番大事なことは、行政の仕事は何かというふうなことを考えたときに、やっぱり、そこに暮らす人たち一人一人が、自分の人生なり自分の暮らしに充実して、それを生きられるようにしていくのが行政の仕事だというふうに思います。ですから、先ほどおっしゃった、そのIT企業なり、そういうものが来てくださるというお話があれば、ありがたい話だし、いいことだと思うけども、例えば、かつてのように何がしかの工業団地みたいな、団地とまで言わなくても、そういう、何か、こう、当てがないけど場所だけつくってですね、どんどん何か来てくれたうれしいわみたいな形というよりもですね、何とか我々自身の手ごたえを感じられるような形で村づくりをやっていききたいし、いくべきではないのかなというふうに感じております。ですから、その単発的に博覧会を中川村でやって……

○4 番 (山崎 啓造) 例えです。例え。

○村 長 いや、今も、どんちゃん祭りもたくさんの方が見えているし、本当に、ハーフマラソンとか、いろんなことに村に来てくださっている方は多いし、ともかく、何か、そういうのをしっかりとした形でね、地元にお金が落ちるような形で、繰り返しおつ

しゃっている、その里山ハイキングコースというのも、整備するのにね、手間とお金がいっぱい要るけども、人たちは歩くだけで、余りお金が落ちないっていうんじゃないくて、それがお金が落ちるようなところまで仕組みをつくって行って、それで取り組むっていうふうにしないと、それだけつくって、なかなか後の維持管理も大変でね、雑草の中に埋もれてしまったみたいになってしまうのも切ないことですので、ちょっと、そこまでしっかりと組み立てて考えていく必要があるのかなあというふうに思います。

ちょっと、ついでながら踏み込んでしまうと、次の一般質問で議会との関係っていうようなお話もありますけども、1つは、議員の皆さん方の、我々に対して、きょうも決算を見ていただいたように、ちゃんとやっているかということチェックしていただくっていうことは1つの大きな仕事だと思うし、もう1つは、おっしゃっているような提言みたいなことっていうのも大きいことだと思いますし、ぜひ、その議員の皆さん方で、そういう、もう少しお金が落ちるところまで踏み込んだ形でのご提案、あるいは規格みたいなもの、いろんな方と一緒に、議員じゃない方とも一緒に何かつくっていただいてご提言いただくとか、我々も、それは考えているところですけども、村民みんなのお金なので、本当に効果が上げられるかどうかというふうなところとかがないと、なかなか、ちょっと簡単に、それを使い道を考える、いろいろな形で、補助金等々をいただいたものであればね、いいのかもしれないけども、そうでない、ほかの道路のこととか、いろんなことに、福祉のこととかに使えるお金を減らすわけですから、しっかり考えないといかんで、構築を、何ていうか、効果のところまでしっかりと仕組みをつくった形で取り組まなきゃいかんというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造) あれなんですよ、企業誘致って言っても、でかい団地をつくって呼んでこいじゃなくて、今ある民家を活用したりね、それから空き家を活用したりすることでもよくいくんじゃないのかなと、村営住宅、どこか空いている部屋があったら、そこへどうでしょうかと、そういうことを、ちょっと連想していましたんで、誤解のないようにお願いしたいと思います。

もう1点、ちょっと聞いておきたいんですけどもね、いわゆる松川町にしてもですね、トンネル掘削に伴う残土の目的、具体的な活用方法っていうようなことも、もう、検討されていますし、高森町においてはですね、残土の活用策の募集を始めていますと、これも新聞報道ですが、町内7区の区長、商工会、建設業協会などに呼びかけていて、募集を始めているなんて、こういう策はどうでしょうか、そういうのを集めている、豊丘村、喬木村ではですね、この建設に関連して、地下水や河川の水質、推移、水量等の調査を、今年度、始める、そんなこと等々、新聞に書かれておりました。中川村においてもですね、村民の皆さん、さまざまな、例えば不安であるとか、さっき言いました道路関係、残土運搬の関係が不安であるとかですね、それからまた、こうなりゃあいいな、こうはどうだろうっていうような思いだとか、そういうものをさまざま持っていると思うんですよ。そういう情報をですね、村として把握しておくことによってね、何かあったときには対処できるというか、即、対応できるという

ようなことにつながってくるんじゃないかというふうに思いますが、その情報収集的なことは考えておりませんか。

○村 長 残土の問題も小池議員から通告書に書いていただいている、ちょっとそこまで踏み込んで……

○4 番 (山崎 啓造) 残土じゃなくていいです。残土だけじゃなくていいですんで、何か村民の思いとか、不安とか、そんなようなものを調べる気持ちはありますかって、それだけ答えてくれればいいです。

○村 長 もう、何についても、残土じゃなくても、いろんな不安、あるいは、いろんな提案については、大変、いつもウェルカムのつもりでおりますし、そういうチャンネルについても用意をしているつもりでございますので、いろんな形でご提案をいただきたいし、現に、いろんなご意見、ご提案というのは、公開可でいただくものもあるし、ふらっと来て、こうじゃないのかとか、どうかというふうな形で、もっとカジュアルな形でお聞かせいただく部分もありますし、いろいろです。だから、それは、本当にいろんな考え方について、なるほどと思うものについては、ちょっと研究をして、実現可能性とか、あるいは、なかなかね、その残土っていうのも、いろんな人の土地があるわけですから、余り勝手に、お前さんの土地は、もう、埋めちゃうからなっているふうな形にもならないでしょうし、発想、アイデアの部分でね、評価して、なるほどなっているふうなこともあるだろうし、そんなふうなことは、ですから、お聞かせは、本当にいただきたいし、いいと思います。

それから、先ほどの、その古民家で、こう、どこか研究所みたいなものがっていうような話も、それも、こちらでね、今すぐに、それ用に、ここをこうしましたんでって言って、全国に発信して、それが見つかるというもんでもないでしょうし、やっぱり個別のお話になるかと思えますし、ぜひ、個別のお話で、いいお話がありましたらですね、ご紹介いただき、また、つないでいただけたらありがたいと思うし、我々も、そういうようなことについては、それを、こう、大上段に構えて戦略としてやっていくわけではございませんけども、いろいろなことについて、企業側からも、何かいろんな問い合わせ、簡単に言うとメガソーラーっぽいもののお話なんかもあったりもするし、いろんなご提案はあるし、そういうものについて、我々も、それがいいことか、悪いことか、メリットがどうなのか、デメリットはあるのかみたいなことの研究をしながら、いいものについては、問題のないものについては進めていこうというふうなことでやっておりますので、全然、そういう、その研究所とか、何かデザインセンターとかですね、あるいはカスタマーセンターの電話の受け付けとかですね、いろんなことが考えられますけども、そういうものが来ることについて、全然、拒否もしておりませんし、ただ、なかなかたくさん当てがあるわけではないので、誘致に走る、走り回るっていうマンパワーもないのかっていうふうなことを、何か、そういうご縁があれば、逆にご紹介していただけるとありがたいと思います。

○4 番 (山崎 啓造) さまざまなね、あると思います。今、村長、言ったように、そのとおりだと思います。その村民の思いだとか、情報だとか、そういうものもね、公表で

きるものがあつたらどんどん公表して、皆さんに公表して、どうでしょうかって、それから問い合わせ、問いかけもいいんじゃないかなというふうに思います。そうすると、また、新たな、こういうものもあるよっていうのも出てくると思いますんで、その辺を、ぜひ、お願いというか、提案をさせていただきたいとします。

それではですね、2問目へ行きます。

3期目の村政運営を進める上で議会及び議員との関係はどうあるべきであるというふうに考えておられますか、その辺を、ちょっとお聞かせください。

○村 長 先ほど、ちょっと申し上げたんですけども、その前に、ともかく、先ほど申し上げたような、その住民の暮らしが、それぞれ、いろんな思いのある方々が、それぞれの思いで自分の人生に取り組める——取り組めるというか、そういうふうな状況を準備していくのが行政の仕事かなというふうに思っているんですけども、そういう意味では、議会の皆さん方も、行政サイドも、同じように住民の皆さん方の暮らしのために、いろいろ問題点を探したり、解決方法を探したりっていうふうなことをやっていることは、一緒だというふうに思います。行政としたら、水道だとか、ごみの処理だとか、福祉だとか、教育だとか、もう、本当に、道路だとか、そういう基本的なインフラ整備を間違いなく持続していくというふうなこともだし、今、先ほどからおっしゃっているようなことについても、いろいろ考えていかなきゃいけない、住民が、さらに、こう、自分の得意を發揮できるようなお助けも、お手伝いもしていかなきゃいけないというふうに思っています。そういう意味で、両方、住民の皆さんのためにやるんだけど、行政の側が、そういう基本的なところから産業振興みたいなどころまでやっているのに対して、議会の皆さんの役割は、先ほど申し上げた2つかなというふうに、一般質問でいただいて思いました。だから、先ほど申し上げたとおり、1つは、行政がきちんとやっているか、抜けがないかとか、あるいはお金の無駄がないかとかっていうふうなことのチェックをしていただくというふうなことで、それは、今回の9月議会でもやっていただいていると思いますし、それからまた、もう1つは、社会や世の中や、村の状況の変化に応じて、今、対応できていないニーズみたいなものがないのか、どうなのか、こういうこともしなくちゃいけないんじゃないかなっていうふうな課題の発見と、それについての解決策についても一緒にいただけると、大変ありがたいんですけども、そういう面があるかと思えます。行政サイドが気がついていないところなんかを見つけていただいて、ご提言いただくというのが、本当に、議会の1つの大きな役割かなというふうに思います。

ただ、いろんなこと、何やるにしても、リニアもそうですけど、よい面と悪い面と、両方あるかと思うので、単に、だれしも、よい面を見る人、よい面しか見ない、悪い面に気づかないだろうし、いろんな目で見ると総合的に判断できるというふうに思いますので、やっぱり、議論をしていくことが必要かなと、思いつきでぼんと言っ、提言したぞ、やれよっていうことだけじゃなくて、それが、いろんな波及効果、どういうプラスがあつて、どういうマイナスがあつて、幾らかかつてっていうふうなこととかも含めてですね、多面的に判断する必要があるから、本当に、そういう意味では、

しっかりと議論をしていくっていうことが大事かなというふうに思います。議論もですね、一般質問で、こうやっていただいているけど、あと16分ということですが、なかなか時間がないので、深まっていくっていうことがないので、深まっていくためには、やっぱり、一般質問だけではなくて、ほかのところでも議論をする必要があるだろうし、それが、どこかの酒飲み話みたいな2人だけで話していてもしょうがないので、みんなが共有できるような形で、つまり、文章で提言をいただいて、文章でディスカッションをしていくというふうなことを公開の場でやっていくことによって、村民の人、あるいは村外の人でも、その議論に参加をしていくことができると思いますので、文章によるホームページ等々での公開した形での議論の深まりというふうなことをしていけばいいのではないのかなというふうなことは思っているところです。ですから、この一般質問とか、議場の中だけではなくて、そういう議論にほかの人も巻き込んでやっていくことによって、随分、いい、みんなと共有できるようなことができるんじゃないかと思えますので、そんなことも、また、アイデアをいただけたらと思います。

○4 番 (山崎 啓造) 村長、いつも、さまざまな意見があつて、議論をしてって、よく言います。それでですね、これ、自分の1期目のときでしたかね、「議会との関係はどんなふうな方向でいくことを考えていますか。」って言ったらね、車の両輪だつて言ったんですよ。車の両輪、今でも全く考え方は同じですか。議会と村長は車の両輪だと、村長、そういうふうにお答えになりましたが、今でも全くそのとおりでですか。

○村 長 余り記憶がないんですけども、今と同じかと言われると、車の両輪はですね、同じように右に行ったり左に行ったりしますよね、それは、全然、議論になっていないので、こっちに行きたいとか、こっちへ行くべきだとかいうのがないと、意見が違わなければ議論にならないので、だれかが操縦して、そのだれかの思惑に従って右に行ったり左に行ったり、一緒に動いていたんではいかなというふうに思いますので、それは、乗っている人が、車が壊れて、乗っている人が振り落とされるようなことではいかなと思えますけども、それぞれ考えがあつて、こっちに行つたほうがいいんじゃないとか、いや、こっちのほうがいいんじゃないかとかいうふうなあれをしながらですね、やるっていうことが、その上で、上に乗っている住民の皆さん方からも、ああ、こっちに行きたいとか、あっちに行きたいとか、あそこに行こうよとかっていうふうな意見を聞きながらやっていくという意味では、車の両輪だと思いますけども、同時に動くっていうのは余りよくないのかなと思います。

○4 番 (山崎 啓造) それで、ちょっと言いづらいことなんですけど、聞かなきやなりませんが、村長、ネットで発信していますよね、つぶやきですか、ブログっていうの？ブログっていうのですか、ツイッターっていうのですか、何かいろいろ頭へきたとかつていって書いてあるじゃないですか、あれ、寝られないとか、しょうちゅうを飲んで寝ちゃおうとか、あるんですよ。それでね、ちょっと、そこを見させてもらったんですけど、6月14日なんですよ、6月定例会が終わつた、その次の日ですか、きのう、最終日だと、議会の最終日だった、そこで憲法96条っていうのをやったじゃないですか

ね、国に意見書を上げようと、上げまいよ、上げないんだ、上げるんだって議論をやりましたね。委員会では採択になったと、本会議では否決されたんだと、だれとだれとだれが賛成で、だれとだれとだれが反対だっていってね、書いてありました。中川村議会は大変な重大な判断を背負っていかなきゃならんのだってというようなことも書いてありましたが、また、次の日にもね、また、96条について書いてあるんですよ。怒り心頭だったんでしょうね、多分、村長は。それで、要するに、これから議員は、すべてさらされるんだと、言ったことはさらされるよと、それで、傍聴にも来てくださいよ、ちょっと、これは後から言いますが、一括、さらされて、次の選挙の判断材料にもなりますよって書いてありました。その中にね、だめな議員って書いてあるんだよ。だめな議員、これは、開いてみればわかると思いますが、そのだめな議員の尺度は何なんだか、ちょっとお聞かせ願えるとありがたいです。

○村 長 それは議員だけではないですよ。限らないですよ。

○4 番 (山崎 啓造) いや、だめな議員なんです。

○村 長 まず、そのさらされるとか、評価されるっていうのはね、それは、私自身もそうだろうし、ある意味、ツイッターとかに書いている人は、みんなね、匿名で書いている人がほとんどだけでも、何らかの形があって批判されてね、炎上したりっていうようなことはよくあることで、あれは、みんな、さらしているわけですけども、普通の人は匿名で書くことは許されるんでしょうけども、一般、匿名じゃない、特にね、議会で話したことは匿名ではないので、それは、もう、当然、責任を持って、いついつこう言ったっていうふうなことを、責任持って、みずからさす覚悟で言っていかななくてはいけないというふうに思います。そうやって偉そうに言ったわけですけども、ツイッターに書いたことについて、今、ちょっと、どんな文言で、どんなふうなことを書いたのかっていうのは、それこそ、この一般質問とかで通告の中に書いておいていただければわかるわけですが、今、この場で、どんなふうなことを申し上げたかわかりませんが、だめだについても、それは、やっぱり、評価する人はそれぞれだと思えます。この人はだめだ、こんなやつだめだ、おれの考えと違うっていう人もいるだろうし、いや、これは、おれは、すごくいいことを言って、おれも全くそのとおりだというふうな方もいらっしゃるかと思うので、その中で、先ほど申し上げた、いろいろ自分の考えを述べて、それに対して批判をいただいて、それに対して考えが改まっていったら、深まっていったということだと思ったり、そういうディスカッションをしながらお互いに学び合って考えを深め合うっていうふうなことがいいと思うことだし、ある意味でいうと、そういうふうな形でディスカッションしてお互いに考えを深めていこうという姿勢がない人は、今、答えながら思ったんですけども、そういう人はだめ議員やろうなと思います。議論をして、相手に対して、相手をなるほどなと思わせることができる人、それからまた、相手の言っていることから学び取って、ああ、自分の考えは、こういうふうにもう少し変えたほうがいいなというふうにお互いに、こう、学べる、学び合える人がいい議員で、それができない人はだめな議員かなというふうに、今、ふと思いついて、そのときのどういう意味で書いたかってい

うことは、全然、ちょっと覚えていないんですが、わかりませんが、今、答えよと言われたら、そんなふうなことを言いながら思いつきました。

○4 番 (山崎 啓造) あのね、それは全然違う、言っていることが違います。村長の書いたのを見るとですね、要するに、きのうの報告で思ったと、憲法でも原発でもTPPでも消費税でも、皆、自分の議会に請願を出せて、そうすると、みんな見てくれて、わかるよと、だから、この文言から察するに、いわゆる、こういうことに賛成の者はいい議員で、反対するやつはみんなだめな議員っていうことなんですよ、これは、ね、そのとおりなんです。だから、だめな議員が多かったら自分たちから立候補者を出そうよって言っているんだから、この次の選挙に、っていうことは、今いる議員はね、要するに選挙じゃなくて無投票だったわけですよ。村長は、選挙で選ばれた。だから、そのおごりがあるんじゃないですか。ないですか。どうです？

○村 長 TPPに関してでもですね、いろんな陳情はあり得るわけですよ、TPPを、ぜひ、あれ、何ていうかな、それに踏み込んで、日本の経済を開放して強くすることを求める陳情、請願だってあるわけじゃないですか。私は違いますよ。私は違いますけども、そういう陳情も出せる。だから、地方議会というものを、今、例えば、国会でデモをしたりって、いろんなことをしていますよね。いろんなデモがあります。右寄りのデモもあれば、左寄りのデモも、両方、今、ありますよね。そういうところで、そういう街頭でやるっていうのも1つの手だし、もう少し、この自分たちの声を広げていく、今、この閉塞した日本の状況を、何か、こう、いい形にしていくにはどういうふうにしたらいいかっていう中の方法として、議会に対して自分たちの考え、それはいろんな考えがあるでしょうけども、それについて要望、陳情というか、何ていうか、それを出す、そうすると、議会としては、それに対して採択とか、不採択とか、趣旨採択とか、何らかの判断を下さなくてはいけない、そしてまた、それぞれの議員は、それに賛成だ反対だというふうなことも出していかなくてはいけない、だから、そういう形で、いろんなことがクリアに見えるようになってくる、政治の見える化っていいですかね、そういうふうなことを取り組むっていうのは、住民といいますか、有権者の方策として、1つの、政治なり国をどうしていくかということにコミットをしていくために、1つの非常に有効な方法ではないのかなっていうふうなことの提言をしたし、さらに、もっと踏み込むんで提言を、踏み込むんであれば、自分の考えを発表して、それに基づいて、いろんな、国会でも県でも村でもいいけども、立候補するというふうなことがあれば、そこで、いろんな、それこそ意見を述べるチャンスがあるし、批判を受けるチャンスがあるし、その中で、有権者と、立候補しない人も含めて学び合う機会があるんじゃないかなというふうな、そういう、だから、民主主義の、あるべき民主主義の考え方として、それは、選挙がなくて、無投票でなるよりは、そういう議論があって選ばれた人が議員なり長とかになるのがいいわけですよ。だから、しっかりと考えを持って、それを述べながらやっていく、それはいいし、ちょっと、そこまでのあれがなくても、立候補するような時間的とか生活のゆとりがなくても、政治にコミットしていく、投票だけじゃない形で、地域のあり方、あるいは国のあり方に

コミットする方法は、デモと投票のほかにもあるんじゃないのかなというふうな提言をしたということでございます。

○4 番 (山崎 啓造) ええとね、余りよくわからないんですが、とにかくね、民主主義、村長が民主主義っていうことを言いました。いろいろの意見があっという、いろいろ議論して、それでいこうよって、それが民主主義だと、方向性を決めていく、そのとおりだと思うんですが、どうもね、村長は、自分はこっち向いているのに、村長は、左へ、左へってかじを切っているような気がしてしょうがないんですよ。そうすると、これ、議会制民主主義というよりも、独裁者になってくるんじゃないかと心配をしています。ちょっと、冗談で聞くなら聞いてくれてもいいんですが、私は、そんな心配をしていますから、自分で書いたもの、出したものに責任を持って、きちんと答えられるようお願いをしたいと思います。お願いはしちゃいけないので、提案をして、質問を終わります。

○村 長 今まで、しばしば、何ていうのかなあ、指導力を発揮しろとかね、はっきりせえとかね、言われてきているし、だから、私は、大事な問題、これは本当に大事な問題で、このことについては、TPPにしても、下手をすると、本当に日本中の人が大変なことをしょい込むことになるだろう、なるに違いないと私は思っているの、それについては、危険ですよということは繰り返し言いたいし、原発についても、原発なんか危ないものやらなくても何とかしのげるはずだから、ここはしのぐべきではないのかと、こんなことをしていると、未来の子どもたちに与える放射性廃棄物がどんどん増えるばっかりじゃんっていうふうなことは言い続けたいと思うし、それは私の意見、だけど、違う意見の人もどんどん言えばいい、だから、その意見をいうのは独裁者だっていうのも言論の封殺であって、ある意味、独裁的なんではないかというふうに思います。だから、みんなが意見を言い合うこと、主張し合うことをどんどん進めるべきなんですよ。だから、言うなっとうのはだめ。どんどん言え、言え、言えと、反対の人にもどんどん言わせるっていうのが正しい民主主義だと思います。

○4 番 (山崎 啓造) もうちょっといいですか。

ええとね、それはわかります。よく言っていることはわかるんだけど、だから、もうちょっと、そのね、言っていることに、きちんと対応できるというか、ちょっと、言っていることと、その書いていることと、ちょっと、こんなような気がして、見えるんですもんですからね、いかがなものかなあと思いました。

それとですね、96条の改定、最終的に決めるのは国民ですからね、そこで、これはだめだ、絶対だめだっていう話にはならないと思います。

終わります。

○村 長 いや、国民が決める前に、だから、最終的に決める前にみんなで議論して意見をお互いに深め合うというプロセスがなしに、何もなしに、はい、どうぞっていうんじゃない、あ、正しい、みんなで考えを深め合う必要があるじゃないですか。だから、私の意見は言うし、山崎さんの意見もどんどん言っただいて、それを聞いていた人がどう思うのかなっていうようなことが必要だと思うし、そのツイッターで、随分昔に書いた

たやつを覚えていないのはっておっしゃるけども、これを建設的な議論にしようと思ったら、こんなところで、いきなり、そんな大昔にいっぱい、ばしゃばしゃばしゃ、夜、お酒飲みながら書いたりすることもあるので、覚えていないので、そういうときには、本当に建設的な議論をして、文章に責任持てとおっしゃるんだったら、ここにどう文章を、ここに、何月何日、書きましたねっていうことを通告で言っただけであれば、もうちょっと深まりのある議論ができたのかなあというふうに思います。

○議 長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

次に、7番 湯澤賢一議員。

○7 番 (湯澤 賢一) 私は、さきに通告しました上伊那地域の消防の広域化の問題について質問します。

この問題につきましては、私は、昨年12月定例会と本年の3月定例会の一般質問で取り上げました。

また、本年3月の定例会中の全員協議会では、消防指令センターの整備負担額や消防救急無線のデジタル化整備負担額などの負担割合などについての試算の説明が消防広域化協議会により行われました。

国が決めた消防救急無線のデジタル化の期限が間近に迫っていることから、急ピッチで上伊那の消防組織の広域化への協議が進んでいると思われま。

しかし、中川村の村民が、どれだけの方が、この問題を知り、あるいは関心を持っているのでしょうか。私が知る限り、消防組織とは何らかの関係、かかわりがある方以外では、災害から村民の生命、財産を守るという、この大変重要な問題でありながら、消防組織の広域化を知っている方は極めて少ないと思います。あえて言えば、地域防災を考える立場にある方でも、消防の広域化の協議が進んでいることは知っているが、広域化されても南署は残るんだから、中川村は心配ないというのが、現時点での代表的な認識かと思えます。

住民の意識から遠いところで協議され、住民が知らない間に、いつの間にか消防組織が広域化されていたということがないように、今回の質問に当たり、間違いがあっただけではないので、最新の協議の資料を見せていただきたいと要望しましたが、まだ協議中ということで、この件については断られました。

どうも、私と村の間には、この問題の取り扱いでは決定的な食い違いがあるようがあります。

村の立場は、伊南消防組合が伊那消防組合と消防組織の広域化の協議を進めている、これは、単に、両消防組合の消防事務の効率化の協議であって、中川村に対する消防力が変わるわけではないから、中川村議会一般質問で取り上げるのは適当ではない、あるいは、筋違いだというふうな見解なのではないかと思えます。

しかし、通信指令業務を統合して、中川村から何十kmも離れた所に消防本部を置いて、そこの高機能指令センターを整備していくという、今までの消防組織をがらりと変えるような協議が、果たして、単なる消防事務の変更と言えるかどうか、村民が不

安に思うのは当然ではないかと私は思います。

基礎自治体の一部の事務を広域化することに反対するものでは、私は、ありません。情報センターの設立や危機的な状況に陥った医療の問題への対処など、広域での力点を生かしたすぐれた事業がたくさんあることも知っております。そうしたことに對しては、住民の一人として大変感謝もしております。

しかし、議会が議員と村執行部との議論の場であり、今も、ちょっとお話がありましたが、たとえ広域連合での具体的な協議事項でも、問題によっては、村民の利益になるかどうかを一般質問で伺うことは、むしろ議員の義務だと私は考えますが、いかがでしょうか。

私が消防組織の広域化について危惧し、あえて繰り返し質問するのは、広域連合に参加する各自自治体の負担割合や今なら広域化に向けて国から有利な支援が受けられる等についてのことでありません。それ以前の前提となる問題、つまり、消防組織の広域化は避けて通れない問題なのかどうか、また、本当に、それが中川村の防災体制の向上になるのか、私には、どうしても、そのイメージがつかめないことが、繰り返し一般質問で質問する、その最大の理由です。

また、それは、各自自治体の負担割合の論議、消防財政の効率化、整備費用の低減化の論議以前に、中川村民に周知しなければならないことだと思います。

この観点から、消防の広域化は中川村にとってどうしても避けることのできない問題と考えているか、考えているとしたら、その根拠は何か——根拠といいますか、なぜ、そういうふう考えるか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○総務課長

現状につきましては、伊那の消防組合と伊南行政組合の、これが形の上では統合であるということは、議員のほうからおっしゃっていただきましたので、これについては省かせていただきたいと思いますが、まず、消防組織の上伊那での広域化は避けることのできないという問題というよりも、避けられない課題としてあるのは条坊無線のデジタル化、これは期限が平成28年の5月末日までと、議員もご存じのとおりでございます。それですので、デジタル化にあわせて実施するとしたら、伊南行政組合と伊那消防組合、それぞれで整備するよりもスケールメリットが明らかに得られるということは数字でお示ししたとおりでございますので、まず、そういうふうにお考えいただきたいと、それが1点目です。

それと、もう1つ、通信指令の一本化にあわせて消防本部機能が統一をされ、各所が1つの指令で動くことが合理的であるということから研究がこの間され、広域化についての、いろんな、その統一には課題がさまざま、温度差といいますか、現段階では課題がさまざまあるわけでありまして、それらの課題を1つずつ解決して前に進もうということを選択したということかというふうに思います。

それから、通信指令につきましては、今でも伊南行政組合は、1つ、北署、ここに指令があるわけでありまして、ここを通じて南署のほうに入ってくる、こういう形のものが、実は、今度は、上伊那全部のところ、情報が、新しくできる場所は、もう決まっておりますけれども、伊那市の藤塚というところに一本で結ばれると、ここ

に指令が行くということでありまして、電子化の時代ですので、距離的には遠くはなりませんけれども、これが広域をカバーするという上では、こういう形は受けざるを得ないだろうというふうに思います。もう1つ、広域化を図ったほうがいいだろうという点でありますけれども、ご存じのとおり、東海地震、それから、連動型の東南海ですとか、南海地震の連動型地震が発生すると、当上伊那地域は、震度で6弱ということが推定をされております。耐震化の進まない木造家屋等が非常に多いために、東海による死傷者数は多数出ることが考えられますので、ほかの地域から、それから、他県から消防救援隊等を受け入れることになったときには、一本化したほうが、受援隊、受援消防隊等の間違いのない受け入れ、それから、支持というか、こういう所に行ってくださいという指令が間違いなくできるだろうというようなことを考えての広域化であるということでありまして、ちょっとくどくなりましたが、避けることができるのかというよりも、こういう時勢といいますかに合わせて、スケールメリット等を、将来のことを考えて、この際というわけではありませんが、広域化しましょうと、こういう手順かというふうに思います。

○7番

(湯澤 賢一) 今、消防無線のデジタル化の問題が一番先に取り上げられました。この問題、非常に難しい、デジタル化ということ自体が非常に難しい問題で、私どもには、なかなか理解できないんですが、ある意味、デジタル化に、なぜ、しなくちゃならないのかという、例えば、電波法のどうのとか、電波の込み具合がどうだとか、いろいろあるようではありますが、実は、もっと、この広域化を進めるために、まず、ここから始めて、デジタル化ですごいお金がかかるから広域にしたほうがいいよってというふうな感じで持っていてという意見も、1つ、あるわけですね。それと、通信指令の問題、あるいは、大きな地震、ここでは東海地震等の問題も、この、いわゆる広域化の中で盛んに言われていることで、そのことは十分承知しておりますが、消防組織に関する基本法では、市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとし、戦後の新憲法のもとに生まれ変わった自治体消防は、各自自治体の持つさまざまな特異性に合った自主性の確保が尊重されてきました。東日本大震災は、たくさんの教訓をこれから生きる子孫に残しましたし、被災し、犠牲となったたくさんの命を、また、まさに想定外だった原発事故による放射能汚染を、私たちは、これからの防災にかける大きな財産として生かさなくてはならないと考えます。

最近、9月1日の防災の日を中心にして、マスコミは関東大震災と阪神大震災、東日本大震災の教訓をもとに多くの報道をしましたが、住民の命を守れたかどうかの境目には、各自自治体の持つ特異性に合った自主性の確認、確保、自主性の確保が強調されていまして。まさかというわずかな油断が一瞬にして多くの命を奪った例や、また、何でもないときにはばかばかしく思えるほどの単純な訓練がたくさんの命を救った例など、事例が集められて、経験が語られて、検証され、さまざまな形で報道がされました。

大災害と大規模災害とは定義が違うのかどうかはわかりませんが、大規模災害とい

えば、同時多発的に発生し、全体としては面としての広い地域が被る被害を想像します。しかし、その面を、面としての広い地域の災害は、点としてのそれぞれの異なる条件の狭い地、つまり、基礎自治体の集合体であります。ですから、同時多発的な災害も、被害の形態はそれぞれ異なるわけであります。例えば面としての上伊那全体が災害に襲われた場合、点としての中川村が果たして広域連合の恩恵を受けることができるのか、こういう大規模災害の場合に、本当にそれが機能するのか、そういう疑問もあります。大規模災害で人口の多い中心部の対策で手いっぱい、消防本部から遠く離れた郡境の中川村まで手が回らない状況があるのではないのでしょうか。道路も寸断されるのではないのでしょうか。

中川村では、36年の豪雨災害の経験や、東海地震にかかわる地震防災強化地域に指定されて平成20年に見直しし策定された中川村地域防災計画で、相当、綿密な地域防災計画が立てられております。この計画書は、余りにも膨大で、専門性もあり、村民みんなが目を通して理解することは現実的ではないかもしれません。また、気がつく範囲では、災害時の物資の調達などの面で、若干、見直しが必要だと思われる部分もありますが、この計画書に沿って、中川村は、学校や保育園や、ほかの教育施設を初め、ほとんどの教育施設、また、一時避難所等になる各地域の集会所が耐震化されております。現時点で考えられる限りの防災ハザードマップも作成され、住民への危険箇所の周知も行われております。他市町村に比べて決して劣らない独自のすぐれた防災計画を中川村は持っていることは、住民として誇らしく思うところであります。

東日本大震災を契機にした今後において、各地区ごとに地区の特異性からの未経験の想定外を想定した対策なども検討していく必要があるように思います。大規模災害における山間部の多い中川村のこれからの一歩進んだ防災は、今後、どこで、どう議論されるのか、より高度な知識と対策は、村の独自の基本計画の防災計画の中で解決しなければならない問題なのであろうと私は考えます。村の力量にかかわる問題かと思えます。

上伊那消防広域研究会の資料では、広域化のメリットとして住民サービスの向上が消防組織の広域化のメリットの大きな要素として何点か挙げています。そのメリットとされている一つ一つが本当に現実に即したメリットなのか、いずれ検証されるべきだと思いますが、この場では時間がかかりますし、余り意味がないかと思しますので、住民サービスについては、初動体制の強化についてと、高機能指令センターの、先ほど話がありました1つの指令センターっていう、その整備により、災害現場の特定が短時間となり、119番通報から出動までの時間が迅速になり、現場到着までの迅速が図られるかということについてお聞きします。

中川村にとっては、広域化による初動体制の強化というメリットは、現実の問題としてあり得るのか、広域化によって、中川村に限って、点としての災害、例えば、家屋災害、山火事にしても、面としての大規模災害にしても、どの点からも広域化によって中川村の初動体制の強化が図られえるとは、私には、どうしても思えません。

12月定例会での質問で明らかになりましたが、消防署の管轄区域の見直しにより、

直近の消防署からの出動となり、現場到着時間が短縮されるという点では、どんなに管轄地域を見直しても、現在は、中川村の直近の消防署は、全村、どこにでも、南署以外には考えられません。つまり、今と変わりません。上伊那全域でも、南消防署の管轄の見直しで直近の消防署が変わり、初動体制が有利になるという例に当てはまる地域は余りないと思います。

また、中川村から40kmもある遠隔の地に高機能指令センターの整備をして、災害現場の特定が短時間になるというメリットも説明を受けて、中川村でなるほどどうなずける人がいるのでしょうか。

あるいは、高機能指令センターの恩恵を受ける地域が上伊那全体にどれだけあるかも大変疑問です。

ほかにも、組織体制の一本化、複数署からの応援体制、特殊車両の出動、救急活動の統一などが住民サービスの向上として挙げられています。

しかし、住民サービスの向上として挙げられている、この一つ一つが上伊那広域の全体の実態に即したのではなくて、総務省消防庁が設置した広域化によるメリットとしての一般的なひな形といいますか、マニュアルをそのまま持ってきて載せているだけに思います。つまり、上伊那広域に限らず、全国の消防組織の広域化を目指しているところは、どこでも同じスケールメリットをマニュアル化しているのではないかと私は思います。

全国消防職員協議会と消防総合研究委員会が大変すぐれた消防組織広域化に関する応答方式の論文を作成しました。全国消防職員協会協議会ですから、全国の消防のプロの、まさに現場の意見であります。その中では、財政基盤の弱い消防組織の広域化は避けては通れない問題の部分もあるとしながらも、消防の広域化基本案のQ&Aでは、市町村の規模、形態や歴史の違いから、その一つ一つに広域化の効果が得られるものではないとしています。恐らく、錯綜する道路や住宅の、または、さまざまな形態の企業などが密集する、その上、人々のコミュニケーションの希薄な大都会における消防組織を、地方の全国津々浦々、農山村までにも広げようとしていることに無理があるのではないかと私は考えます。

中川村としては、消防組織の広域で住民サービスの向上として初動体制が有利になると考えているか、それが広域化の大きなメリットだと考えているか質問します。

また、もう1点、先ほど総務課長が言いました。指令センターを一本化することによって、あるいは広域の指令センターとして整備することによって、災害現場の特定が今よりも——今よりも短時間になるという、その根拠としての指令センターのシステム等、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長

まず、消防組織の上伊那の広域化は、常備消防の広域化であるということについては、議員も理解いただいているかと思えます。

あと、それぞれの市町村には、先ほど消防法のお話が出ましたが、市町村では消防組織を組織をしなければならないことになっておりまして、中川村には団員が200名定員の働きながらの団員の皆さん、この皆さんが、地域の実情が一番よくわかってい

る団員が多数、消防団が後ろに控えていて、中川村の安全と安心を守ってくれていると、こういう構図は依然として変わらないということでございます。

一体、今度の広域化でどんなメリットがあるかということですが、デジタル化によるメリットといいますか、デジタル化というのは、いわゆる、その電波、アナログ電波をデジタル派に変えなさいという、これは総務省からの期限付の法律といいますか、指令でございます、こういう面からいいますと、このよしあしはともかく、避けては通れないということが1点でございます。

それから、今度の、デジタル化によるというよりも、今度の一本化に伴って、どういう、その指令といいますか、何ていいますか、災害の現場からどういうふうに特定をして、それを素早く伝えるかというのは、最近、GPS機能というのがありますが、こういうふうなものを、携帯電話でも何でも備えているものが増えております。こういったものから位置を素早く特定することができる、それを、前回にもお答えしましたが、それを特定をしつつ、どこで場所かという内容の災害が起きたか、災害というのは救急あるいは火事ということになります。こういったことを判断をし、それを、南署を出るには従来と変わらないわけですが、南署の消防自動車あるいは救急自動車に、瞬時に、ここであると、ここへ行けというふうに、ナビゲーションシステムのようなものでございます。それで連絡をするので、現場に急行することができる、間違いなくできるということになります。特に、例えば山奥という言い方はいけませんけれども、四徳ですとか、そういったところで、地域に不慣れの方が、例えば観光客みたいな方が急に具合が悪くなったような場合ですね、こういった場合には、地域に不慣れでありますので、明らかに、これは、どこそこで、どういう状態かというのは、はっきりわかるわけでありまして。そういった点からいいますと、現実の目で見ますと、そういったことが起きるかどうかということは別なんですけど、起きたとすれば、確実に正しく、素早くということになるかと思いますが、誘導できるという指令、高機能の指令を、今度、整備しようということになりますので、目に見えるのかと言われますと、非常に、管轄区域は恐らく変わらないわけでありまして、そういう点で住民サービスが向上しているのかという言い方をされますと、非常に、なかなか目に見えないところはありますが、高機能の指令センターの機能を持たせることによって、そういった場合には間違いのない対応ができるということは、1つ、言えるのではないかとこのように思っております。

○7 番 (湯澤 賢一)

高機能指令センターから間違いなく南署へあそこだつていうふうに言って、そこから出動してくる、そのことが、非常に、これを整備することによって、今よりできる、早くできるということが、どうしてもつかめないんですが、例えば、東京の1つの区で人口が90万人もあるような街の中で火災が発生して、ここだというのはネックになる、そのイメージと、中川村の、例えば、どこでもいいんですが、山で火災が発生するという場合と、全然、何か、すごく違うと思うんですね。ですから、それを、まず、真っ先、一番に、そのことを住民サービスのメリットとして、向上として書かれてい

ること、このこと1つでも、やはり、ちょっと、この、果たして計画が、ちゃんとやられているのかという、本当に高い理想、消防の高い理想に基づいてやられているのかという、その辺が、ちょっと、大変、私、今、疑問に思います。

また、東海地震のような大きな地震ができたときの受援体制、あるいは村中がやられてしまうようなときの受援体制、そうしたことについては、また、ちょっと後から形を変えて聞きますが、そのデジタル化についての、今の、もう1つ、イメージ、本当にどういうことができるのかということをお答えいただきたいと思っております。

○村 長

デジタル化のことは、広域連合で、どこだったかな、岐阜県の事例というのを拝見して、議員の方も行かれた方いらっしゃるかもしれませんが、形態であれ固定電話であれ、かかってきたら、その場所が、もう、地図上にわかると、それが火事なのか病気なのかということまでは、何か話を聞かんとわからないかもしれないけど、少なくとも何か異常が起こった場所は、そのセンター上でもわかるし、それから、救急車なり消防車の中にも、その地図システムがあつて、そこでどの場所かということがわかると、電話をかけたら、その伊那のほうに行くんですけども、そこが、その情報は、同時にですね、消防車のほうにも入ると、ここで何かが起こっているというふうなことが、ただ、南署に一回連絡して、「あのなあ、あそこの橋を渡った所の3軒目の家で火事だよ。」みたいなことは言わなくてもいいわけです。それは、もう、ぼんぼん行って、最寄りの消防車が現場に行く、最寄りの救急車がそこに行くというふうな、例えば、たまたま、その伊那のほうの消防車、救急車が何かの事情でこちらの辺を走ってきていて、葛島かどこかにいるのが一番近かったとしたら、それが行くというふうなことになると思うので、そういうような形を含めて、最寄りのやつが、直接、指示ができるというふうなことでございます。

もうちょっと、もう少しばくつとした話をすると、初めは、長野県全域を一本化するという話があつて、さすがに、それは無理ななつていうことで、2本立てにするという話があつて、そちらのほうも、なかなか詰まらない、話が詰まっていけないという中で、それも、ちょっと空中分解のような形になって、その中で、それとは全然別の話として、消防の通信のデジタル化を、それは電波法の関係で、しなくてはいけないということがあつて、それは伊南だけでやることもできたらうし、上伊那でやることもできたらうけども、その中で、どうしようかなというふうな話で、やっぱり、そのところは金額の話で、どっちが効率がいいかという話の中で、やっぱり上伊那と一緒にやったほうがいいよねと、広域連合でも、そういうような、地図、先ほど申し上げた地図システムによって、地理に不案内な人が電話してきても、どの場所かすぐわかるような仕組みを、組織全体で共有できるようなものができているというので、そちらのほうに移行していったというふうなことがあります。

単独ではできないのかつていう話になってきたら、それはできると思っております。絶対それしかないのかつて言ったら、お金をかければできるんですけども、この一緒にやるかどうかつていう過程の中で、消防団関係者の方にも入っていただいたし、各市町村の消防委員の方も入っていただいて議論していく中で、じゃあ、一緒にやったほう

が、いろんな面で協力し合ったほうがいいんじゃないのかっていうふうな話になってきました。その中で、もし、中川村が、いや、やっぱり嫌だと、そんなのは、広域じゃなくて独立でやりたいという話になってくると、逆に、今度は、伊南の消防からも抜けざるを得ない、中川村だけの消防の常備消防をやっていかななくてはいけないというふうな、それしかないわけですよ、入らないということになってくると、そうすると、本当に消防本部をつくって、救急車を置いて、消防車を置いて、それから、いろんな救急救命の専門家も育ててというふうなことになるかと、それは、ちょっと、果てしなくお金を使えばできるかもしれませんが、現実的ではないというふうなことで、現実的な選択としては、やっぱり伊南全体と一緒にやっていくということになった中では、上伊那の中でやっていくしかないのかなと思いますし、その中で、地域の消防体制にメリットがあるように、ましてやデメリットの生まれないような形の詰めを、消防の費用分担金ですとか、いろんな体制とか、いろんなことで、これから詰めながら、デメリットを少なくして、メリットの部分を生かすような形のやり方を、今、議論を何段階かで積み上げながら進めていっている最中だというふうにご理解いただきたいと思います。

○7 番 (湯澤 賢一) 基本的には、やはり、自分もよくわかりません。なぜ、なぜ電波法がデジタル化だけを——デジタル化でなければならぬと決めたのかという、その辺もよくわからないんですが、例えば、今度の、喫緊な例では、どんちゃん祭りの交通係で受けるには、やはり、アナログの、あのほうがはるかに、何ていいますか、うまく話ができる、近所では、そのほうがいいんだというふうなことで、本当に、そのデジタル化というのが近代文明のものかもしれませんが、本当にそうなのかという部分は、やはり疑問がある、しかし、そうしたことでがんじがらめになってくる、今も村長が言われたように、そこから外れようと思ったら中川村独自でやらなきゃならなくなってしまうような形になってくるというふうなやり方、1つのやり方、これが、1つに、1つ、私は非常に疑問に思うところではありますが、先ほど言われた事務経費という問題でも、例えば、消防体制の基盤強化としては、やはり、今、言われたような事務経費の削減ということも言われております。広域化によって事務経費がどのように削減されて、消防体制の基盤が、それで強化されるのかという部分では、私が調べた、それほど深く調べたわけではありませんが、広域化で事務経費が削減できるかどうかは面積と人口比が大きく関係している、人口密集地では、先ほど言った大都会では、もう、広域化というか、細かくつくらないで、どんと全部を網羅するような形のほうが削減できるけれども、長野県のような、あるいは上伊那のような面積が広範な過疎地は、むしろ経費が増加するという傾向にあるとしております。ここにも、先ほど総務省の消防庁が決めたマニュアルには当てはまらない、全国一律ではない地区ごとの特異性がありますが、中川村に当てはめて、現時点で、担当される方は広域化が事務経費の削減になると考えているかどうか、正確に村民に伝える必要があると思いますので、そのところは、どう考えているかをお聞きます。

○総務課長 事務経費の削減というふうにおっしゃられましたけれども、今現在でも伊南行政組

合の一員でございますし、消防に関しましては、機能というか装備、署の建設、それから、何よりも職員の人件費、こういったものについては、伊南行政組合の基準でもって負担をし、運営をしているという現状があります。これが、そのまま上伊那の統合した暁には、これらの経費がそのままの形で移行されるというふうには申しませんけれども、少なくとも、一番大きな部分で言いますと、職員、現在、伊南行政組合、伊那消防組合、合わせまして207人の、現実には職員がいるわけでありましてけれども、この職員の人件費をどういうふう負担していくかという将来の計画になりますが、統合することによって、この部分が非常に負担が一番大きいわけでありまして。これが統合することによって、恐らくいいいますか、はっきりしていますのは、指令センターが1つになるということでありまして、消防長以下、本部の職員、また、通信指令が1つになることによって、今まで、伊南、それから伊那と2つの指令で携わっていた職員が、この数が1つになってきますから、これらのところから、少なくとも人数的には減少——減少といえますか、合理化が図られるだろうということが、スケールメリットといえますか、明らかにあるわけでありまして。これは、合理化をして職員を少なくして、それで何とか運営するというのではなくて、一本になることによって、明らかに、その部分の職員が、将来にわたって削減することができるということでありまして、前回もお答えをしましたが、今のところ——今のところいいますか、各署の現実の、今、配置になっている人数について、特に南署の人員については、今現在の人数でいくということで検討が進んでおりますので、一人一人の、何ていいますか、住民にとってみては、安心・安全をちゃんと図ってくれる職員が削減されるってということはないかということで、ちょっとくどくなりましたが、合理化、統合することによるスケールメリットとしては、人件費の削減っていうのは非常に大きいということで、ご理解をいただきたいと思います。

○7 番 (湯澤 賢一) スケールメリットっていうのは、多分、そういうことだと思っておりますが、要するに、人を減らせる、目に見えた形では、そうした形で人が減れば、それだけ人件費が減る、しかし、広い範囲では、また別のお金がかかるかもしれないというふうな形での、例えば人口の少ない、しかし広域化が進んでいる島根県、あるいは鳥取県なんかでは、非常に前よりもお金がかかっちゃっているという、そういうデータもあるわけでありまして。それは、ひとつ問題として挙げていきますが、先ほど、ちょっと言われました。消防の広域化により組織が大きくなることから、広域的な受援体制が強化されるという点について質問します。

中川村の防災計画の中では、広域総合応援計画、長野県の市町村総合応援協定に基づく上伊那市町村との応援協定や県外の他市町村相互応援協定など、大災害に対するさまざまな相互の応援協定を結んでいると思います。そうした協定は、あくまでも災害時の相互の応援協定であり、消防本部を1つにして組織そのものを広域化しようとするものではありません。しかし、それは、中川村が、それかといって孤立しているわけではないように思います。

広域的な受援体制の中に出てくる緊急消防援助隊のことを前回の質問で見落としま

して、今回の質問に当たり調べたのですが、阪神淡路大震災などを契機に消防組織法を改正して大災害から国民を守ることを国家の義務として緊急消防援助隊に関する規定が盛り込まれたとありました。恐らく東日本大震災でも、この緊急消防援助隊が、恐らく消防のエキスパートなどだと思いますが、活躍したのだと思います。

中川村が消防緊急援助隊の援助を受けられるのは、どういう災害、その程度の災害の規模の場合なのか、また、広域的な受援体制が強化される、要するに、そうした消防援助隊なんかを受け入れる、その受援体制が強化されるとはどういうことなのか、そのイメージをお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長

東日本大震災、ああいう形での津波事故がある、津波はないですね。考えられるのは、中越地震、ああいったところで孤立した場合に緊急消防の援助隊が各地から組織され、それが中川村のほうに入ってくるときに、1つは、どこに行っていくことは、上伊那の統合したところの消防本部から、もちろん消防本部は、ここの現地の中川村の災害対策本部の中と連絡を密にとりますので、ここの指令の中で、こういう援助を受けたい、したいということになったときに、ここから指令が行き、上伊那の消防本部から中川村のほうに、どこそこの隊は入ってくれと、こういう形になるかというふうに思います。ですから、かなり大きな災害、中越地震のような、孤立したようなことが、恐らく、そういうときにはあるだろうと思いますが、どういう場合だと、今、言われても、ちょっと具体的にはお答えできませんが、確実に、そういうときには力になるのではないかというふうに思います。

○7 番

(湯澤 賢一) 緊急消防援助隊については、調べていきますと国民保護法に当たります。中川村の中川村国民保護法の中でも消防緊急援助隊はあちこちに出てまいります。つまり、大災害に対すると同時に、その使命として特殊災害と規定される武力攻撃による災害に対処する任務も持っているわけであります。自然災害にも、中川村の20年につくられた国民保護法では、むしろ災害よりも武力攻撃に対する対処として消防緊急援助隊のほうが多く扱われている。

先ほど申しました全消協の、全国消防職員協議会の消防広域化Q&Aでは、この消防緊急援助隊の規定は、武力攻撃などを受けた場合に消防庁に被災情報を一手に集約し、市町村が保有する消防力を国家統制の中に組み入れたものだとしております。個々の消防大規模化、広域化、広域編成することによって中央統制がしやすくしようとする試みも垣間見られるとしています。

すると、今、国が財政の危機を一方で言いながら、膨大な予算を伴う消防の広域化、デジタル無線も含めてですが、そのことを強力で押し進めようとしている背景には、国にはテロを含む武力攻撃を受ける危機感があって、デジタル消防救急無線と相まって、消防の広域化は国民保護計画と深い関連があって、さらに道州制や、場合によっては憲法改定にも論議の一翼を担っているのかもしれないと思えてきます。

もちろん、上伊那の協議会の発行した消防組織の広域化の資料には、そうしたことは記載されておりませんし、関係者各位には、純粋に上伊那の人々の生命、財産を守る使命で協議を進めていることと信じます。

ですから、私は、最初に戻りますが、上伊那消防組織の広域化の計画の中では、最も遠隔地となる中川村で、本当に村民の納得できる、今よりも安心できる計画かどうかを問いたいのであります。

最初に申ししたのは、昨年の12月定例会で、住民の意識から遠いところで協議され、住民が知らない間に、いつの間にか消防組織が広域化されていたということがないように周知と議論を深めることを、私は強く要望しました。この件に関しては、伊南行政組合や広域連合で協議されていることを何で住民に説明しなければならないのかと、何で住民の了解を得なければならないかと、そんなことは、かつて、したことがないと、そういう立場を村がとっていることが大変気にかかります。

また、広域化の進め方では、市町村合併の進め方が参考になると国が公言していることも気にかかります。

第一に消防救急無線のデジタル化の期限が28年度に迫っている、乗りおくれたら大変だという切迫感と、また、有利な起債、有利な交付税参入、有利な交付税措置などの徹底した甘い財政支援のあめと、広域化しないと大災害に対応できなくても知らないよと、ここを除いたらデジタル化でものすごくお金がかかるよというむちと、その上、さらに消防組織法の中で繰り返し基礎自治体の自主的な判断が強調されております。まさに、あめとむちで住民の冷静な判断を奪いながら、一方で不都合が生じたら、それは基礎自治体の自主的な判断の責任であるという、まさに市町村合併の手法の2幕目という感があります。

しかし、私は、この基礎自治体の自主的な判断という消防法の言葉を信じて、この質問をしているわけであります。

住民の生命の安全にかかわる問題は、基礎自治体の最重要な任務の1つであることは言うまでもありません。

かつての自家賄方式の駒ヶ根消防署の分遣所という形だったと思いますが、中川村の常備消防が伊南行政組合になったときに、どのような村民的な議論があったのか、全く私には覚えがありません。村の救急車がなくなる、消防団に3台、村に1台あった、計4台あった消防自動車が1台も現在はない、そうした合理化で高度な可搬ポンプを搭載した積載車がすべての消防団の班に導入できたなどの理由があるかと思いますが、これは、私の、ちょっと感傷的なところかもしれませんが、上伊那の操法大会で自動車班がないのは中川村だけだというのは、ちょっと寂しく、団員の士気にも影響するのではないかと、そんなふうに思ったりもします。今さら、既に住民が慣れ親しんだ伊南消防組合の設立当初を問題にするつもりもありません。

伊南消防組合が伊那消防組合と合併する、さらなる広域化については、広報などによる一方通行の説明ではなく、村長以下、役場職員が地区に向いて、住民懇談会等で住民に、直接、説明し、意見を聞くべきだと思い、考えます。

それと、広域化は、伊南消防組合がその管理を担当している範囲内のことであり、中川村として中川村住民に説明し、住民の理解を得る必要がない、全くその必要はない、また、意見を聞く必要がないと考えているのかどうか、あるいは、そうした必要

○総務課長

もあると考えているか、村としての見解を質問したいと思います。

中川村は、今でも伊南の消防組合の中でも端であります。端っこです。ですから、広域化して上伊那で一本になったときも端になります。じゃあ、これを、それじゃあ、飯伊と一緒にしたら、恐らく真ん中になりますけれども、少なくとも、飯伊の消防組合からいいますと、面積は上伊那よりも広いところを少ない人口でカバーせざるを得ない、ああいう地形ですから、署については、現状のところを残しつつ、抱えている職員数は、広域化、上伊那の広域化を検討している職員数よりもはるかに現実では多いということですから、地形、その他の制約から、住民1人当たりの負担というのは、当然、同じではなくて、かかっている、こういう現状があります。それはともかくとしまして、まず、何度も申しておりますけれども、ぜひ、いろいろな点からの検討といいますか、見方はあろうかと思っておりますけれども、私どもで考えているのは、まず、上伊那の広域化、2つの消防組織をなくすのではなくて、1つに統合して、より合理定期に使いましょと、こういうことですので、それによって職員数を大幅に削減し、国民保護法の中で、テロがあったようなときに消防を、いわゆる、その国の統制のもとに動かしてと、そういうふうなことも見方としてあるかもしれませんが、現実の話は、あの東日本大震災の中で、各消防隊が受援に行った、こういったことを、教訓っていいですか、想定をして、より効率的な支援、援助が、専門のプロができる、こういう体制をつくらうということですので、そういう面から、まず、見ていただきたいということでもあります。

先ほど村長のほうからも申し上げましたとおり、この2つの組織を広域化するとすれば、こうあればいいんじゃないか、また、こうしなければならぬというような課題を、これを重要度によって、今現在、整理をしてですね、市町村の副市長村長と各市町村の非常備消防の代表の方、または——代表の方っていうか、非常備消防の代表の消防団長、非常備消防ですから、そうですね、消防団長や団長を経験されたような市町村の消防委員会を代表する方、こういった方が専門委員会っていうものを構成しております。一応、最終協議会に諮る重要事項の原案を検討し、その原案につきましては、十分練られた原案については、8つの自治体の市長と8つの議会の議長が議論をして決定していくと、こういうスタイルをとっております、決して自治体の一部、市町の一部で決めているというのではなくて、専門家の専門組織の、または、消防を経験した人たちのよくわかっている人たちの意見を十分踏まえた上で、統合後の姿をつくらうということ、そういう手続で進めているということだけのご理解いただきたいということでもあります。

それから、広域消防の姿ですとか目指す形につきましては、統合後の消防組織の職員数、本部の体制と職員数であります。それから、各署の行う消防ですとか救急活動と署員の数、各署の受け持つ地域等を定めた最終的に広域消防運営計画というものをつくるわけでありまして、これをつくらう、これが認可をされるということで、これで上伊那の消防を統合したときの姿と、将来、こういうふうな格好にしていこうというものができるところでありまして、これに伴って、装備も近代化を徐々にしつつという

ようなことになっていくわけでありまして。

まず、消防広域化協議会の事務局としての考え方でありまして、上伊那の住民の皆さんに消防の広域化計画の概要を理解していただく、この段階では、今、十分議論を深めているところでありまして、理解をしていただくように、概要版等を作成をしてですね、配布をして、住民に理解をしてくださいという——理解していただきたいというか、そういうふうなことを得ていく考え方でありまして、要するに、住民の人たちは、もう、できたんだから、これで従えという、そういう立場ではなくて、逆に、十分、そういった専門家ですとかを踏まえた形で議論を積み重ねてきますから、この統合のことは、もちろん、各署の消防の職員が入って、もともになる重要なところは、どうしていこうという部会っていうのをつくらうと決めておりますので、全く、プロの職員が全くそっちのけで、もう、統合ありき、あるいは合理化ありきで計画を進めているわけではございませんので、そういうふうな積み重ねがあつて、なおかつ、先ほど言いましたとおり、消防の経験のある皆さんを入れて、統合したとしたら、こういうふうにしなないとだめだろうと、こうならないと、要するに、今あるように住民の安心・安全は守れないんじゃないかというような意見も踏まえた上で、最終的に煮詰めた議論を、いわゆる協議会に諮り、協議会で決定していくというプロセスをとっておりますので、つまり、概要版の中で、最終的に、そういうことを踏まえておいて、住民の皆さんに明らかにしていくということで、その段階では、全く意見を聞かないというか、直接は聞いていないわけでありまして、そういうことで専門的に進めてきた結果については、ちゃんとお知らせをするという考えのようであるようであります。

村としましては、広域化事務局の出していく概要版、こういったもので住民に対する説明は果たされるだろうというふうに思います。場合によっては、説明がわからないということについては、幾つかの説明を加えなければならない点もあろうかと思っておりますけれども、今のところ、こういう手順で進めていくという考え方に村もありますので、改めて住民の皆さんに、是非も含めて、こういうふうにしていくんだけどどうかというような説明会については、開く予定にはないということでございます。

○7 番

(湯澤 賢一) もう、本当に合理化なのかというところが、例えば、先ほど言いましたように、もう既にデジタル化しなきゃならないということが1つの大前提にあつて、それにはお金がかかるから、もう、これしかないんだっていう中での協議なわけですね。ですから、私が思うことは、今、言われたように、いろんなものを積み重ねて、できるだけメリットの多いようにしていく、そういう協議が、もし、まとまったとしたら、一歩出る手前で、つまり、決める手前で、一応、住民にやると、それが地方自治の本旨なのではないかと、要するに、住民自治の本旨なのではないかという、思えてなりません。

消防の広域化の問題につきまして質問してきました。私の質問の基本的な本旨は、この問題を住民に、直接、一方通行にならないで、ただ、概要を、印刷した概要を配るだけではなくて、それで、わからないことがあつたら聞いてくれるんではないか

くて、向かい合って説明してくれるかと、そういう、それだけの問題を含んでいると私は思うわけであります。しかも、きょうの質問は、そのことに、本当は尽きるわけであります。

地区ごとに行う行政懇談会では、なかなか人が集まらないということが言われます。地区役員など、いつでも同じメンバーしか来ないということが大きな理由になっていると思いますが、役場でテーマを決めて地区懇談会を開くということは、今までほとんどされていません。言ってくれば、どこへでも、たとえ少人数でも出かけて行って、意見を聞き、説明をする、あるいは、いつでも役場に気楽に話しに来てくれという、いわば、村長流は、それなりに前向きな住民を大切にしたいという流儀かと思いますが、しかし、現実には、同じ各種団体の同じメンバーと、いつも、いつも、その同じメンバー、限られた中で、そういう立場にある人たちだけと話をしているというふうなことではないかと私は想像してしまうわけであります。

消防広域化の問題は、行政懇談会は、村が住民に問いかける絶好の機会だと私は思います。ぜひ、地区に出かけて、村民と直接向かい合った話し合いをすることを期待し、私の質問を終わります。

○議 長 これです湯澤賢一議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時35分とします。
[午後3時22分 休憩]
[午後3時35分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
8番 柳生仁議員。

○8 番 (柳生 仁) 私は、国道、県道、村道の歩行者、通行車両の安全施設はと水源の森の保全の将来計画についての2問を質問いたします。

ことしの夏は、例年になく大変な猛暑でありました。役場、建設課の皆様は水の確保に昼夜を問わず奮闘しておったと、こんな話を聞いてまいりました。若い職員さんから聞く話であります、その職員さんは、今夜は、自分が当番だぞということで、10時からってことですが、その方は、目をきらきら輝かせて、あっちの水を、こっちの水をとってということで、村民の方々の水が足りないように頑張るんだと、こんなことを言っておりまして、本当にうれしく思いました。

また、振興課などにおきまして、危険木除去などは素早い対応でもってしていただきまして、住民からは、大変喜ばれております。世の中には、すぐやる課という課があるようでありまして、中川村では、本当に素早い対応には感謝をいたしているわけであります。

では、本題に入りますけれども、村内の国道153号線でありまして、歩道のない箇所があります。歩行者を事故から守るために歩道設置を関係機関に要望されているかということでありまして、現在、153号線でありまして、辰野から中川村まで歩道のない箇所はあるわけでありまして、こうしたところを、私は、歩いてみますと、大変に危険を感じているわけでありまして、歩いてみますと、通行車両も、普通車で

も軽車両のほうですけれども、歩行者を気にしてか、センターラインを大きくよけて走っていきます。

これからは、高齢者が交通手段として、よくありますセニアカー、メーカーによってはラクターという名前だそうでありまして、利用が多くなってきております。村長もご存じな上勝町であります、あそこは、相当、高齢者が、このラクターを利用しているわけでありまして、中川村でも、このセニアカーが多く普及しております。この箇所の歩行者をどのように守るかということ、安全対策のために歩道の設置をどのように考えておられるかお伺いします。

○建設水道課長 国道、県道、村道の安全施設についてお答えをいたします。

まず、国道153号の歩道についてであります。現在、小平地区から小和田地区の大平社まで、それから、牧ヶ原のふれあいトンネル、歩道トンネルから田島地区の交差点まで歩道が設置をされています。それ以外は設置をされておませんが、そのことは、現国道を計画、施工するに当たりまして、旧国道沿いに住宅街集中をしており、通学や生活道路等に利用する歩行者が旧国道を多く利用するという、こういう区間につきましては、歩道の設置が計画されなかったというふうに思われます。そうした中でありまして、歩道の設置につきましては、地区からの要望もあまして、管理をしております伊那建設事務所へ、毎年、要望は行っております。おおぬね年2回、行っておりまして、本年度も既に7月に現地調査も含めて要望を行ってきております。

また、国道に限らず、県道についても、危険と思われる箇所等については、歩道や横断歩道の設置を要望してきておりまして、例えば、昨年は、竜東線の葛北の地区に歩道と横断歩道を設置してもらっております。

また、現在、工事をしております北林飯島線長い坂工区につきましても、今年度、計画変更をしてもらいまして、歩道が設置されることになっております。

そういうわけで、今後も引き続き、必要な箇所については伊那建設事務所に要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○8 番 (柳生 仁) 毎年2回、要望しているということでありまして、その成果が出てこないというふうでありますけれども、先ほどだれかも言っておりましたが、今、リニア中央新幹線が工事に向けて話が進められておりますけれども、この工事が始まってきますと、先ほど村長も答弁の答えにありましたけれども、建設工事車両による通行車両が多くなるかなと、こんなように思っております。大変、今、課長の答弁であります、歩行者が少ないんじゃないかという話であります、建設水道課長、歩行者は全然通らないという答弁ですか、もう1回お願いします。国道を歩行者があるかないという考えですか。

○建設水道課長 歩行者が全然通らないということではございませんが、なかなか、毎年、要望してございまして、県のほうの財政事情もございまして、すぐの実現には至らないというのが現状であります。したがって、できることであれば、先ほど申し上げましたように、旧国道、旧道のほうを、少し遠回りになる場合もあるかと思っております、そちらのほうを優先して通っていただくような形で安全対策をしていただければというふ

- うに思います。
- 以上です。
- 8 番 (柳生 仁) 旧道を通れということの話であります、そうしますと、牧ヶ原ふれあいトンネル、あれも歩道なんです、何か話が合わないなあと、田島からトンネルを通過して小和田へ出るわけでありまして、あれから向こう、田圃道を歩いていけということの考えでよろしいのか、ちょっと、もう1回お願いします。
- 建設水道課長 ふれあいトンネルのことにつきましては、次の質問にもございますので、そこでとも思っておりましたが、確かに、あのトンネルを抜けて北側については歩道がございません。強いて通るとすれば、農道を通って旧道に上っていくという形しかありません。もしくは、危険ですけれども国道を通行するということになりますけれども、できれば、そういった危険な所を通るというのは避けていただくように、お願いとか、そういうふうにしていただくしかないのかなあというふうに思います。
- 以上です。
- 8 番 (柳生 仁) なかなか歩道設置が難しいようでありますけれども、村長は、この8年間、2期、村長をやってきたわけでありまして、この国道における歩道の設置がないことに対して余り関心がなかったのか、一緒になって陳情してきたのか、そこら辺をお伺いします。
- 村 長 先ほど建設課長のほうからもお答えをいたしました、伊那建設事務所さんも、何人ぐらい、車2台ぐらいでね、回っていただいて、県議さんも来ていただいて、私も行って、そして、その小和田、トンネルの北側の所から、ここから、ぜひ、歩道がないのでというふうなお話を、地元からも要望があつて、毎年、そういうことでお願いしているけれども、そろそろ何とかならんのかという話を、毎回、県議さんも一緒になって、やっていただいているわけですが、県も、いろいろね、いろいろ北山方飯沼線とか、竜東線の飯沼地区とか、県の中でいろいろ判断をしながら、どんどん、特に中川村、手厚くやっていただいていると思っておりますけれども、とは言え、何から何までできるというわけではないので、毎回、おっしゃるお返事はですね、実施、そこに行っているときに歩いている人もいたことがないしと、なかなか、実際の利用頻度が、あそこのトンネルの出た所から小和田の北のほうまで向かって何人歩いている人がいるのかと、BYJといいますか、費用対効果ということかと思っておりますけれども、そういうふうなことを考えていった中で、ここに限られた予算をですね、どう使っていくかということ、やっぱり県だって県民のお金ですから、有効利用するにはどういう所に使うのがいいのかという判断をしたときに、伊那建設事務所として、ここを優先的に歩道を設置をすべきだというふうな結論は、どうしてもできないなっているが、繰り返し、同じ議論です。ですから、実際、中学校、あるいは小学校に行く子どもたちも、旧道のほうを歩いて牧ヶ原のほうに上がっていつているかと思ひますし、そういう形の使い方をしていただくのがいいのかなというふうに思います。ですから、本当に、毎回、毎回の同じ議論を、ここで繰り返しやっているとというのが状況でございます。
- 8 番 (柳生 仁) 今の答弁の中に、大体、何人通るんだということでございますけ

- ども、人の命は非常に尊いわけですね。たまに通る1人でも非常に尊いわけでありまして。こういった方が事故に遭わないようにするためにも、行政っていうものは、常に目を配って対応していただいたいなあと私は思っているわけでありまして。確かに費用対効果って言ってしまつて、人がわいわい通ればよくて、少なればだめっていう表現ではなくて、やはり、危険は危険なんだと、前段、言いましたように、これからセニアカー等が増えてきますと、やはり、そういった方々も、電動カートですけども、できるだけ最短距離を通過していきたいなあっていう部分があるんじゃないかと思ひます。ぜひとも、村でもですね、県のほうに陳情するに、計画的に、ぜひともお願いしたいっていうことをくどく、くどく陳情してもらいたいと思ひているわけでありまして。やっぱり、人の命っていうのは、前にも地球より重いつて言われた総理大臣もおつたわけでありまして、こういった国道でもつて、これからリニアの工事が始まつてくる中であつて、こういった建設車両でもつて、万が一、こういった歩道のないところで人が事故に遭つたなんていへば、一体、何のためのリニアというようなことも出てくるわけでありまして、ぜひとも、くどく県のほうへ要望していただきまして、毎年、少しでも延長していただけるように、いま一度お願いしますけど、よろしいですか、もう1回お願いして。
- 村 長 先ほど申し上げたように、毎年、くどく、くどくお願いをしているというところでございます。
- 人の命は非常に大事なわけですが、小和田の国道を歩いている人の命だけじゃなくて、あちこちに、もう、いっぱい道路があつて、そこを、いろんなところで歩いている人たちがいらっしゃるわけですね、その人たちの命も、みんな、同じように貴重なんで、その道、その部分だけが、歩く人だけが貴重ではない、そして、県の予算、人の財布ですけども、それも貴重な税金であつて、それをどう使うか、じゃあ、ここを守れば、ここを歩いている人は何人救われるけども、こつちを直せば何人救われるっていうふうなことを考えざるを得ないですね。人の命は地球より重たいからつて、全部の道を歩道をつけて回るつていうわけにもいかないんで、そこは、お願いしながら、やっぱり県は県として優先順位をつけながらやっていただいている、その中で、中川村は、飯沼、今度やっていただけることになつたし、美里と飯沼の間もやっていただけるし、それから、西小学校のところが長い坂のところもやっていただけるしつていうふうなことで、あちこち、別に、そこをやっていないから県は何もやっていないわけじゃなくて、あちこち、考えながら、中川だけじゃなくて、ほかの地域のことも考えながら、それこそリニアが来る中で、全体の導線がどうなるのか、車の流れがどうなるのかというふうなことも予想しながら、ボトルネックになっているところを解消していかにかんということをやつていただいているわけなんで、単に、人の命は、1人は地球より重いから、ここを歩いている人は1人もおらんのかつて、1人でもおらんやつたら、やれよつていう話には、合理的に考えて、ならないのかなというふうに思ひます。
- しつこく、しつこくお願いをしているということも繰り返し申し上げておきます。

○8 番 (柳生 仁) しつこくお願いしてくれてあるっていうので、ぜひとも、そういった改良を少しでも手をつけてもらえるようお願いしたいと思っております。

次になりますけども、牧ヶ原ふれあいトンネル、これはでき上がってから久しいわけでありまして、中を歩いてみますと、大変汚れているわけですが、これはどこが管理しているかわかりませんが、年にどのくらい掃除をされておりますか、お伺いします。

○建設水道課長 牧ヶ原のふれあいトンネル、いわゆる歩道トンネルにつきましては、1998年、平成10年に竣工したトンネルであります。管理は伊那建設事務所ということでありまして、確認をしたところ、清掃につきましては行ってないということでありまして、確かに、汚いということなら、そういうことだと思います。

○8 番 (柳生 仁) そこで私が気になるのはですね、中川村は日本で最も美しい村を宣言しているわけですが、こういった所も目を配って、たまには、年1回でも、どういう形がいいのかわかりませんが、人がいなければ、ボランティアを募るとか、有志を募るとか、いろんな方法はあるわけですが、清掃には高压洗浄機が要るわけですが、何らかの形できれいにする方法がないのか伺います。

○建設水道課長 おっしゃるとおりでございますので、伊那建設事務所の担当者とお話をさせていただきながら、清掃できるように考えていきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

○8 番 (柳生 仁) 清掃ができるように対応していただけるということで、期待をしておりますし、必要があれば、ボランティアで清掃に回ってもいいと思っております。

次に、牧ヶ原ふれあいトンネルでありますけども、これは、中央にバリケードがあって、セニアカーが通る場合に端っこに回らなければならないという所があります。慎重に通れば通れるわけですが、ときとしてトラブルが発生するような可能性もあるわけですが、この対応はどのように考えておられるかお伺いいたします。

○建設水道課長 トンネルそのものの管理は、先ほども言いましたように伊那建設事務所ということでありまして、管理のほうをしていただいているわけですが、確かにバリケードがありますが、あれは、車が入っていかないためのバリケードということで、確かにセニアカーについては通りにくいわけですが、通れないわけではなくて、端のほうから入っていくことはできます。ですので、そういう要望等があるようでしたら、それについても伊那建設事務所のほうに上げて相談をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 必要があれば対応するということでもありますので、ぜひとも、そういった方が事故が起きないようにしてもらいたいと思っております。

3番目のふれあいトンネルは、全部で413m、歩いてみますと、結構長いんですね。歩くたびに思うんですけども、これが途中で何らかのトラブル、どんなトラブルかわかりませんが、起きたときに、その歩行者が400m走っていくんだか、歩くんだかわかりませんが、非常な恐怖感を感じるトンネルでもあります。真つすぐ見えるんだけれども、先が遠いっていうことで、あの中央に、ちょっとした避難通路のような小トンネルが車道に向けてできないかどうか、確かに、非常ベルはいっぱいついてお

りますけども、非常ベルを鳴らすのと、また、避難通路とは別でありますけども、それができないかどうか、全く必要ないって言えば、それまででありますし、事故もないって言えば、それまででありますけども、事故とか事件っていうのは、いつ、どこで起きるのか、想像もつかないわけでありまして、そういった必要性について伺います。

○建設水道課長 確かに、危険防止のためには、そういった避難通路も必要かというふうに思いますが、あのトンネルにつきましては、トンネル、すべて、そうですが、国や県の設計基準というものがあまして、それによりまして、トンネルは、交通量と延長によりましてAからD等級に分類をされております。それで、各等級ごとに設置しなければならない施設が決められているということで、牧ヶ原の歩道トンネルにつきましては、A、B、C、DのD等級ということでありまして、それでいきますと、避難経路の設置は定められていないということでありまして、

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 規則は規則でありますので、しようがないかもしれませんが、ぜひとも、そういう危険度を十分察知していただきまして、今後の対応に考えてもらいたいと思っております。

次に、長い坂の工事現場、先ほど村長から答弁ありましたが、課長のほうか、今、さわやさんの前の橋の工事が、いよいよ完成に向けて進んでいるわけですが、完成後でありますけども、従来のクランクの道路から直線の道路になっていきます。交通車輛もスピードが相当上がるかなあと、こんなように思っておりますけども、これに対して、歩行者の安全対策は、今、どのように考えているか、依然、ちょっと伺いましたら、特に押しボタンの信号灯は考えておられないというようなことがありましたけども、今現在はどんなふうに考えておられるかお伺いいたします。

○建設水道課長 県道の北林飯島線の改良工事につきましては、平成22年度から工事が始められておりまして、現在、先ほど話がありましたように、長い坂のさわやさんの前まで工事が進められているという状況であります。それで、工事の完成については、平成26年度、もしくは27年度とされております。それで、発注者は伊那建設事務所でありまして、工事に当たりましては、公安委員会との交差点協議を行っております。その結果をお聞きしますと、心配されております信号の設置については、設置するようにはなっておりませんで、注意喚起の看板、それから路面標示ですね、で対応する計画というふうに聞いておりますので、よろしくお祈りいたします。

○8 番 (柳生 仁) 看板とか路面標示は、確かにそうではありますが、朝の通勤時間帯、今、工事中で、今は通っておりませんが、工事やる前ではありますが、皆さん、非常に忙しく通っていきます。そのときに、特に歩行者、学校へ来る子どもさんが多いわけでありまして。路面に、むしろ、ああいう所は、将来性を見据えて、子どもたちが1人でも被害に遭わないように、最初から、押しボタン式の信号でいいので、設置するようなことを思い切って訴えていただきたいと、ときには村が予算をつけてでもつけるくらいな姿勢はないかどうか、とても大事なことでありますし、先生方も、これ、道、

よくなるけれども、完成後が、非常に通学のことどもが心配ですと、田島のほうから来る子どもはいいわけでありませうけれども、横前のほうから来る子どもは、必ず、直線道路のほうの横断を渡らなければならないということでもあります。看板だけで本当に、また、路面標示だけで、あの急坂を降りてくる車輛が速度を落としてくれるかなあと大変心配しておりました。村としても、このところを真剣に考えていただきまして、完成までに、ぜひとも押しボタンのようなものがつけられるような、押しボタン式信号機のつけられるような対策をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○建設水道課長 先ほども言いましたように、この道路は県の管理でございますので、村がどうこうということは、なかなかできないと思います。

それで、もし、信号灯を設置する場合には、当然、事前に公安委員会との協議、必要なということでございますので、現段階では、県のほうでは、信号まではつけないということのようでもありますので、道路が完成した後にですね、そういった状況がありましたら、また、協議をしていくということになるかと思えます。

よろしくをお願いします。

○8 番 (柳生 仁) 今の答弁の中で、完成後にときとして検討しようという答弁でございましたが、交差点なんかは、事故があると真剣に検討して対応するケースが比較的多いような気がするわけですが、現在の場所は、もう、子どもたちが必ず横断するってわかっているし、そういった部分においては、積極的に県のほうに、決まりとか、通行量とかあるかもしれませんが、こういう機会に設置してもらえるように、県の仕事なので、ちょっと村がどうこう言えないって言いますが、村としての要望っていうのも、私は出せると思っているんです。そういったことを要望していただけますか、もう一度お願いします。

○建設水道課長 そういうお話があったということはお伝えをしていきます。それ以上のことにつきましては、また、協議の結果ということでございますので、ご了解いただきたいと思えます。

○8 番 (柳生 仁) ぜひともですね、完成後に、みんなが楽しんで通れるような環境整備をお願いします。

次に、4番目の県道伊那生田飯田線、北山方飯沼線と県道の交差点になりますけれども、あそこに、日曾利のほうに行く所に大型車両進入禁止の看板設置をつけてもらいたいと、っていうのは、ことしですけども、駒ヶ根地籍でもってトレーラーが強引に入ってきて大変な事故になりました。今から30年ほど前ですかね、やはり大型のクレーンが入ってきて天竜川に落ちたことがありました。これは駒ヶ根地区でありますけれども、現在の中川村から日曾利へ行く間にありますけれども、通称、日曾利よけと言っておりますが、私も何回かトラックをとめたケースがあります。あそこは、当然、道路標識でもって大型車両の進入禁止の看板がついているわけですが、その標識を比較の見落とすと、ことしあった事故もそうですが、標識を見落としたケースがあって、ただナビだけでもって突っ込んでいってしまったということでもあります。ぜひとも、今の道路標識の柱のところにも大型車両進入禁止、今あるのは4t車以上進入禁止っ

て書いてあるわけですけども、そういった看板設置を県のほうに呼びかけてもらって、通称、日曾利よけでもって、一般車両、道を知らない方が事故を起こさないような施策を村としても呼びかけてもらいたいわけですが、いかがですか。

○建設水道課長 今、お話のありました県道伊那生田飯田線、竜東線と村道北山方飯沼線との交差点のところではありますが、南から北へ向かって、非常に見づらいわけですが、県道の標識と並んで大型車両通行どめの標識が、実は、1枚、ついております。ただ、非常に劣化が進んでおまして、見にくいことは事実であります。ですので、それについては、見やすいように取りかえを、近々、公安委員会のほうへ要望していきたいというふうに考えています。

また、看板につきましては、もう少し手前の県道大草坂戸線、下平の信号から坂戸に向かって3差路に、ちょっと手前にですね、大型車は通り抜けできませんという標識、看板が、やっぱり、ついておりますけれども、なかなか見落としをされてしまうのかなあと気もいたしますけれども、いずれにしろ、見やすいように表示を取りかえたりしていきたいというふうに思っております。

いずれにしろ、県道でございますので、公安委員会とか伊那建設事務所のほうにも相談をしながら進めていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○8 番 (柳生 仁) 今、看板を取りかえたりしていきたいと言っておりますので、お願いしたいわけでありませうけれども、ぜひ、日曾利橋のもとに、丸い看板と、もう1つ、黄色くした長い看板でわかりやすく設置したものがありますので、ああいったものを参考にして、ぜひとも、間違っって道を知らない方が入っていかないような対応を村としてもお願いいたします。

次に、5番目の村道で設置が難しい箇所——歩道の設置が難しい箇所にグリーンベルトの延長っていうことでありまして、このことは、ちょくちょく質問しておりますけれども、大草中央線のグリーンベルトは大変成果が上がっているように思っております。そこで、私は、村外のところを歩いてみますと、最近では、広くとるばかりじゃなくて、狭い道路でも外側線の横に50cmの幅でも緑にラインを引いて、歩行者が歩くんだけよってという明示してあるところがあります。中川村でも、こういった非常に設置のところ、交通マナー向上が必要だけでも、なかなか、工事とか設置が難しい箇所がたくさんあるわけでありませうけれども、これからの来年に向けてグリーンベルトの延長をするような対策を、ぜひとも検討してもらいたいと思えます。特に、歩行所の安全確保をするためには歩道がいいわけでありませうけれども、いろんな、等、問題がありますので、まず、簡易的ではありますが、グリーンベルトの設置をお願いしたいと。

続きましては、こういったところではですね、喬木村さんですか、外側線に工夫をして、突起物のイメージのあるようなラインも設置してあります。そうすることによって、車も、おっと危ないっていうような感じがする部分があるわけでありませうけれども、慣れてきてしまえば、それまでかもしれませんが、そういったのを調査をしましてですね、ぜひとも設置をお願いしたいし、私は、特にお願いしたいのは、南田島から西小までの間、あれは、旧道でありますけれども、非常に狭くて、建設工事——歩道の

建設工事も難しいわけではありますが、ああいったところも、子どもさんが多く通るわけですので、子どもさんの安全のためにもグリーンベルトは研究してもらいたいと思いますが、その点はいかがですか。

○建設水道課長

グリーンベルトのことでありますが、本来的に申し上げますと、一番いいのは、車道と歩道を分離をしまして、歩行者の安全を確保するということが一番いいわけですけれども、地形やその他の条件、やむを得ない状況によりまして道路改良及び歩道設置が困難な場合において、村道の路側帯をカラー舗装をして、歩行者専用ということで、視覚的にドライバーに認知をさせるということで、車と歩行者の接触を減らすということを目的にグリーンベルトというのは設置をされるわけですけれども、特に、近年、道路拡幅改良によりまして安価で迅速に交通安全につなげる方法としまして、近隣市町村でも設置をされているのは、今、お話のとおりであります。もともと幅員が狭いところにグリーンベルトと設けるということですので、さらに車道幅員が狭くなってしまうということがあります。そうしますと、通勤ですとか、耕作用の道路としての利用をしている地元の住民のさんにとりましては、かなり生活道路としての利用が制限されてくるということも出てきます。

また、このグリーンベルトの歩道については、道路交通法でいきます駐停車禁止用路側帯というふうに位置づけられまして、道路は駐停車禁止等の法定指定規則が適用されてくるということもございます。ですので、設置の際には、地元の住民の合意を得ることも必要になってくるかと思えます。

また、歩行者が通行の際には、右側の進行であればいいんですけれども、左側の進行でありますと、車両の通行が後ろから来ますので、不測の事態には逃げることができないというようなこともあるわけです。

ということで、説明しましたように、一番いいのは歩道と車道を分離をして、また、道路を拡幅改良してやっていくということがいいわけでありまして、それが歩行者の安全につながるというふうに思います。

また、グリーンベルトの設置について、財源的なことからも、ちょっと詳しく述べていきますけれども、この設置については、過疎債のソフト事業で施工が可能です。また、道路の拡幅改良事業については過疎債のハード事業で施工ができるようになります。ご存じのように、過疎債については、平成 27 年から 5 年間延長されて 32 年までとなっております。そういうことで、グリーンベルトを過疎債のソフト事業で設置した場合、その場合には、完了後 15 年以上は、逆にいじれないということがあります。ですので、拡幅改良事業はできないということになりますし、また、その逆で、拡幅改良事業をやったところについてはグリーンベルト等の設置もできないということになります。そういうことでありますので、過疎債の事業の延長に伴いまして、道路の改良拡幅路線の見直し、あるいは来年度以降の優先順位について、これから来年度中の計画の決定ということを目指して調査を行っていきたいというふうに考えております。

ですので、したがって、道路の拡幅改良路線については、グリーンベルトの設

置はしない方向、それから、拡幅改良ができない通学路等の歩行者が多い路線については、これから関係部局と点検等を定期的に行いながら、歩行者の安全確保を図る観点から検討、あるいは設置を行っていく、そういうふうを考えておりますので、よろしく申し上げます。

○8 番

(柳生 仁) 前向きな答弁と理解いたしております。

特に、豊丘村さんあたりは、車道が 4 m ぐらいの狭い所でも外側線のところにグリーンベルトをつけたりとか、宮田村さんあたりは、3 m ちよつと、4 m もない所でも設置がされております。決して、いろいろ難し問題があるかもしれませんが、子どもの安全、歩行者の安全を守るためには、ぜひとも、こういった仮の対策かもしれませんが、対策をしてもらって、歩行者の安全を守ってもらいたいと、こんなように思っておりますが、今のお話ですと、1 回、設置すると、15 年間は道路改良できないよっていう話もあるようでもありますけれども、なかなか、そんなには、どんどん道路改良が進むとは理解しにくいんで、ぜひとも、子どもさんの安全、歩行者の安全のためにも、グリーンベルト設置は今後の研究課題として進めていただきたいと思っております。

次に、下平の交差点から中学校までの間でもありますけれども、歩道が、最近、傷んでいるわけでもありますけれども、特に中学校の裏門の入り口ですか、あそこ、進入路が、角度で言いますと、8 度か 10 度、それから、バス停のところでも、やはり、そのぐらいの角度がありまして、あそこを見ておきますと、周りに電動カーが通ることもあるわけでもありますけれども、電動カーの転倒危険角度は、メーカーはスズキでありますけれども、5 度ぐらいが危険で、安全の角度かなあというふうに言っております。国の基準でありますと、国は大ざっぱで、言うと怒られますが、10 度でもいいよと言っているようでもありますけれども、メーカーでは 5 度ぐらいの横断角度へ行くと危ないよと、5 度以上はということで、今、中川村でも、このセニアカーが普及しておりますので、そういった所の改良をしてもらいたいと、こんなふうに思っております。

また、牧ヶ原橋のたもとでありますけれども、両方とも舗装の段差が大きくなってきております。ああいったのも、常に小まめに点検をし、歩行者がつかづかないように、また、そういった電動カーが無事に走れるように、そんなことを見てもらいたいと思っております。

いずれにしても、全体的に歩道が古く、傷んできておりますので、点検と修理をお願いしたんですが、いかがですか。

○建設水道課長

村道の大草桑原線の中で沖町の交差点から国道 153 号までの間については歩道が設置をされているということで、ご指摘のとおり、構造上、段差が生じている所も幾つもあります。ちょっと角度までは確認をしておりますけれども、そういった中で、セニアカーの通行に支障がある場合もあるかというふうに思います。そういった中で、できるだけ維持補修をしていきたいというふうに考えておまして、今年度についても、下平交差点の上下に 1 カ所ずつ、2 カ所については修繕工事を行って通りやすいように改良を加えております。

そういったことで、今後も危険な箇所も幾つかあると思われまので、そういった所については、修繕を、順次、行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○8 番 (柳生 仁) 特に、電動カーに乗っておって転倒しますと、恐らくは、その運転手さんは、腕の骨折とか、結構大けがをするんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも、早急に点検をし、改善を図るように努めてもらいたいと、そんなふうに思っております。

あと、村道のガードレールであります、夜間、走ってみますと、反射鏡がついているわけですが、ときとして、反射鏡が老朽化したのか、また、支柱にある反射テープが古くなったのか、余りはっきり見えない部分が大きくなってきております。これが、夜間、慣れた道でも、ときとして闇夜と同化しちゃってガードレールの雰囲気がわからない場合があります。昨年ですけど、小渋線で起きた事故の事例を申しましたけども、あそこへ行ってみますと、やはり、夜間、そういった同化したときには、直線に見えてしまって、反射テープがない場合はまっすぐ行っちゃうかなあつていう部分がありますけども、村道の、そういった安全施設の点検をいま一度お願いしたいわけですが、その所はどうですか。

○建設水道課長 道路の安全対策、安全施設の対策についてであります、できるだけ点検をしているつもりでありますけれども、なかなか、箇所数が多いために、すべてには目が届いていないということでもありますけど、地区の要望では、幾つか上がってきているのがありまして、今年度も幾つもの地区から要望をいただいております。そういった所については、ガードレールへの反射テープの付設、あるいは古くなって見づらい標識についても、交換等もしていきたいというふうに考えております。

また、警戒標識については、公安委員会との協議が必要となりますし、要望も上げていく必要があるということでもありますので、今後も、そういった形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○8 番 (柳生 仁) 安全標識、だんだんに見ていただくということのようですので、ぜひとも、夜間、走ってみますと、また、わかるんで、大変であります、ときとして、役場職員さん方の、どういう所が多くありますので、そんなことを建設課のほうに言うていただいて、あそこは危ないとかいうようなことをしてやって、点検をいただければいいかなあと思っております。よろしくをお願いします。

次に、2問目の水源の森は守り続けなければならない大切な資源であり、行政にも大きな責任がありますということで、保全のための将来計画ということで伺ってまいりますけども、このことは、あす、2番議員のほうからも質問がありますから、自分なりのことを質問させていただきますけども、山を守っていくっていうのは、短い歳月で守っていくのではなくて、何十年という長い歳月をかけて守っていくわけでありまして。そのために、1年単位でやることは、一遍に大きな面積をやるんじゃなくて、こつこつと守っていくかなにやあならないと、そんなふうに思っております。そういった点でも、中川村でも、将来計画的にも、山の保全のための対策を考えていかなければ

ばいけないと思っております。

ことしは、県の企業局の発電所も水がなくてとまった事例があったと新聞報道もあったわけでありまして、ぜひとも、よろしくをお願いします。

ことし、八十二銀行さんが陣馬形山の牧場跡に広い範囲でもって植樹をしてくれました。植えられた苗木であります、現地へ行ってみますと、相当数が根づいたかなあと、こんなように思っております。また、食害もなくってということは、防護さくの成果があったのかなあと、このように理解しております。

今後、村として、この山の管理をどのように考えているかお伺いします。

○振興課長

陣馬形牧場跡地ですけれども、草地は21haあります。沢筋など一部については、雑木が生い茂ってきているんですけれども、依然として草地のままという部分が相当数ありまして、シカの格好のえさ場となっているという実態がございます。数年前に一部へ植林を行いました、食害防止ネットが設置していなかったために、シカの食害に遭って成長できないままというふうな状況になっております。このような状況から、牧場跡地への植林は、その後は手がつけられていないかたわけなんですけれども、八十二銀行が創業82周年を記念して植樹をしたいということで、費用面並びに人員面で全面的に協力していただきまして、この5月にミズナラの植樹をしたところでありますけれども、非常に、植樹後、空梅雨、それから、夏の高温少雨、そういう中で、私も何度も足を運びながら成長を見守ったわけなんですけれども、100%活着とはなりませんでしたが、8割程度は活着しているのかなというふうに推測しております。

また、食害防止ネットの効果なんですけれども、さくの外側には草を食べた跡だとか、足跡だとか、シカのふんが見られます。しかし、さくの中には進入した経過がないということで、非常にこの効果は大きかったのかなというふうに判断しております。

今回は、長野県が推進しております森の里親促進事業というのがございまして、それにより、村と八十二銀行が上伊那地方事務所長を立会人として協定を締結しまして、森林整備のための資金の支援、それから、行員の皆さんの林業体験に利用しようということで、契約は、この4月1日からの1年間というふうになっておりますけれども、八十二銀行の意向としては、植樹に関してのみの費用と、その際の人員面での協力のみということになります。

今後の管理としましては、村が行っていくというふうに考えておりますけれども、当面は、育樹のための草刈りが必要ということで、本年度は、村の育樹祭を10月19日に開催しまして、草刈り作業を行うよう計画をしておりますので、村議会議員の皆さんのご協力を、また、お願いをいたします。

また、平成26年度には郡の育樹祭が中川村へ当番が回ってまいります。大勢の皆さん、また、マイクロバス等をとめられる場所っていいますと、どうも、村有林のあたりですと、陣馬形が一番適地かなということもございまして、状況によっては、この軍の育樹祭で、また、八十二銀行が植樹していただいた所の草刈り作業を考えていきたいというふうに思っています。

先ほども申したとおり、牧場跡地には、まだまだ多くの草地がありますあります

れども、ニホンジカが非常に増えております。僕らも仕事で山へ行ってみますと、昔は、木下に灌木がかなり生い茂ったところが、みんなシカに食べられて、山の下がずっと見通せるような山が非常に多くなってきています。そんな中では、1つは、数が増えているということもございますし、特に南向地区、鳥獣防護さくの設置によりまして、里へ出てくるものが非常に少なくなった、その反動も、山のほうへ影響が、今後、出てきて、植林等されているものも、これから食害に遭っていくんではないかという心配を非常にしております。

現在、個体数調整につきまして、猟友会に皆さん、積極的に行っていただいているわけなんですけれども、山間部では、なかなか見通しが聞かないという中では、この陣馬形の牧場後の草地っていうのを有効に活用して、個体数調整、あるいは駆除を行っていただいております。特に、すぐに、まだある草地を植樹していこうことは、ちょっと、すぐには考えられないところであります。

以上であります。

○8 番 (柳生 仁) ことしは、陣馬形も19日に育樹祭をやろうということでございますので、積極的に参加をして、少しでも草刈りしたりしたいと、また、来年は、郡の、そういったものをいただいてやろうということで、これは、あるい面、ちょっと人の力を借りることでありますけれども、それ以降、やはり、村としても、このものを大切に、将来、立派なミズナラの林にするためのある程度の計画的なものがほしいわけでありまして、その見通しはどのように考えていますか。

○振興課長 最近としましては、この食害防止ネットを張ったというのが、これが、本当は一番新しいんです。過去には、西地区の村有林等でカモシカの防護さくを張ったりとか、それから、ノウサギのさくを張ったりしたことはございましたけれども、最近、植林が、ちょっとなくて、この食害防止ネットを、これ、今回、使ってみて、今の段階で非常に効果はありますけれども、今後、効果や環境性も、もう少し見たい、それから、果たして陣馬形の牧場跡地が木の生長に本当に適しているかどうか、そういったことも少し見たいということで、そこら辺の様子を見ながら計画を立てていくことになろうかと思っております。今すぐ今後の計画というふうには考えておりません。

○8 番 (柳生 仁) そうですね、標高の高い所にありますので、気がすくすく伸びるとは思いませんが、やはり10年ぐらいはまめに手入れしていくと木の成長も早いかと、こんなふうに思っております。ぜひとも、幅の面積も広げてですね、村としても、八十二銀行さんだけに頼るんじゃなくて、村としても、毎年、少しずつ広げて、あの山の保全に努めてもらって、水が守られるような環境整備をしてもらいたいなあと、こんなふうに思っております。

次に、森林オーナー制の導入っていうことでお伺いしますが、美しい村、最も美しい村連合に加盟した中川村は、都会の方からは大変魅力的な村であろうと、そんなふうに理解いたしております。

そうした中で、山の手入れがおくれている個人山等あるわけでありまして、こういったものとか、中川村の山でもオーナー制を導入し、その方も一緒になって中川

村を理解し、中川村のファンになってもらう、こうした制度が、今後、求められてもいいんじゃないかと、全国的にも取り組んでいるところもあるようであります。これは、一定の金額をオーナーさんに寄附いただいて、その一定の面積をその方にずっと管理をしてもらって、伐採するときには、その方と半分ずつ分けるんだよというような仕組みがあるようでありますけれども、仕組みについては、また、別途考えまして、まずは、村有林、昨年、行った三木の平らな村有林があるわけでありまして、ああいったようなところでオーナー制を導入し、一緒になって管理してもらおうような考えを取り組んでもらって、中川村のファンをつくってもらおう、そんなことを考えてもらおうといいんですが、どのように考えておられるか。

○振興課長

国内の森林のオーナー制度といたしましては、山林をあっせんして購入してもらおう方式のもの、それから、年間使用料を徴収して一定の区画内を自由に使用していただくもの、それから、1口幾らの出資金により育林を行って、木材の販売収入を分け合う分収育林、このような方式が主なものかなというふうに思いますけれども、また、制度の実施主体ですけれども、国、市町村だったり、あるいは森林組合だったり、ボランティア団体や任意の団体と、こういったものがあります。

今、柳生さんのご質問では、分収っていう考え方かなというふうに判断させていただきまして、その部分でお答えさせていただきますけれども、分収育林の代表的なものとしては、林野庁が国有林により実施した緑のオーナー制度っていうのが過去にございました。一般公募によりまして1口50万円または25万円の出資を募ってやってまいりましたが、木材価格の激落から販売収益の分配が出資額を下回るものが圧倒的に多くを占めまして、訴訟問題へと発展しているということで、そのため、国有林野事業の抜本改革まで行わなければならないことがございます。そして、平成11年以降、新たな募集は行われていないということであります。

一方、地球環境の問題がクローズアップされている中、企業が環境活動へと取り組みを行って企業のイメージアップを図ろうとする動きが活発化してきたと、この春の八十二銀行の植樹も、そういった部分もあるのかなというふうには思いますけれども、このような中、先ほども申しした県では森の里親促進事業を推進しております。具体的には、県が里子となる森林を所有する市町村あるいは集落等と里親になろうとする企業の仲介を行いまして、企業は、森林整備の資金や、場合によっては従業員の研修等の研修ということで労働力を提供するとともに、企業のPRあるいは従業員の福利厚生に使っていくと、市町村や集落等の森林所有者は、森林を提供して、また、企業との交流とか、提供された資金や労働力によって森林整備の実施、そういったものをやっていくというもので、県内では、この7月1日現在で88件の里親契約が締結されております。

村内には、伊那谷の展望台とも言える陣馬形山を中心とした陣馬形の森公園、あるいは森林体験施設である四徳森林体験館、オートキャンプ場、それから、桑原キャンプ場、釣り堀、こういった村の豊かな自然や森林を楽しむ施設もございます。これらを有機的に結ぶ林道の整備も、現在、進めております。特に、インターネットの情報

から、最近では非常に陣馬形へ登られる方っていうのは非常に増加しております、
関東や関西方面からも大勢見えられております。

森の、この里親促進事業には、八十二は1年間だけということですが、企業
によっては、3年とか5年とか、そういう契約もございますので、この森の里親促進
事業で新たな里親企業を募って村有林の整備や育林を進めていくというのが1つ、そ
れから、村としても、この陣馬形の今の人気をうまく利用しながら、村内の各所へ人
が流れるような方策、こういったものを考えていきたいというふうに考えております。

○8 番 (柳生 仁) 関連質問が、あした、2番議員からあると思いますけども、ぜひと
も、この中川村の人気をですね、今の里から山へと受けていただいて、そして、都会
の方が自分の管理する木を1本2本切って楽しめるような環境づくり、これは、振興
課でも、ぜひとも考えてもらって、より人気の高い村づくりをお願いしたいと思っ
ております。

まとめませんが、以上で質問を終わります。

○議 長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時32分 散会]